



／おかえり／



# 子どもの居場所の全国展開に向けた提言書

—困難に直面する子ども自身が  
安心して過ごせる場が切れ目なく続くために—

日本財団  
2022年4月

※本資料の全文または一部を転載・複製  
する際は日本財団までご連絡ください。 1

# 提言書目次

- 1. はじめに
  - ・なぜ今、子どもの居場所が必要か
  - ・アブストラクト
- 2. 課題：困難を抱える子どもの実態
  - ・2-1 各課題別に見る「困難」の実数について
  - ・2-2 子どもの困難の「重なり」
- 3. 課題：子どもへの支援の不十分さ/届かなさの実態と要因
  - ・3-1 子どもの貧困対策KPIから見る支援総量の不十分さ
  - ・3-2 自治体での運用状況から見る支援のばらつきと必要とする人に届いていない実態
  - ・3-3 国制度から見る対応漏れ・制約
  - ・3-4 自治体での運用のばらつきの背景や要因
  - ・3-5 必要とする人に行政支援が届かない原因
- 4. 厚労省新規事業のベースとなった子どもへの包括的支援の先導的実践の紹介
  - ・4-1 日本財団「子ども第三の居場所」事業の概要
  - ・4-2 日本財団事業で得られている効果
  - ・4-3 効果をもたらす「包括的支援」とは
  - ・4-4 NPO団体等で実施する居場所事業でも見える顕著な成果
- 5. 提言総論：子どもの複合的困難に対応する、包括的な支援が行われる居場所
- 6. 子ども自身が「居場所」と感じられる場にするために必要な7つの政策提言
  - ・6-1 自治体での事業化に向け、国に提案したいこと
  - ・6-2 自治体に提案したい、まず一步
- Appendix. 有識者会議委員名簿/開催概要

# 1 .はじめに

---



## 「なぜ今、子どもの居場所が必要か」 日本財団会長 笹川陽平

「世界中で日本ほど子どもが大切に扱われる国はない」。明治初期、米国の動物学者エドワード・モースはこう記した。翻って今日、日本は子どもを「社会の宝」として大切にしていると言えるだろうか。少子化が叫ばれて久しい中、虐待や自殺、いじめに関する悲しいニュースが後を絶たず、不登校の子どもは過去最多を更新し続けている。経済的困窮を含め、家庭や学校生活において何らかの困難を抱えている小学生は、なんと100人の内延べ34.3人を数える。これが、今の日本の現実なのだ。

これは単に家庭や学校だけの問題ではなく、地域コミュニティが崩壊しつつあることの帰結である。かつての日本では、学校が終わると子どもたちが近所の商店の前に集い、地域の大人たちが子どもたちの面倒を見るのが日常だったが、現代ではそのような光景はほとんど見られない。SNSの発達や核家族化の進行により、地域のつながりは希薄化し、多くの子どもとその家族が孤立している。とりわけ、経済的困窮などの困難を抱えた子どもの孤立は深刻なリスクを孕むため喫緊の課題である。

このように孤立・孤独にさいなまれる中で、子ども自身も将来を憂えているという。日本財団の18歳意識調査によると、「自分は大人だと思う」「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合がそれぞれ3割に満たず、日本は諸外国6カ国中最下位である。子ども自身が将来の希望を描けない国に、明るい未来などあるのだろうか。

そこで日本財団は、いち早くこの問題に着手し、我が国の未来を担う子どもが人との交わりの中で健全に成長できるように、家庭・学校に次ぐ放課後の居場所を地域につくる「子ども第三の居場所」事業を2016年より全国各地で展開してきた。こうした実践をもとに、今後は官民一体となって、より強力に居場所づくりを推進する必要があると考え、提言書を作成することにした。約1年半の長きに渡り、学術、行政、現場の各分野の専門家に闊達にご議論いただいた成果がこの提言書にまとまっている。ご協力頂いた関係者の皆様にこの場を借りて御礼申し上げます。

日本財団のこの取組に政府も着目し、2021年には類似する行政事業が立ち上がったと聞く。大変喜ばしいことであるが、ここからが正念場である。日本財団の「子ども第三の居場所」の真髓が理解され、全国的な議論と活動が呼び起こされることを願ってやまない。

## アブストラクト：困難に直面する子ども自身が安心して過ごせる場が切れ目なく続くために



### 今、何が起きているのか

- 困難に直面する子どもは延べ学年の**3人に1人**。複数の困難を抱える子どもは**約8割**。
  - 「小学生」に対応する事業は空白地帯。日本財団拠点の利用者のうち、過去に公的な学習支援・生活支援を受けたのは**5～6%**
  - 域内に生活学習支援事業がない都道府県は**15**にも及び、子どもが自力で通える真の充足率で見ると**20%以下**がほとんど
- 支援が至らず、**つながれない**。また支援内容/支援頻度が少なく習慣化に至らず、**つながりが切れやすい**。



これまで日本財団では、公的支援ではつながれなかった子どもに、居場所を届け、学習習慣・生活習慣・心理状態を好転させてきた。では、その成果を支える支援の重要な要素とは何か？

### 支援の鍵となる5つの要素

- 1 情報を基に、**歩み寄って**支援を開始し
- 2 その子、その保護者の**個別性**に応じて
- 3 **長期目線**での支援を
- 4 子どもだけでなく、**保護者にも**届け、
- 5 行政等の様々な**関係者と調整・協働**する



この5要素によって困難に直面していた子ども自身が安心・成長できると実感でき、習慣も好転させる『居場所』が提供できている

支援の鍵となる5つの要素を漏らすことのない事業が始まり、  
困難に直面する子ども自身が「居場所」と感じられる場が、切れ目なく継続し、全国に多様に発展する社会へ

## 2. 困難を抱える子どもの実態 ～子どもを取り巻く「困難」とは～

---



## 2-1. 各課題別に見る「困難」の実数について

---



# 子ども・家庭を取り巻く困難を100人の学年にすると

■ 子ども・家庭を取り巻く困難を、100人の小学生（1学年相当の集団を想定）のうちの比率で表すと、延べ数においては**34.3人（学年のうち、およそ3人に1人）**は、経済的、家庭的、学校生活における困難等、何らかの困難を抱えていることになる。



※実際には、ある子どもに複数の困難が折り重なっていることは珍しくないという点に留意が必要

（出所）分母となる小学校児童数は、文部科学省「学校基本調査（令和3年度速報値）」

（注釈）分母となる小学校児童数は、義務教育学校在席児童数は含まれない

- ① 文部科学省「令和2年度就学援助実施状況等調査」（児童数は令和元年度）
- ② 厚生労働省「令和2年度 福祉行政報告例」
- ③ 文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
- ④ 文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（※小学校数値。中学校にすると約4人になる。）
- ⑤ 文部科学省「令和元年度 通級による指導実施状況調査」
- ⑥ 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年実施）
- ⑦ 文部科学省「平成30年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」
- ⑧ 文部科学省「令和2年度学校基本調査」

- ① 要保護、準要保護児童生徒数、被災児童生徒就学援助児童生徒数の合計
- ② 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの合計
- ③ 認知件数の延べ数
- ④ 新型コロナウイルスの感染回避による欠席者含む
- ⑤ 言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱
- ⑥ 標本抽出調査による割合を適用。小学校児童：7.7%、中学校生徒：4.0%
- ⑦ うち外国籍児童：26,316人、日本国籍児童：7,669人



# 貧困対策大綱等で例示される困難の実数

- 子どもの貧困対策大綱、内閣府子ども白書、日本財団居場所事業で定義する3文書上の「困難」を例に見ると、**実数としても10万超え、中には100万越えと非常に多い。**

子どもの貧困対策の得意分野

特に経済要因による  
生きづらさ？

高齢者世帯を除く生活保護世帯：720,633世帯  
**生活困窮世帯**

就学援助対象者数：1,344,916人（公立児童生徒の14.53%）  
**経済的困窮**

子ども食堂数 5,088か所/充足率19.17%（過去最大数）  
**食育（特に児童養護施設等、ひとり親家庭の子供）**

児童養護施設入所児童：27,026人  
里親：5,382人  
FH：1,513人

社会的養育が必要な子供

児童養護施設等

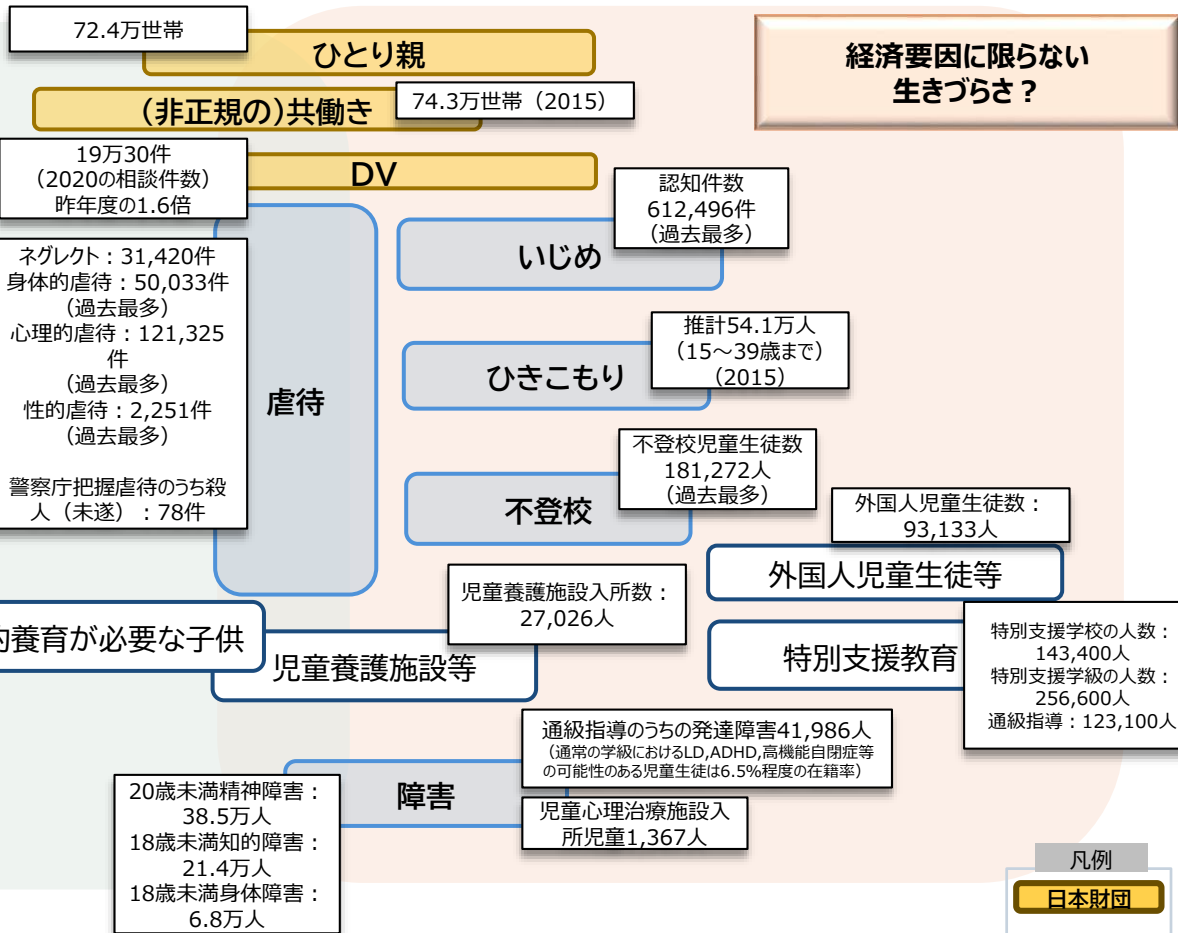
参考となる数値

年少人口 1,503万人（2020）

共働き世帯数 1,516万世帯（2020）

保育所待機児童数 12,439人（2020）

児童のいる世帯数 1,122.1万世帯（2019）



経済的要因に限らない  
生きづらさ？

→ 課題別に切り出す困難の実数を見ても、**100万を超えるものもあり、少数と認識される困難も、保育所待機児童数同様に、10万単位以上のもも多い。**

(※これらはあくまで客観的に把握可能な範囲。また要因や程度も様々。)

# 前スライドで表示されない課題種の多さと、その実数

■ 前スライドでは扱われない問題（ACE（小児期逆境体験）：調査対象の32%、ヤングケアラー：中2の5.7%、自殺者数：777件など）も多い。

対人関係に問題があること  
 (84.2% ※)

多重の問題であること  
 (84.9% ※)

スライド以外の課題

## 犯罪被害

未成年のポルノ被害人数：1,320人  
 児童買春被害児童数：1,531人

強姦性交等：578件  
 (全年齢の43%が19歳以下に)  
 略取誘拐人身売買：260件

## 若年出産

20歳未満出産：9,898件  
 中絶数：14,128件  
 (15歳未満は736件)

## 希死念慮

概ね2割  
 (10~19歳の自殺者数は777件)

## 精神疾患

精神疾患患者数(20歳未満)：27.6万人  
 過去最多。15年前に比べ2倍。

## 薬物乱用

大麻乱用 609人  
 (前年度より180人増)

## 暴力

小学校~高校の暴力件数：78,787件  
 (警察庁のデータでは校内暴力は618件)

## 非行・犯罪

未成年の刑法犯少年  
 192,607件(警察庁)

## ACE（小児期逆境体験）

調査対象の32%が  
 1以上の体験(2011)

## 家族問題 (機能不全家族)

精神疾患患者数419万人  
 (30人に1人)

薬物事犯検挙数  
 14,567件

アルコール依存症 4.6万人  
 薬物・ギャンブル依存症  
 0.3万人

## ヤングケアラー

中学2年生のうち5.7%、  
 全日制高校2年生のうち4.1%

## 無戸籍

無戸籍：201人

## 少年による 家庭内暴力

2,091件  
 (検挙時20歳未満)

→ 上記はあくまで一例で、これ以外にも多くの困難があり、  
 多重やベースの課題があるのではないかと

## 2-2. 子どもの困難の「重なり」 (複合的な困難、多重被害)

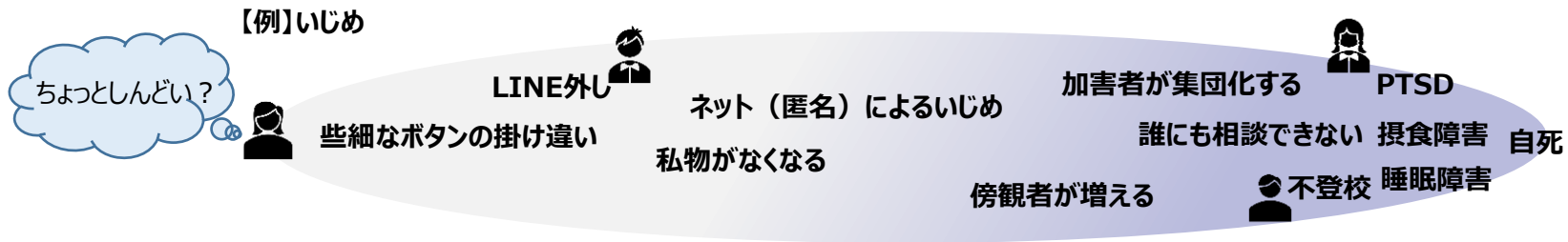
---



# 困難の深刻度の多様さと、1人が抱える複数の困難

## ■ 1つの「困難」と言っても状況や深刻度は様々で、大人の目には見えにくいものも

- 既存の線引きでは「困っている」とまではっきり判断しにくい状況、自らの状態を大人に対して言語化できない状況もある



## ■ 複合的な困難や多重被害の状況 —日本では8割近い可能性—

- どの程度困難の重なりがあるか、日本における子どもの多重被害の研究はまだ少ないが、アメリカの調査では、**過去1年で1つでも被害に遭った子どもの7割以上が複数の被害**に。日本でもLFA調査では**78.2%**、佐賀県子ども・若者総合相談センターの調査では**84.9%**

### 1人から見た困難の重なり



### Learning for ALL調査から見た、日本の困難の重なりも約8割

【グラフ2】1人あたりの子どもが抱える属性（課題）の数  
(小中学生：n=211)

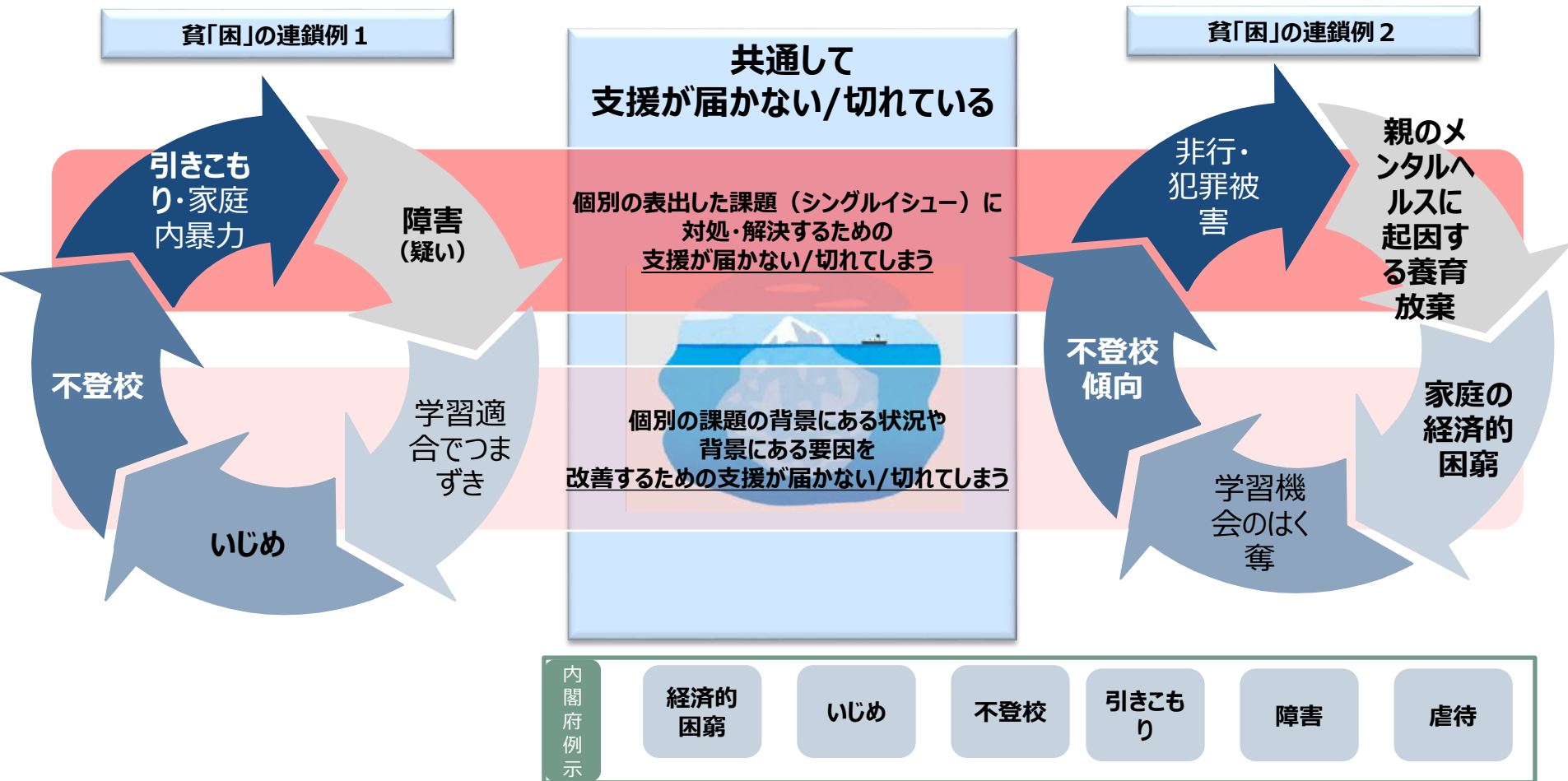


約8割の子どもが  
1人あたり2個以上の属性  
(グラフ1記載) を持っている

→ 個別の課題ごとに見ると「グレー」と言われる子どもが  
複数の課題を重ね持つと、黒に近づいていく

# 表出した困難の連鎖と、背景にある「支援の届かなさ」の課題

- 内閣府白書で困難の一例として挙がる6つだけでも、**連鎖しあい、多重の問題**につながっている可能性がある
- 表出しやすい課題について十分に対応できているとは言えないが、その**水面下で隠れている背景要因**について周囲が**気づけていない**可能性がある
- 表出した困難も、背景にある困難も、共通して、**支援が実態として届かない・始まらないこと、どこかで支援が切れていることが問題**



# 子どもを取り巻く「複合的な困難」の実態（現場実践のヒアリングから）

- 日本財団のこれまで支援してきた子ども・家庭の抱える状況は、統計情報に比べると深刻であった。
- さらに、これまでの日本財団の第三の居場所拠点では、困難が重なっていること、その状況に柔軟に対応していることが分かる。

## 学力と要指導ラベル

- 小学校3年生から利用開始。当時学校には行っていたが、**学力に問題を抱えており、学校でも要指導リストに上がっていた。**

（それに対する支援の成果）

5年生の時に、漢字検定と算数検定の試験を受け、見事合格。宿題支援や教材指導をすることは当たり前だが、与えるだけでなく、子ども同士の学びあいがある。子どもたちが「自分で」表現していくという成果があった

## 基礎的習慣の欠如/体験機会の少なさ

- 安価に菓子パン等が手に入る故、空腹感を常に抱えているわけではないが、**栄養面での課題や、家族で食卓を囲む環境や体験に乏しい子ども。**家族と入浴する体験も少ないため、お風呂に1週間入っていないなかったり、**性器の洗い方が分からなかったりするなど、生活習慣が確立できていない。**

（それに対する支援の成果）

居場所拠点で食卓を囲むこと、また入浴支援を行う中で、栄養、衛生面の支援を行った。一緒に食事を作る、BBQをして火をくべる、ドライヤーをかけあいこする、などの体験を通じて、心身共に元気になってもらいたい

## 貧困と多子世帯/親子関係

- 沖縄では、**貧困×多子世帯（父親が別々など）**のケースが多い。

（それに対する支援の成果）

多子世帯の子どものうち、1人だけが居場所拠点に通っても、家庭の状況の改善にはつながりにくい。対象を広げ、きょうだい児を丸ごと受け入れることで、保護者の負担軽減と時間づくりを行っている

## 相互の不信感/養育態度

- 「どうせ」が口癖の子ども。表面的には元気だが、**大人に不信感を抱いている。親も子どもの行動に苛ついてしまいがちで、「～やれ！」という命令口調で接してしまっていた。**

（それに対する支援の成果）

子ども支援が親の支援にも繋がることを実感。入浴や食事を通して、子どもが満たされると、それが親の余裕にも繋がる。「今日は何が楽しかった？」など会話の質もあがり、育児の時間は短くなったが、濃い時間になった。

- **虐待歴、一時保護歴もある子ども。**家庭訪問もしながらようやく学校に行けるようになったが、**感情が高ぶると暴れる子**でもあった。テントの中で鼻血が出たとき、親がどうしたらいいかスタッフに聞くなど、普段あまり旅行に行ったり、**親子が交流していない様子**が見て取れた。

（それに対する支援の成果）

親子で関わる時間や機会がなかったことに対して、「親とこんなことをした」と印象に残る経験を残した。最終的に虐待により施設入所となったが、限られた機会でも、未来につながる体験を提供できた。

## 虐待経験/暴力

# 3 .子どもへの支援の不十分さ/届かなさの実態と要因

---

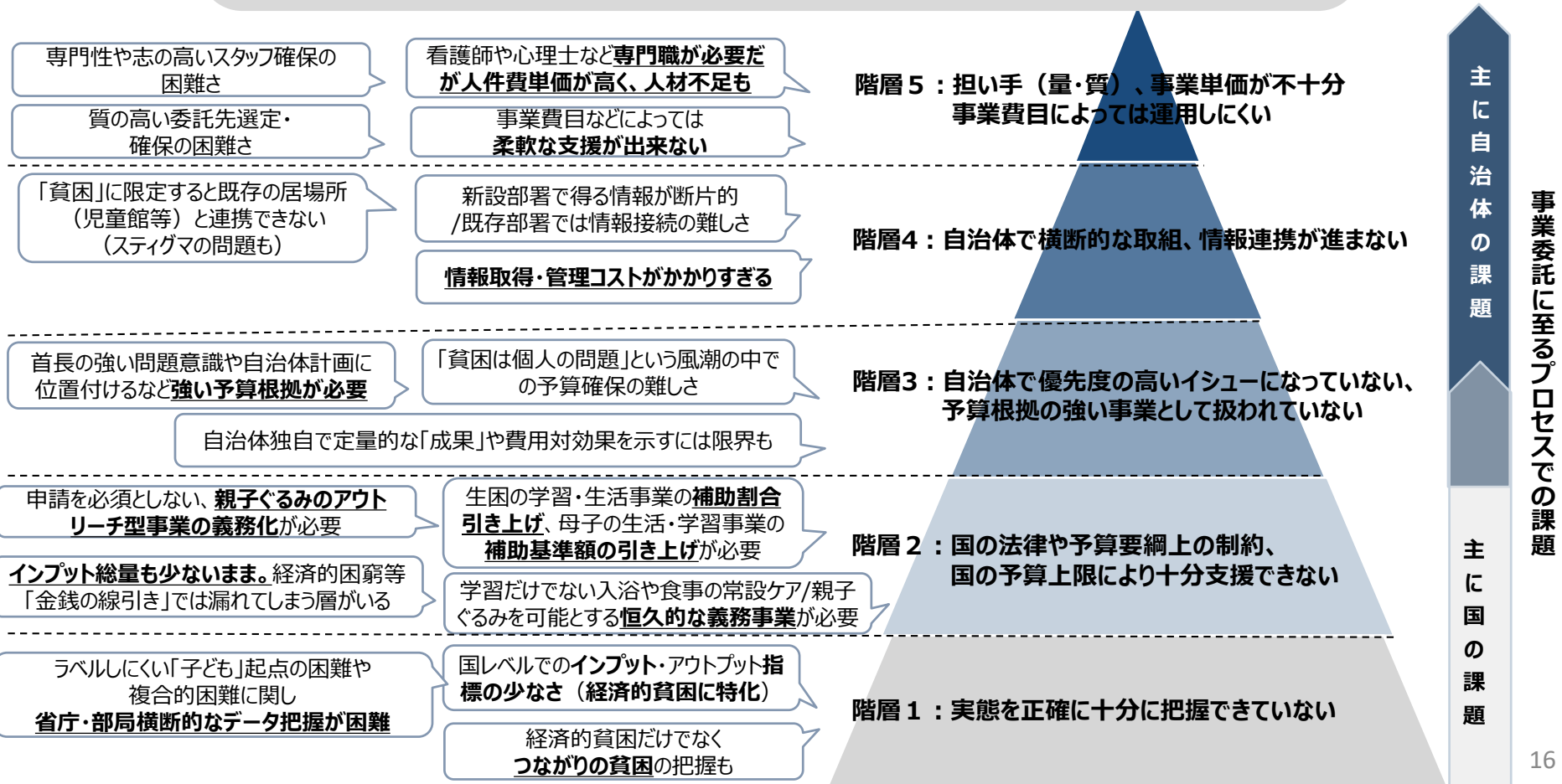


# 【まとめ】自治体で委託事業化できない5段階の課題

子ども関連居場所で発生していること



- 困難は学年の3人に1人。複数の困難を抱える子どもは約8割。日本財団拠点ではさらに深刻な状況に支援を
  - 個別支援が必要な「小学生」に対応できる事業は空白地帯。支援の先送りに
  - 域内に生活学習支援事業がない都道府県は15にも及び、子どもの通える真の充足率で見ると過半を切る現状
  - 日本財団拠点を利用する子どものうち公的な学習支援・生活支援を受けたのは5~6%
- 実質的に支援内容/支援頻度が少なくなり、習慣化しにくい、つながりが切れやすい関係に



事業委託に至るプロセスでの課題



# 3-1. 子どもの貧困対策KPIから見る支援総量の 不十分さ

---



# 子どもの貧困対策KPIデータから見る支援総量の不足 (提言書骨子3-1パートに対応)

## 1 子供の貧困の状況

### 1. 教育の支援

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第7条に基づき、子供の貧困の状況を公表するもの。  
 (参照条文)  
 第7条 政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値	指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)	94.0% (平成31年4月1日現在)	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)			50.9% (平成30年度)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)	4.3% (平成31年4月1日現在)	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)			58.4% (平成30年度)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)	36.4% (平成31年4月1日現在)	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6% (平成24年度)		67.6% (平成30年度)
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.6% (平成26年5月1日現在)	95.8% (平成30年5月1日現在)	96.2% (令和元年5月1日現在)	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4% (平成24年度)		89.0% (平成30年度)
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)	28.3% (令和元年5月1日現在)	就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	69.4% (平成30年度)
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)	72.3% (平成23年度)		81.7% (平成28年11月1日現在)	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)		47.2% (平成30年度)	73.7% (令和元年度)
ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)		95.9% (平成28年11月1日現在)	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)		56.8% (平成30年度)	78.9% (令和元年度)
ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)		58.5% (平成28年11月1日現在)				
全世界帯の子供の高等学校中退率			1.4% (平成30年度)				
全世界帯の子供の高等学校中退者数			48,594人 (平成30年度)				

SSWは対応「実績」でさえ小学校は50.9%、SCも日数に関わらず配置がある割合は7割に満たない。いずれも中学校に比べ小学校の配置が不足

※赤字は新大綱(令和元年11月)で新規追加又は見直しをした指標。  
 ※「高等教育の修学支援新制度」については、令和2年4月から開始。

→ 限られたインプット指標を見ても(改善傾向にあるが)いまだ不十分

## 3-2. 自治体での運用状況から見る支援のばらつきと必要とする人に届いていない実態

---



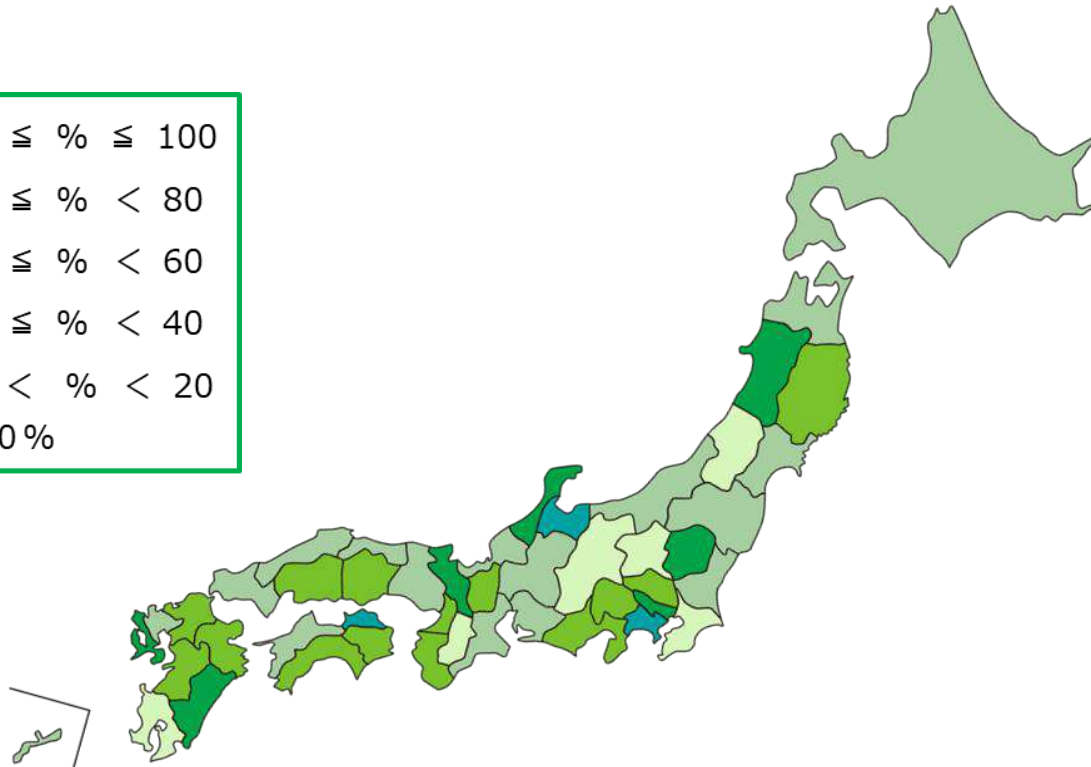
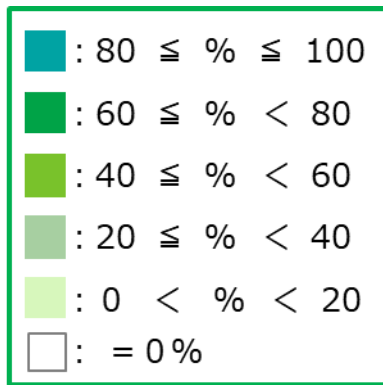
# 自治体運用実態から見る、支援のばらつきの実態 【計画編】

## ■ 全国の市区町村における子どもの貧困対策計画の策定状況

- 各都道府県において、「子どもの貧困対策計画策定自治体数(※1) / 全市区町村数(※2)」を算出し、割合に応じて色分けした。(色分けのルールは、左下の凡例に示すとおり)
- 神奈川県や富山県、香川県では80%以上の市町村が計画策定していることが分かる。**全国的には20~40%の市区町村が策定済みという都道府県が多い。**

※ 1 「子どもの貧困対策計画」単独で策定している場合及び、「子ども・子育て支援事業計画」の一部として定めている場合を含む。

※ 2 東京都は特別区を含む



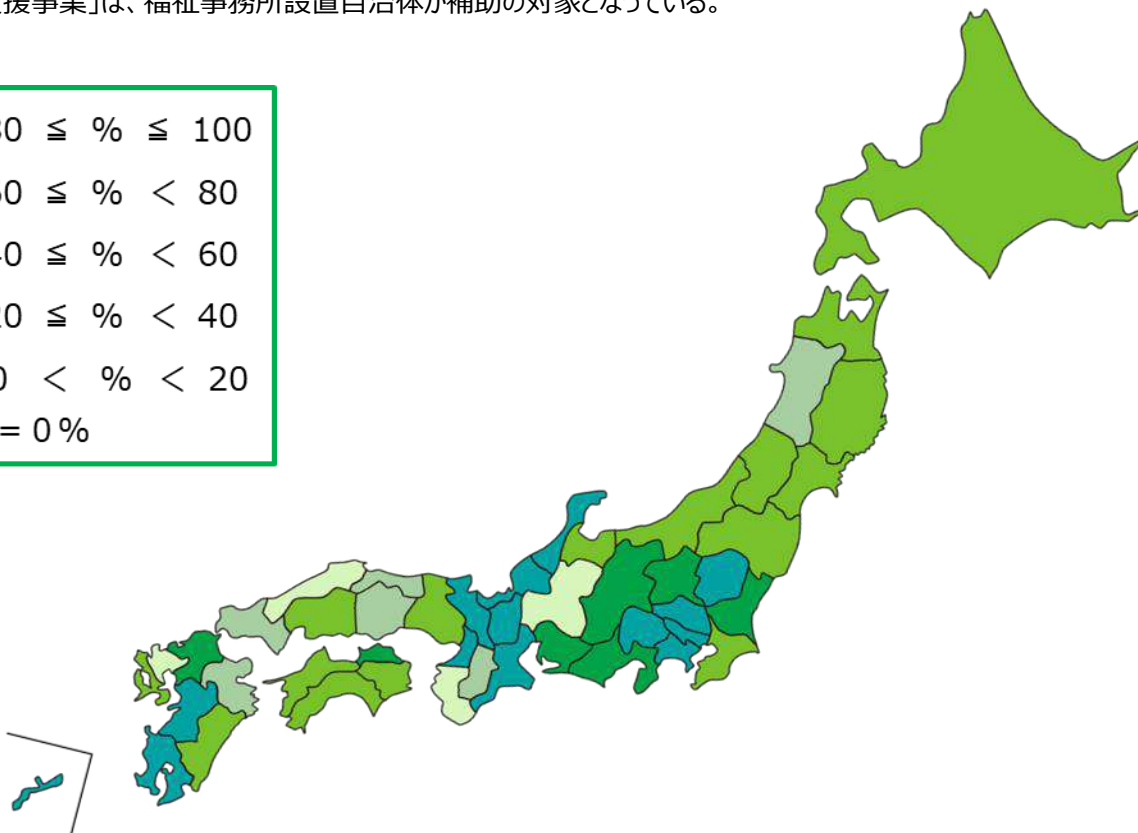
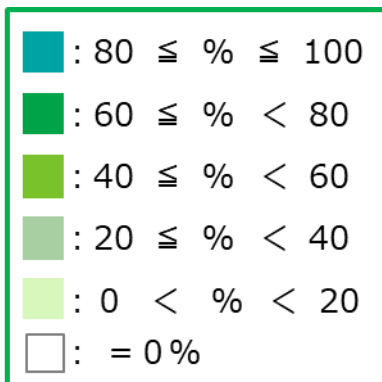
(出所) 内閣府「市区町村における子どもの貧困対策計画の策定状況 ([https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/keikaku/sakutei\\_city.html](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/keikaku/sakutei_city.html))

## 自治体運用実態から見る、支援のばらつきの実態 【生活困窮事業編】

### ■ 全国の市区町村における、生活困窮者自立支援法等に基づく「子どもの学習・生活支援事業」実施状況

- 各都道府県において、「子どもの学習・生活支援事業実施自治体数／福祉事務所設置自治体数(※)」を算出し、割合に応じて色分けした。  
(色分けのルールは、下図の凡例に示すとおり)
- 関東圏や近畿圏などの大都市圏にある都府県と、北陸・九州地方の一部の県において80%以上の市区町村で事業実施されているが、**実施率が20%以下の自治体も点在している。**

※ 「子どもの学習・生活支援事業」は、福祉事務所設置自治体が補助の対象となっている。



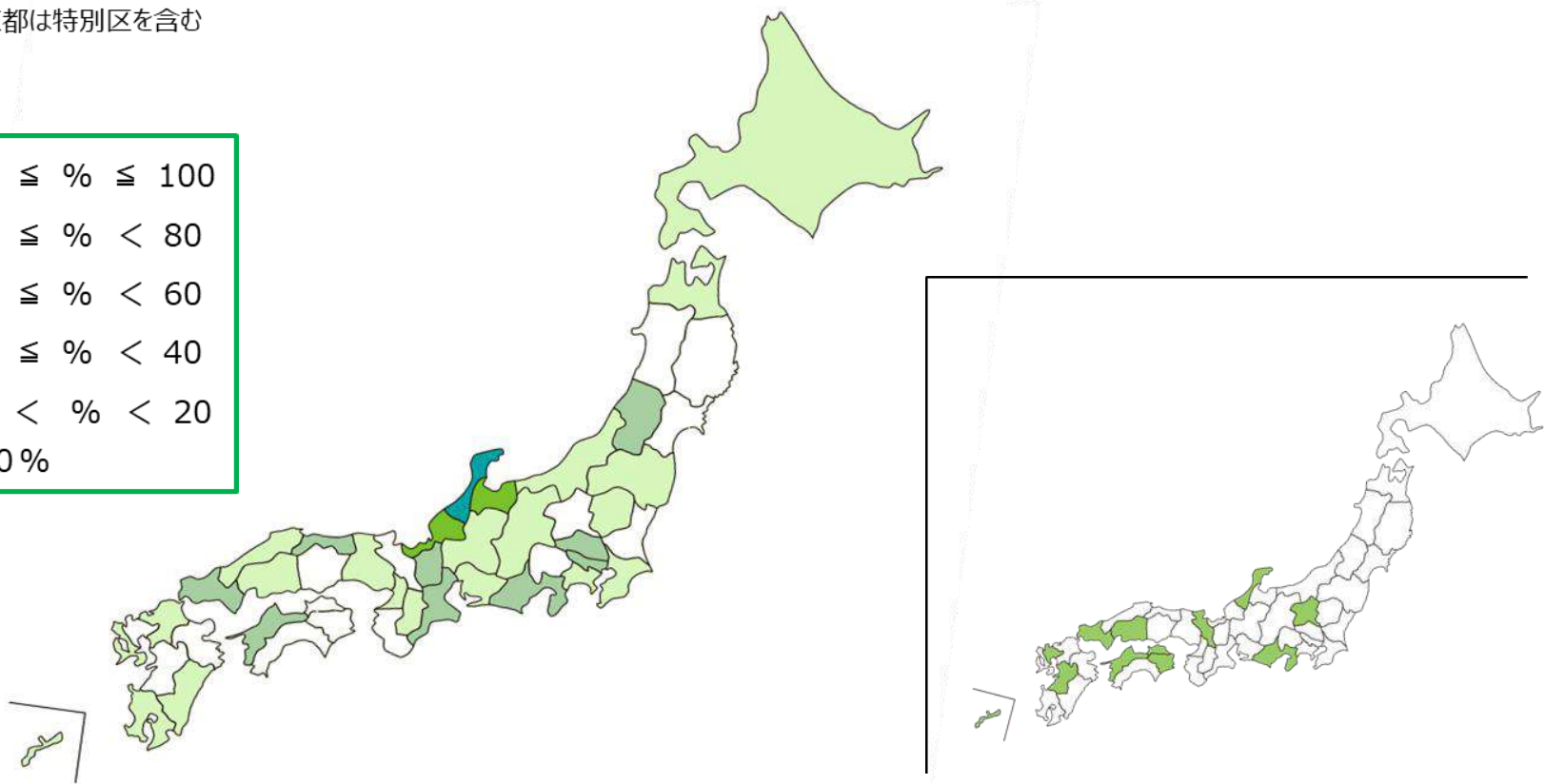
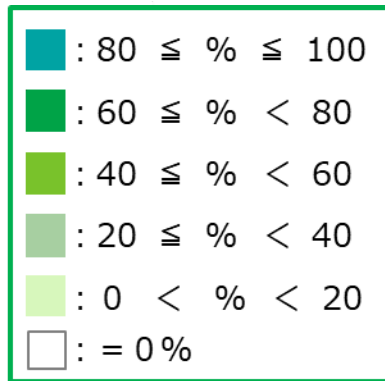
(出所) 厚生労働省「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の平成30年度事業実績調査集計結果 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000648226.pdf>)

# 自治体運用実態から見る、支援のばらつきの実態【ひとり親家庭事業編】

## ■ 全国の市区町村における、「ひとり親家庭等生活向上事業」の「子どもの生活・学習支援事業」実施状況

- 各都道府県において、「子どもの生活・学習支援事業実施自治体数／全市区町村数(※1)」を算出し、割合に応じて色分けした。(色分けのルールは、左下の凡例に示すとおり)
- 80%以上の市区町村にて事業実施しているのは石川県のみであり、**多くの自治体が、20%未満の市区町村で実施するにとどまっております、0%という都道府県も複数ある。**なお、右下の図で緑色になっている自治体では、都道府県自体も実施主体となって事業実施している。

※1 東京都は特別区を含む



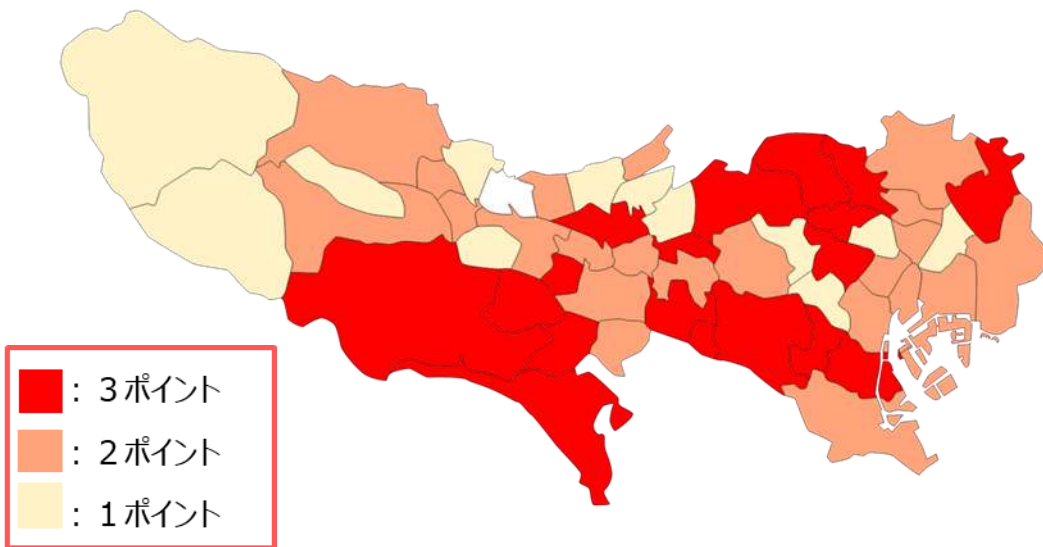
(出所) 厚生労働省資料 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000746723.pdf>)

# 自治体運用実態から見る、支援のばらつきの実態【計画 & 事業実施の有無】

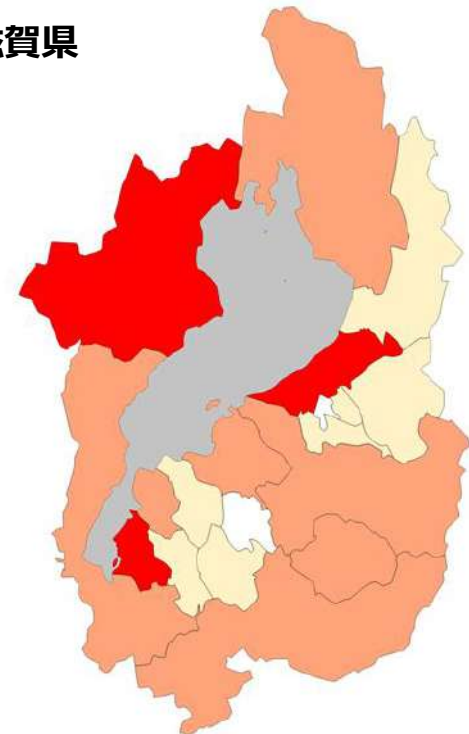
## ■ 東京都・滋賀県における取組状況（計画策定状況 + 事業実施状況の総合点数化）

- 前頁までに整理した、①子どもの貧困対策計画、②生活困窮者自立支援法等に基づく「子どもの学習・生活支援事業」、③「ひとり親家庭等生活向上事業」の「子どもの生活・学習支援事業」の実施状況について、東京都と滋賀県を例に点数化し、下記地図に示した。
- 計画策定している場合、また各事業を実施している場合はそれぞれ1ポイントの、合計3ポイントとし、各市区町村の点数を色分けした。（色分けのルールは、左下の凡例に示すとおり）
- 総合点を見ると、いずれの都道府県においても、0ポイント～3ポイントの市区町村が分布しており、同じ都道府県であっても、**市区町村によって取組状況にばらつきがあることが分かった。**

### ■ 東京都



### ■ 滋賀県



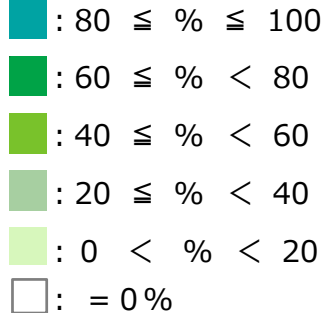
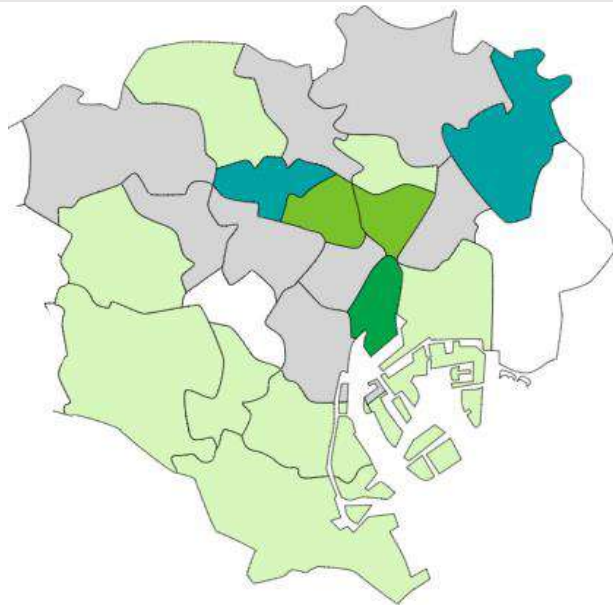
（出所）既出の内閣府資料及び厚生労働省資料

市区町村ごとの事業実施状況について全中学校区に占める事業実施拠点のある学区数の割合をまとめたもの。なお、首都を持つ東京都と、事業実施割合が50%である自治体から滋賀県を例示対象とした。

## 中学校区ごとの居場所充足率から見る支援の届かなさ（生活困窮事業）

- 生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」を実施している東京都・滋賀県について、市区町村ごとの事業実施状況について**全中学校区に占める事業実施拠点のある学区数の割合**をまとめた。いずれの県も80%以上の市区町村で事業自体の実施がある先進自治体であるものの、その内実として学区レベルの充足率（拠点のある学区の割合：**真の充足率**）を見るとばらつきがあり、**真の充足率が20%に満たない市区町村もある**。

### ■ 生活困窮者自立支援法等に基づく「子どもの学習・生活支援事業」実施状況（東京都23区）



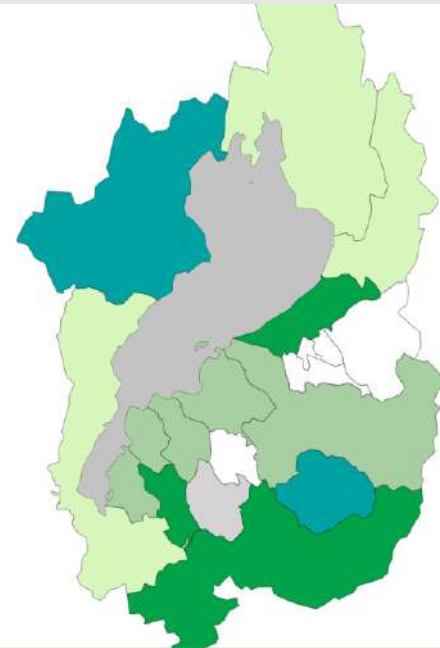
#### ※注記

- ・%は全学区数に占める事業実施拠点のある学区数の割合を示す
- ・事業を実施しているが、拠点場所が非公開で事業実施割合を算出できない場合（アウトリーチのみの場合も含む）は薄いグレーで表している
- ・琵琶湖は濃いグレーで表している

15区中10区が真の充足率は20%未満  
(5中学校区に1拠点未満が10区)

(出所) 各自治体HP及び所管課へのヒアリングより作成

### ■ 生活困窮者自立支援法等に基づく「子どもの学習・生活支援事業」実施状況（滋賀県）



18市町村中8市町が真の充足率は20%未満、  
5市が真の充足率40%未満  
(5中学校区に2拠点未満が13市)

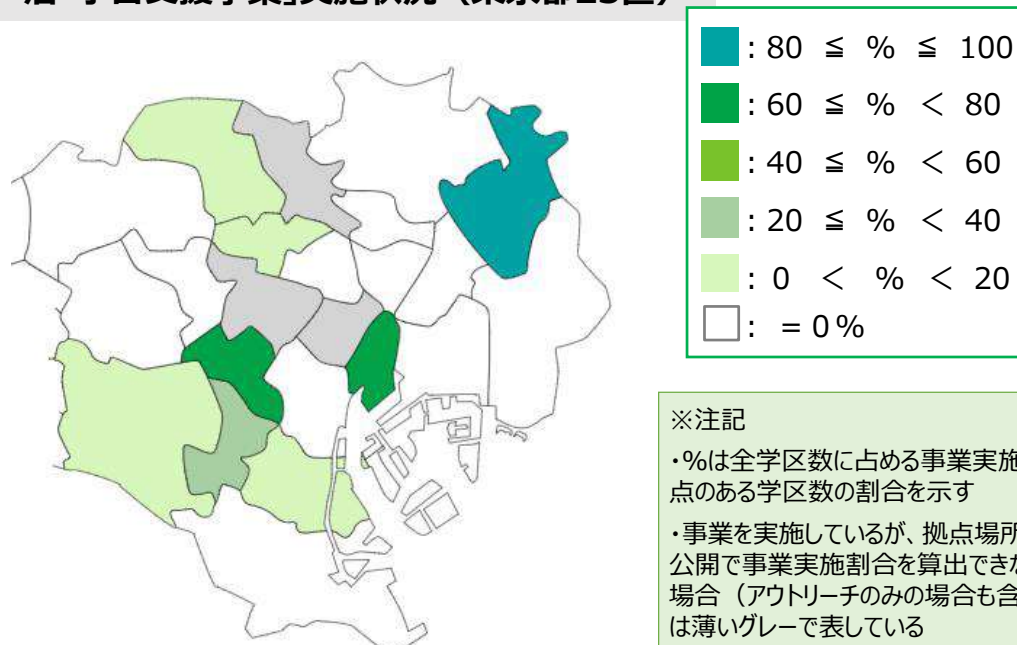
(出所) 各自治体HP及び所管課へのヒアリングより作成



## 中学校区ごとの居場所充足率から見る支援の届かなさ（ひとり親事業）

- 「ひとり親家庭等生活向上事業」の「子どもの生活・学習支援事業」を実施している東京都・滋賀県について、市区町村ごとの事業実施状況について**全中学校区に占める事業実施拠点のある学区数の割合**をまとめた。いずれの県も20～40%の市区町村で事業実施しているが、その内実として学区レベルの充足率（拠点のある学区の割合：**真の充足率**）を見るとばらつきがあり、**真の充足率が20%に満たない市区町村もある**。

### 「ひとり親家庭等生活向上事業」の「子どもの生活・学習支援事業」実施状況（東京都23区）



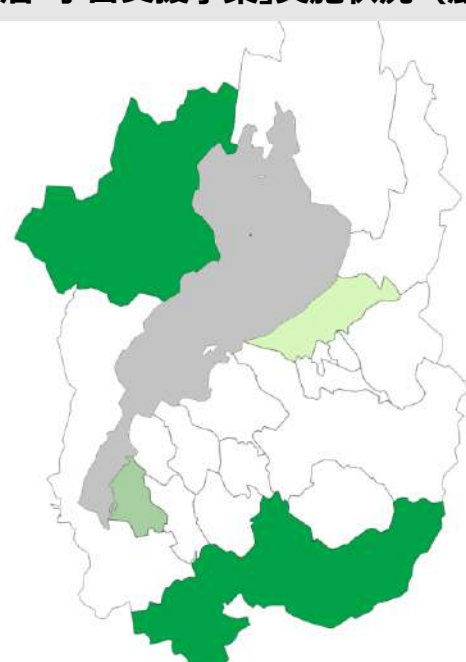
20区中17区が真の充足率は20%未満  
(5中学校区に1拠点未満が17区)

#### ※注記

- ・%は全学区数に占める事業実施拠点のある学区数の割合を示す
- ・事業を実施しているが、拠点場所が非公開で事業実施割合を算出できない場合（アウトリーチのみの場合も含む）は薄いグレーで表している
- ・琵琶湖は濃いグレーで表している

(出所) 各自治体HP及び所管課へのヒアリングより作成

### 「ひとり親家庭等生活向上事業」の「子どもの生活・学習支援事業」実施状況（滋賀県）



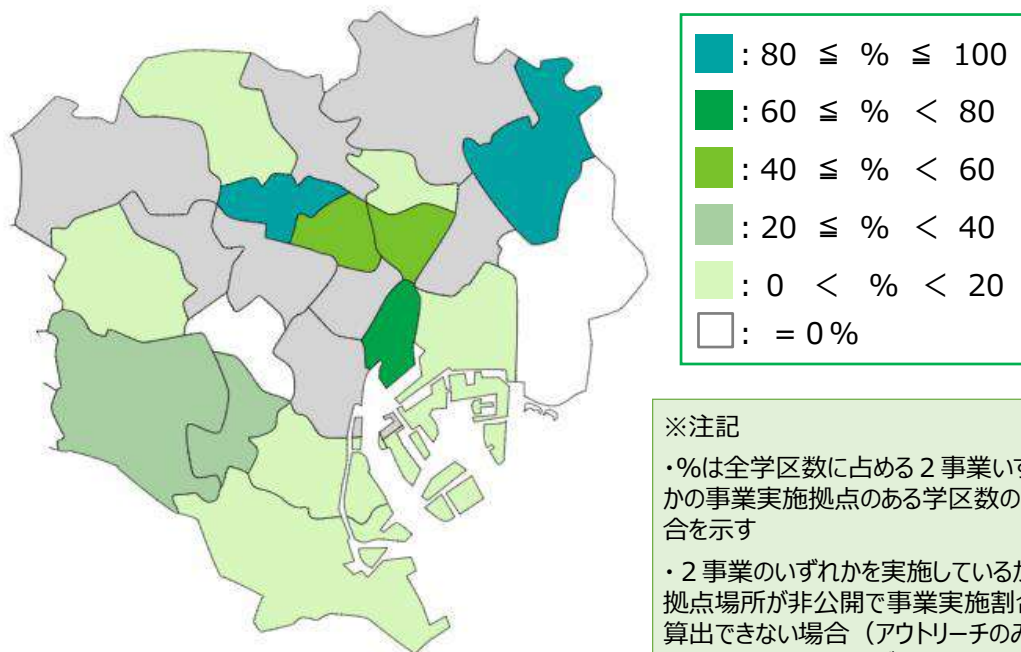
19市町村中16市町が真の充足率は20%未満  
(5中学校区に1拠点未満が16市町)

(出所) 各自治体HP及び所管課へのヒアリングより作成

## 中学校区ごとの居場所充足率から見る支援の届かなさ（どちらか）

- 東京都及び滋賀県の各市区町村について、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」、あるいは「ひとり親家庭等生活向上事業」の「子どもの生活・学習支援事業」の**いずれかの事業実施拠点がある学区数が全学区数に占める割合**をまとめた。東京都・滋賀県共に、学区レベルの充足率（拠点のある学区の割合：**真の充足率**）が80%を超える自治体はごくわずかであり、**真の充足率20～40%程度の自治体が多い**。

### 2事業の実施状況（東京都）



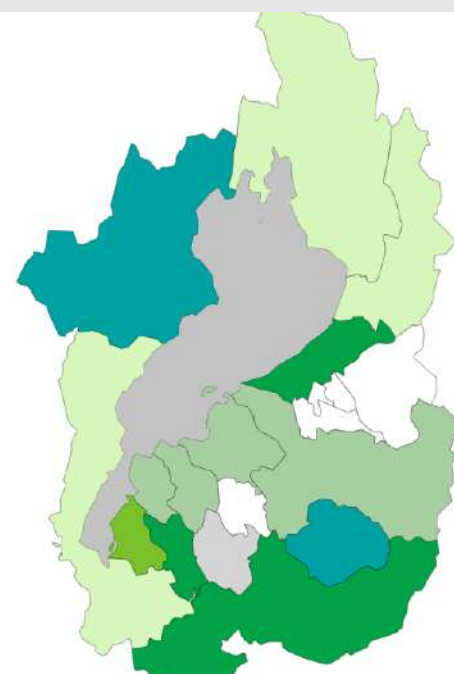
15区中8区が真の充足率は20%未満、  
2市が真の充足率40%未満  
**（5中学校区に2拠点未満が10区）**

（出所）各自治体HP及び所管課へのヒアリングより作成

#### ※注記

- ・%は全学区数に占める2事業いずれかの事業実施拠点のある学区数の割合を示す
- ・2事業のいずれかを実施しているが、拠点場所が非公開で事業実施割合を算出できない場合（アウトリーチのみの場合も含む）は薄いグレーで表している
- ・琵琶湖は濃いグレーで表している

### 2事業の実施状況（滋賀県）



18市町村中8市町が真の充足率は20%未満、  
4市が真の充足率40%未満  
**（5中学校区に2拠点未満が12市）**

（出所）各自治体HP及び所管課へのヒアリングより作成

# 行政の支援サービス利用の実態 (日本財団事業に参加する保護者アンケートから見る)



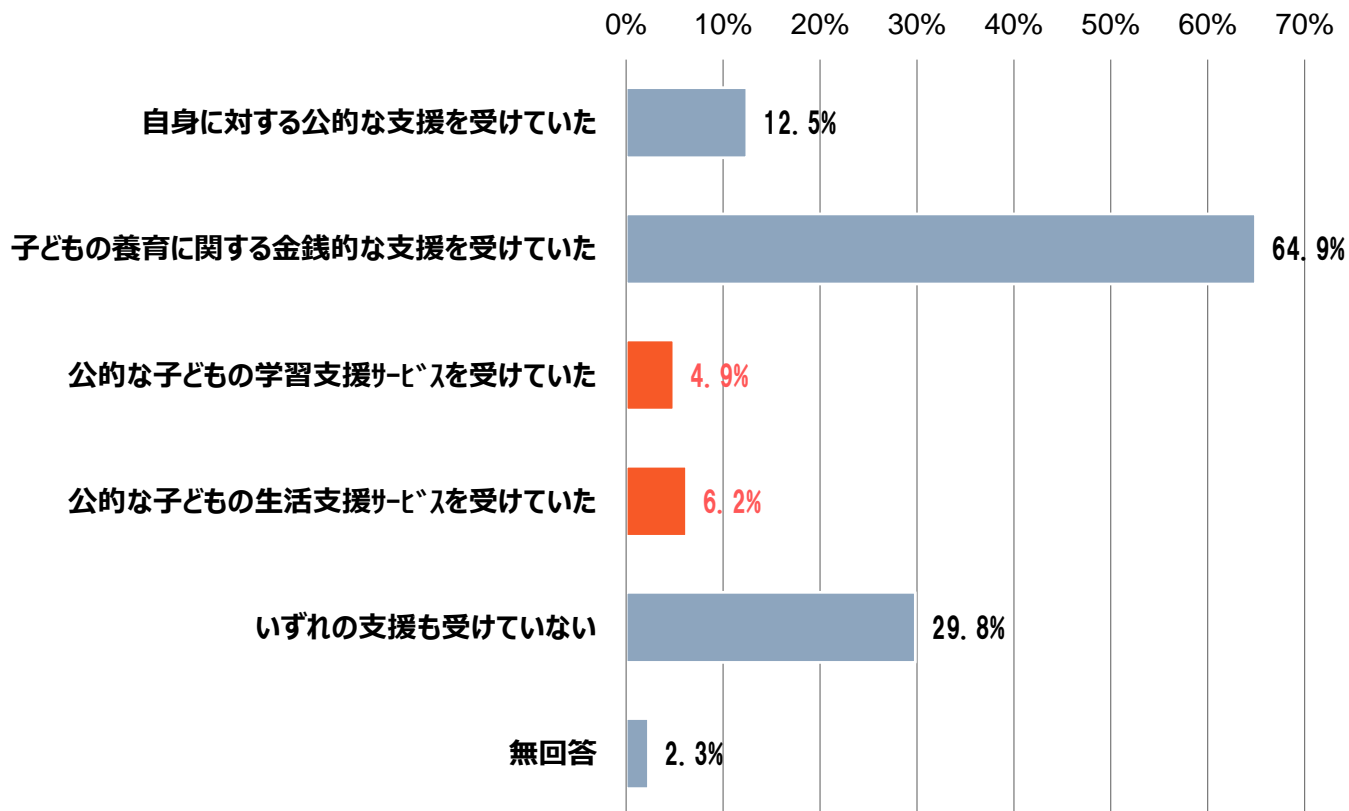
## ：子ども第三の居場所利用以前の行政支援の利用状況

### — Q10-1 子ども第三の居場所と繋がる前から活用している支援・サポート

- 「子どもの養育に関する金銭的な支援を受けていた」の割合が最も高く64.9%となっている。次いで、「いずれの支援も受けていない（29.8%）」、「自身に対する公的な支援を受けていた（12.5%）」となっている。**公的な子どもの学習支援、子どもの生活支援を受けていた割合は合計して11.1%で、保護者の視点から見ると子どもの学習・生活支援が届いていなかった可能性が高い。**

【子ども第三の居場所と繋がる前から活用している支援・サポート（親Q10-1）】

(n=305)



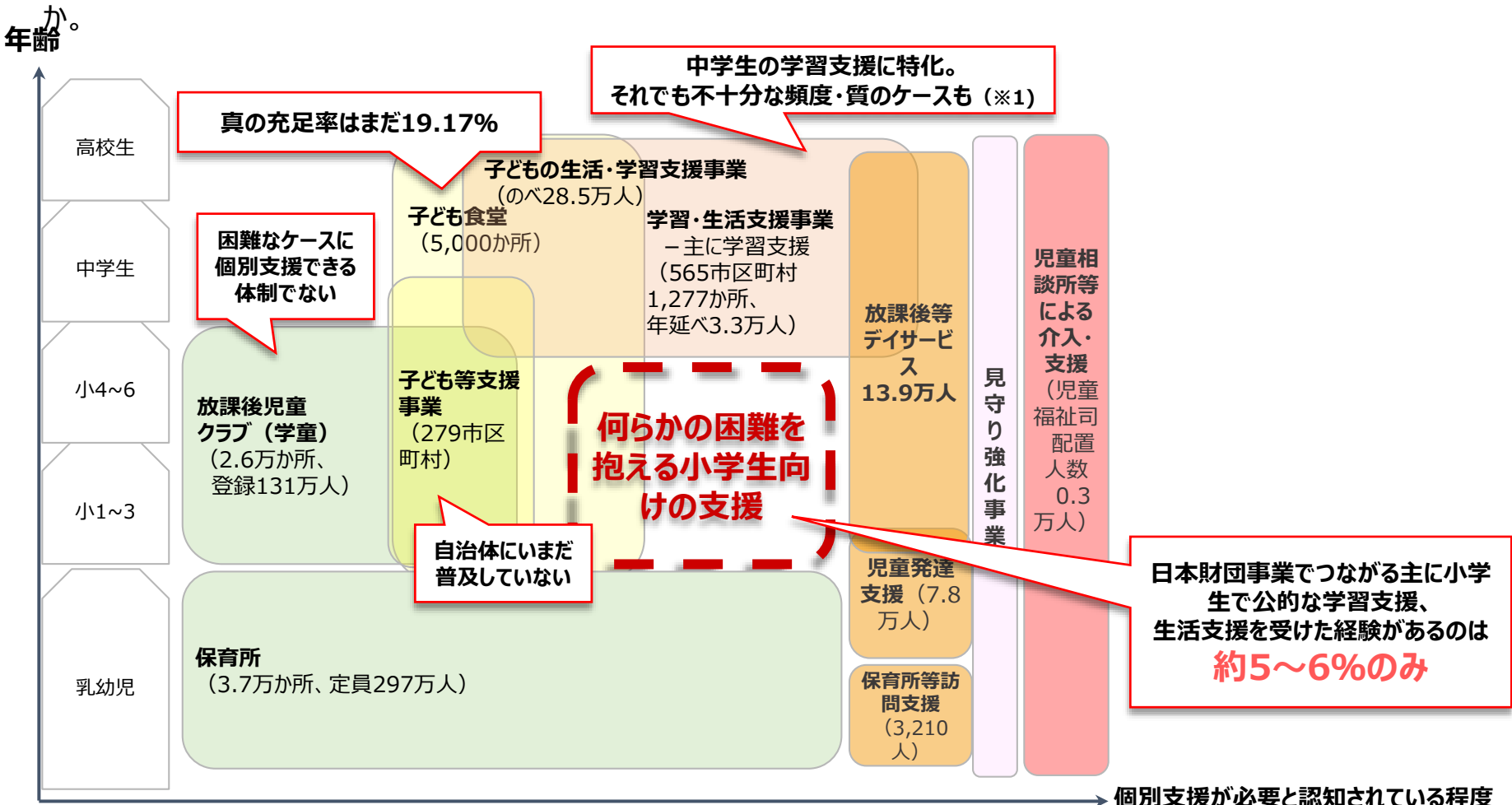
## 3-3. 国制度から見る対応漏れ・制約

---



# 小学生への支援は手薄なスポットで、支援をより難しくしている可能性

- 主に中学生で何らかの困難を抱え個別支援が必要と判断される層には生活困窮者自立支援事業の学習・生活支援事業、母子支援事業の生活・学習支援事業が活用される自治体もあるが、同じような困難状況である「小学生」への支援は実態として手薄なスポットになっている。
- 中学生になっても、十分な支援が整っていない現状を踏まえると、個別支援の先送りはより支援を難しくするのではないか。



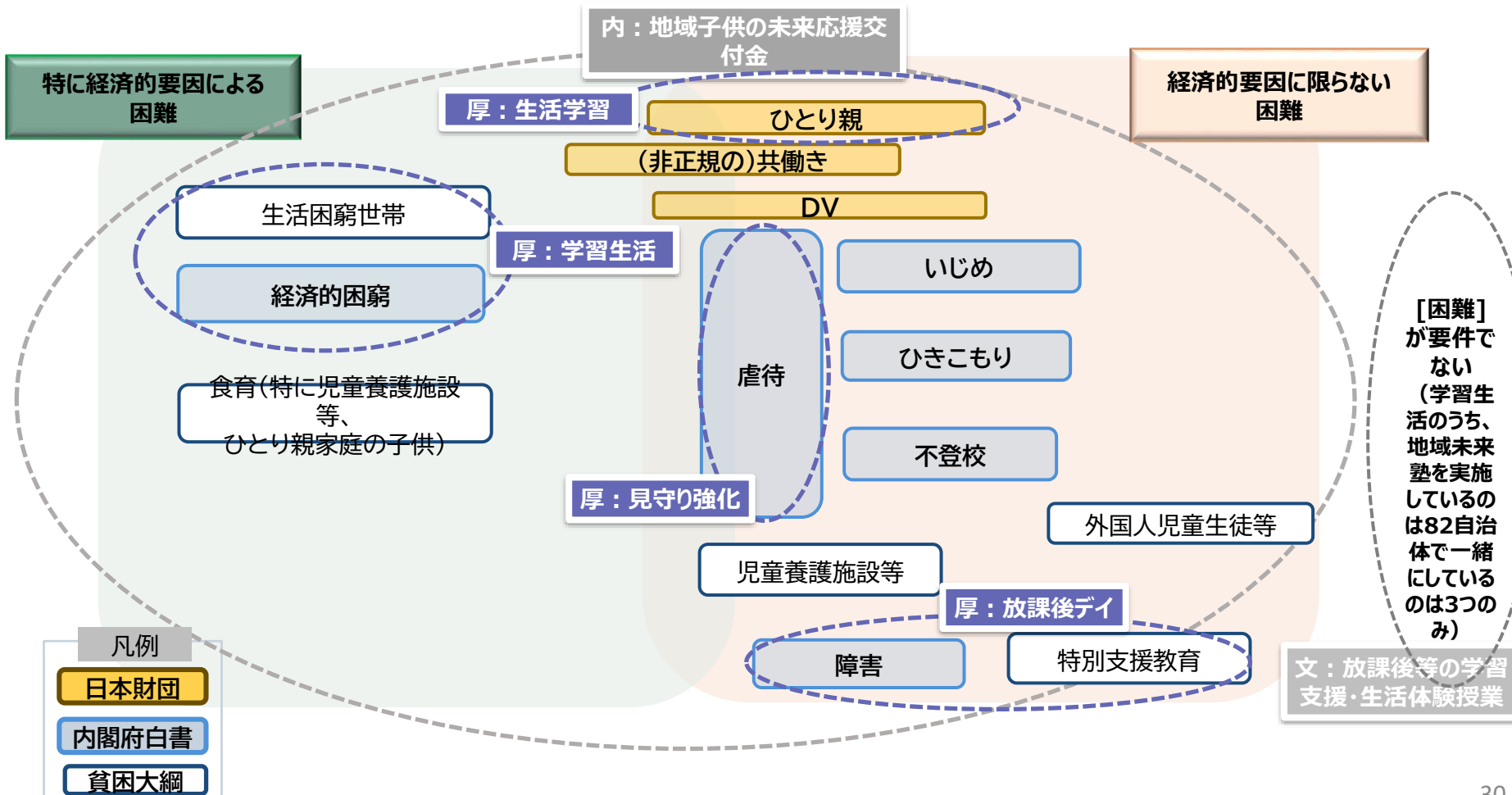
※1学習生活支援事業が週1回程度の支援やアセスメントシート策定が行われていない例も多く、これらについても十分とは言えない。また個別のニーズに柔軟に対応する支援については記述するどの事業も十分とは言えない。

(出所 厚生労働省、内閣府の公開情報より作成。 子ども食堂の真の充足率はむすびえ資料より <https://musubie.org/news/2898/>)

# 居場所関連事業が対応する困難の「限定」（＝包括性のなさ）

## ■ 既存の居場所関連事業は子どもの複合的な困難に対応できていない可能性

- 3文書（日本財団子ども第三の居場所事業、子どもの貧困対策大綱、内閣府白書）で例示のある困難について、経済的要因による困難と、経済的要因に限らない困難に分類した。
- さらに、その困難と、厚労省、内閣府、文科省の居場所関連事業の対応関係を見ると、多様な困難を包括できる事業は内閣府の地域子供の未来応援交付金のみ。（ただし当該事業は全国的に普及しているとは言えない。）



# 国制度から見た制約

## ■ 5つの居場所関連事業を見ると、法律上/予算上の制約があり、不十分な運用に

- 下表の赤字のとおり、各事業にはそれぞれ法律上、予算上の制約があり、結果として実施している市区町村が限られる普及度の課題や、頻度・内容で見ても十分な支援とはなっていない。

事業名	子どもの学習・生活支援事業	子どもの生活・学習支援事業	子供等支援事業（つながりの場づくり緊急支援事業）	支援対象児童等見守り強化事業	子ども食堂
関係法律	生活困窮者支援法（厚労）	母子及び父子並びに寡婦福祉法（厚労）	子どもの貧困対策の推進に関する法律（内閣府）	児童福祉法（厚労）	－（内閣府/農水）
事業成果	学力向上の成果が出ている自治体も	学力向上の成果が出ている自治体も 家庭教師派遣型などにより家庭の悩み相談ができています自治体も	子ども支援団体のネットワーク組織を支援している自治体も	－（R3新規事業）	過去最大数で普及
法的制約	対象が生活保護世帯だけでなく、生活困窮支援世帯も含まれている。（実際の運用では <b>住民税非課税世帯まで</b> を対象にしている事業は <b>40.1%</b> ）	<b>対象がひとり親家庭の子ども</b> となり自治体によっては学習生活と重ねるところもあれば、 <b>難しい自治体も</b> （実際に別々実施は <b>45.3%</b> ）	法律上の制約はなく、事業対象としても「多様かつ複合的な困難を抱える子ども」である	法的制約ではないが <b>事業制約として要対協との連携が必須</b>	直接既定の法律がないため、法的な制約はない
予算上の制約	国1/2補助のため、 <b>市が1/2を負担しなければならぬ</b> （生活学習も併せて実施できている自治体は <b>159（30%）</b> に限られる）	<b>補助基準額の制約</b> （約770万円の事業費）から十分な支援ができない（市の負担割合は1/4）母子支援事業の <b>内数ゆえ使い勝手が悪いとの声も</b>	<b>補助率は1/2で事業実施と連携体制の両方を実施しても最大1,500万円以内</b> （緊急支援は補助率3/4だが125万円以内）	今年度中は10/10補助 来年度からは3/4補助	フードバンク活動支援として <b>1/2以内の補助率や3年以内の活動要件</b> （農水省団体向け）この他子ども等支援事業 <b>しかない</b>
普及度・リソース	<b>市区町村565</b> （R1：年間延べ33,192人） （H28：1,277か所）	生活向上事業全体で市区町村902 （生活学習の延べ利用者数285,370人）	都道府県39 <b>市区町村279</b> 直近の交付状況：63件 （R3）54件（R2）	－（R3新規事業）	5,088か所 都道府県の平均充足率 19%

## ■ 5つの居場所関連事業を見ると、法律上/予算上の制約があり、不十分な運用に（続き）

事業名		子どもの学習・生活支援事業	子どもの生活・学習支援事業	子供等支援事業（つながりの場づくり緊急支援事業）	支援対象児童等見守り強化事業	子ども食堂
量 の 特 徴	提供回数	月平均6.3回	週に1回もあれば年間100日程度（週に2回程度）もあり	（放課後児童クラブと連携して学習支援を行うもの）	週1回～月1回程度	月1回開催が半数程度
	参加人数	支援対象が60世帯前後が多いか	家庭教師派遣型や大学生ボランティアによるマンツーマン形式のものもあり（支援定員は20～30名程度が多いか）	—	1人あたり20世帯前後を支援する必要があるか	1回あたり平均参加者数23.7人
質 の 特 徴	人員資格の視点	地域の実情に応じ設置（民間学習塾委託も） すでに加配措置の仕組みあり	地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置（民間学習塾委託も）	—	要対協と連携が必須	90%が衛生管理の知識を持つ有資格者
	アウトリーチや手厚さの視点	派遣部分については加配措置あり（実人数はのべ1,714人とどまる）アセスメントプランシートがないのが61.2%	集合型・派遣型・両方併用での支援	アウトリーチを行うことも事業上は可能（出張子ども食堂など）	アウトリーチに特化した事業	—



## 3-4. 自治体での運用のばらつきの背景や要因

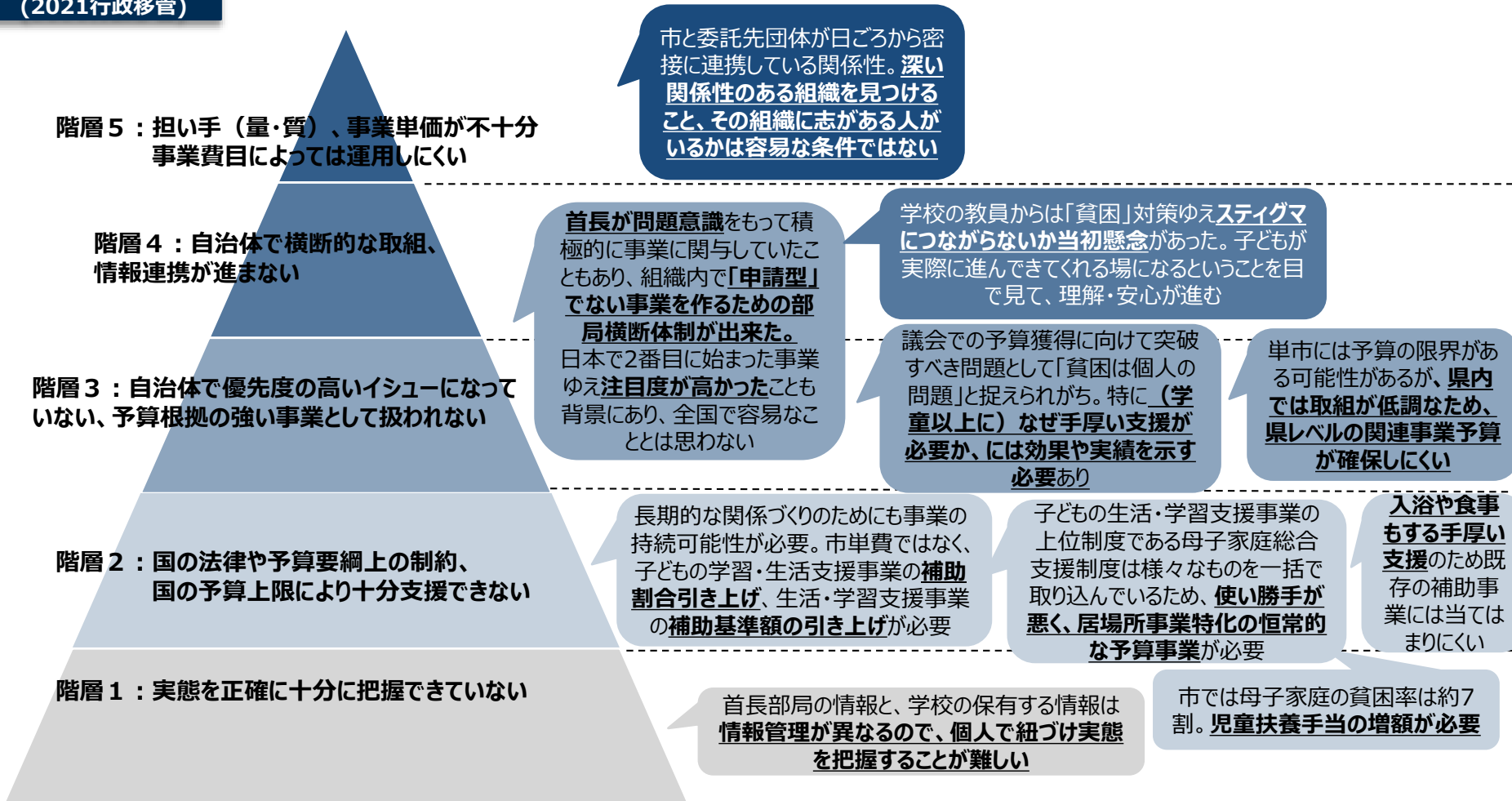
---



# 自治体インタビューから見る、運用ばらつき背景や要因

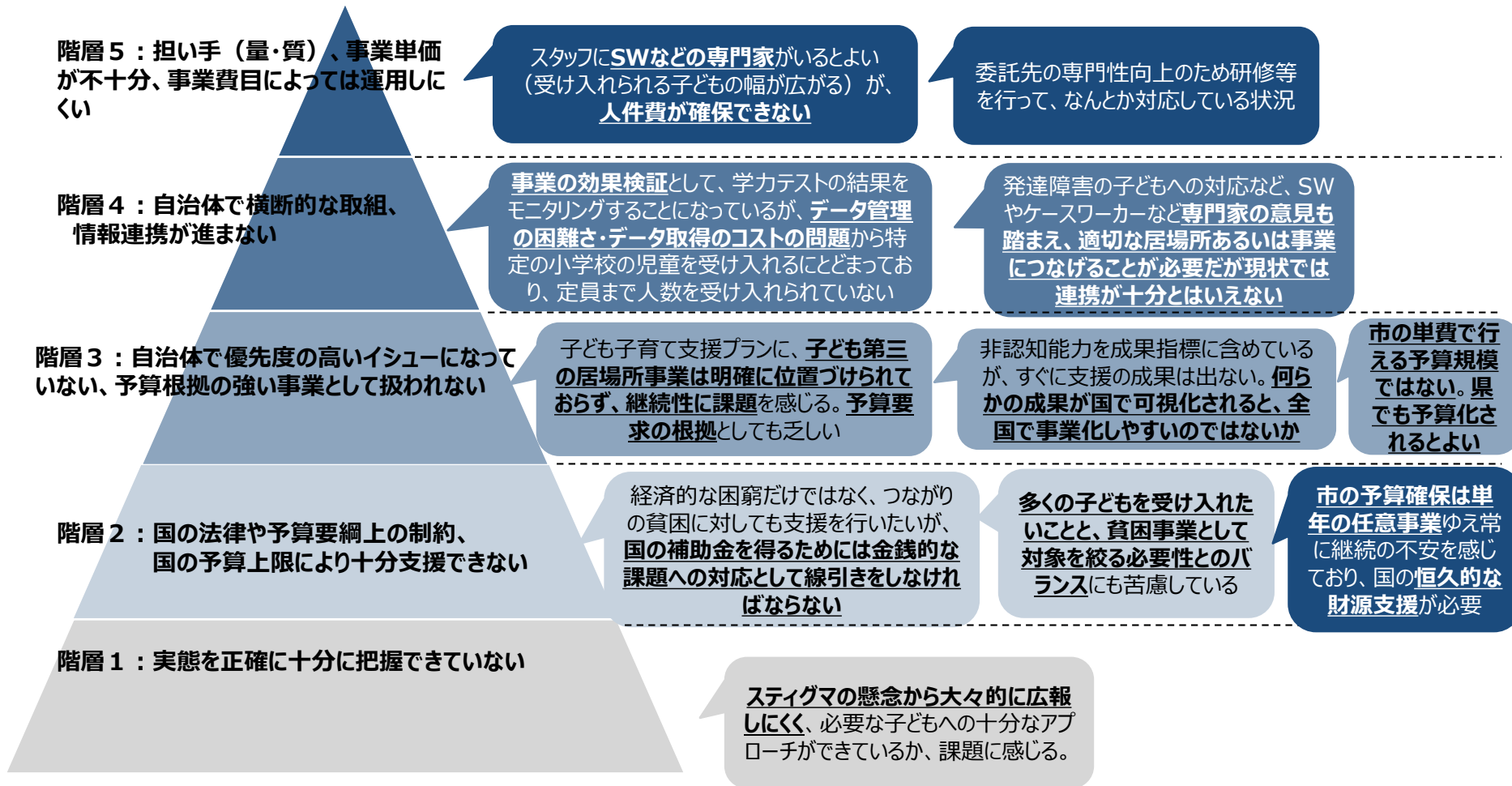
- 居場所事業に先進的に取り組む自治体へのインタビューでは、5段階の課題があり、居場所事業を開始、継続することは容易でないことが分かる。

## A市のケース (2021行政移管)



# 自治体インタビューから見る、運用ばらつきの背景や要因

## B市のケース (2021行政移管)



# 自治体インタビューから見る、運用ばらつきの背景や要因

## C市のケース (2022行政移管)

階層5：担い手（量・質）、事業単価が不十分、事業費目によっては運用ににくい

人件費はかさむが、SW・看護師などの専門家は必要

学習支援や体験活動は地域の協力者によっても支えられている

階層4：自治体で横断的な取組、情報連携が進まない

小学校に近接、児童館に隣接していることから、支援がスティグマにならないことを第一に考え、貧困家庭への支援に限定せず、みんなの居場所として事業実施

児童館・児童クラブで気になる子がいれば声掛けも。貧困家庭に限定すると、児童館や児童クラブとの連携・交流が行いにくい

申請主義では間に合わないとして、困難を持つ家庭・子どもの早期発見・早期支援につなげるための体制構築（母子保健と要保護児童の担当職員を一体的配置、R2からは高齢者・障害者・子育て世帯・生活困窮者など含めた全世帯型相談支援センターを設置）

階層3：自治体で優先度の高い 이슈 になっていない、予算根拠の強い事業として扱われない

首長が課題意識を持っていたこともあり、経済的な困難に限らない包括的な子どもの居場所事業に

階層2：国の法律や予算要綱上の制約、国の予算上限により十分支援できない

包括的な支援を行うため、「子ども子育て支援交付金」の活用を検討中。ひとり親の生活・学習支援事業などは対象が限定されてしまい活用方法が難しい

国への要望・補助金の負担率軽減など、県との協力を望む（負担率改善例 国1/2、県1/4、市1/4に）

市1/2負担だと二の足を踏んでしまう

階層1：実態を正確に十分に把握できていない

経済的貧困だけではなくつながりの貧困も起こっており実態把握が困難

子どもを見るだけではなく、保護者を見なければならない。また保護者の困難の背景には、経済困窮・親の介護など様々な要因が存在

困りごとを隠そうとする意志を持つ人もいるため実態把握が困難

# 公開情報から見る、自治体の居場所事業部署の一元化の困難さ

- 今後、居場所事業を推進していくためには、自治体の各部署に散布する情報や相談をまとめ、漏れのないアウトリーチ・支援を行うことが必要になる。しかし、東京都、宮城県、滋賀県、福岡県に所在する基礎自治体について、簡易的に調査を行うと、既存の居場所関連事業について、教育委員会と首長部局が同じ自治体は11のうち、**2自治体のみ**。所管のばらつきは今後大きな課題になる可能性。

教育委員会と首長部局の所管がすべて統一

2/11自治体



所管する「部」が同じ事業割合が7割以上

5/11自治体



		部まで一緒	課まで一緒	係まで一緒	部までの合計	課までの合計	子どもの生活・学習支援事業	子どもの学習・生活支援事業	子ども等支援事業	子ども食堂	放課後子ども教室 地域未定	学童(放課後児童クラブ)	放課後デイサービス
東京都	中央区	2	0	0	29%	0%	福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係	福祉保健部 生活支援課 相談調整(学習支援)担 当係	交付なし	-	教育委員会事務局 庶務課 プレディ事業係	福祉保健部 子ども家庭支援センター 児童館担当係長	福祉保健部 障害者福祉課相談支 援係/子ども発達支援セ ンター放課後等デイサ ビス
	目黒区	2	2	0	57%	29%	子育て支援部 子ども家庭支援センター ひとり親、生活支援係	健康福祉部 福祉総合課 くらしの相談係	交付なし	子育て支援部 子育て支援課 子育て支援推進係	子育て支援部 放課後子ども対策課 放課後子ども事業係 /教育委員会事務局 生涯学習課 地域教育支援係	子育て支援部 子育て支援課 児童館係	健康福祉部 障害者支援課 知的障害者相談係/身体 障害者相談係/発達支援 係
	板橋区	1	0	合計6 (2 2 2)	100%	86%	福祉部 生活支援課 自立支援係	福祉部 生活支援課 自立支援係	子ども家庭部 子ども政策課(調査) /福祉部 生活支援課 放課後(子どもの居場所 づくり活動支援事業)	福祉部 生活支援課 庶務係	教育委員会事務局 地域教育推進課 あいキッズ係 (放課後子ども教室事 業と放課後児童健全育 成事業一併型で運営)	教育委員会事務局 地域教育推進課 あいキッズ係 (放課後子ども教室事 業と放課後児童健全育 成事業一併型で運営)	福祉部 障がい政策課 (管轄の福祉事務所障が い支援係)
宮城県	仙台市	1	1	3	71%	57%	子供未来局 子供育成部 子供家庭支援課 家庭支援係	子供未来局 子供育成部 子供家庭支援課 家庭支援係	子供未来局 子供育成部 子供家庭支援課 家庭支援係	子供未来局 子供育成部 子供家庭支援課 (社会福祉協議会各事務 所)	教育局 生涯学習課	子供未来局 子供育成部 児童クラブ事業推進課 推進係	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課 (各施設)
	石巻市	3	1	2	86%	43%	福祉部 子育て支援課	福祉部 保護課	福祉部 子育て支援課 子育て支援グループ	福祉部 子育て支援課 子育て支援グループ	教育委員会	福祉部 子ども保育課 児童育成グループ	福祉部 障害福祉課
	塩竈市	0	合計6 (4, 2)	0	86%	86%	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 生活福祉課	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 子育て支援課	教育委員会	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 生活福祉課
滋賀県	彦根市	合計3(1,2)	合計4(2,2)	0	100%	57%	子ども未来部 子育て支援課	福祉保健部 社会福祉課 自立支援係	子ども未来部 子ども・若者課	子ども未来部 子ども・若者課	教育委員会事務局 生涯学習課	教育委員会事務局 生涯学習課	福祉保健部 障害福祉課
	草津市	2	2	0	57%	29%	子ども未来部 子ども家庭課	健康福祉部 社会福祉課	子ども未来部 子ども家庭課	滋賀県健康医療福祉部 子ども・青年局×滋賀県 社会福祉協議会「遊べ る・学べる・あそび子ども食 堂」	教育委員会事務局 学校教育課	子ども未来部 子ども・若者政策課 子ども・若者政策係	子ども未来部 発達支援センター 相談・支援係
福岡県	福岡市	2	2	0	57%	29%	子ども未来局 子ども部 子ども家庭課	保健福祉局 生活福祉部 生活自立支援課	子ども未来局 子ども部 子ども健全育成課	子ども未来局 子ども部 子ども健全育成課	福岡県 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	教育委員会 総務部 放課後子ども育成課	子ども未来局 子ども部 子ども発達支援課
	北九州市	0	合計5(3,2)	0	71%	71%	子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課	子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課	子ども家庭局 子ども家庭部 子育て支援課 子育て支援課	子ども家庭局 子ども家庭部 子育て支援課 子ども食堂担当係	福岡県 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	子ども家庭局 子育て支援課 放課後児童係	保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課
	春日市	1	1	2	57%	43%	福祉支援部 子ども未来課 児童給付担当	福祉支援部 子ども未来課 児童給付担当	交付なし(民間)かすが 居場所づくりネットワー ク・NPO法人チャイルド ケアセンター・ふくおか筑 業フードバンク)	((民間)かすが居場所づ くりネットワーク・NPO 法人チャイルドケアセ ンター・ふくおか筑業フ ードバンク)	教育委員会 教育部 法人共育担当	福祉支援部 子ども未来課 保育担当	福祉支援部 福祉支援課 障がい担当

■ : 部まで一緒  
■ : 課まで一緒  
■ : 係まで一緒  
■ : 課までの合計割合が50%未満

# 3-5. 必要とする人に行政支援が届かない原因

～日本財団「子ども第三の居場所」事業支援者の知見から～

---



## 先導事業の拠点担当から見ると、行政支援の届かなさの要因

- 日本財団の第三の居場所事業の拠点スタッフへのインタビュー調査では、行政による支援に対する課題意識が大きく7点確認できた。

### 親の経済的困窮以外の「子ども起点」の判断の必要性

- 行政移管後、子ども分断が進んでいかなないようにしなければならないと懸念している。「利用できる子とできない子」の線引きがはっきりとある事業には懸念がある。親の所得で支援対象か否かが決まるのは課題で、経済的困窮だけでなく、子どもの権利保障という観点で担保しなければいけないと思っている。子どもがさみしい思いをしていないか、という観点も重要だと思う。
- 現在は貧困に絡みそうな子どもの確認ポイント（発達の特性、保護者との連絡、給食をがつつと食べる、服が2、3日同じという4点からの見立て）を基にアウトリーチしている。
- 【田場（うるま市）】

### 行政の横連携やキーマンの不足

- 支援が必要な子どもを発見できない課題は重要な論点。関係機関の横串の刺さらなさに問題意識を持っている。
- 単なる民間だけでこれをやるとなるとどこまでうまくいかない。行政のキーマンが重要だと思っている。
- 【田場（うるま市）】

### 家族ぐるみの支援の不十分さ

- これまでの「見守り型」の仕組みでは一定の時間帯に子どもを預かる、という点では同じだが、支援者と親との関係はどうしても希薄。それに対し、この事業では家族ぐるみの支援ができるからこそ、つながり続けられる。【尾道スタッフに対する行政側の意見】

## 先導事業の拠点担当から見る、行政支援の届かなさの要因

### 申請の仕組みの難しさと 分野連携の必要性

- これまでは行政の「申請主義」ではどうしてもリーチできないところにアプローチしている。児童福祉係や母子支援生活施設、地域包括センターの窓口などの行政職員からの情報や、祖母からの相談の声など、分野を横断したアプローチだから繋がれる部分があった。

### 加点の仕組みの限界

- これをやったら「加点」という仕組みでは、目の前の子どものニーズに柔軟に対応することは難しい。仕組みに合う子、を受け入れるのではなく、受け入れた子に合うものを提供するべき。【尾道】

### 長期的な関係性、 子ども同士の関りの必要性

- 福祉や心理の世界で用いるカウンセリングへの取り出しや、短期的な関係ではなく、常設ケアモデルだからこそ、子どもがケアされる対象だけでなく、子ども同士支えあう場になっている。長期的な関りで子どもがケアする主体になり、いつでも帰ってこられる場になっている。【尾道】

### 子どもが社会に出るまでの 長い支援の必要性

- 継続支援が重要である。からふる田場では、「子ども」支援を強く打ち出している。
- 10年後社会に出たときがひとつのゴール地点だと思って支援している。家庭環境に影響される期間は、すべて直接支援でなくても、伴走支援やいつでも帰ってこられる居場所が、子どもが社会に出るまでの間重要だと考える。【田場（うるま市）】



## 行政移管への不安（予算縮減や費目による柔軟さの喪失）

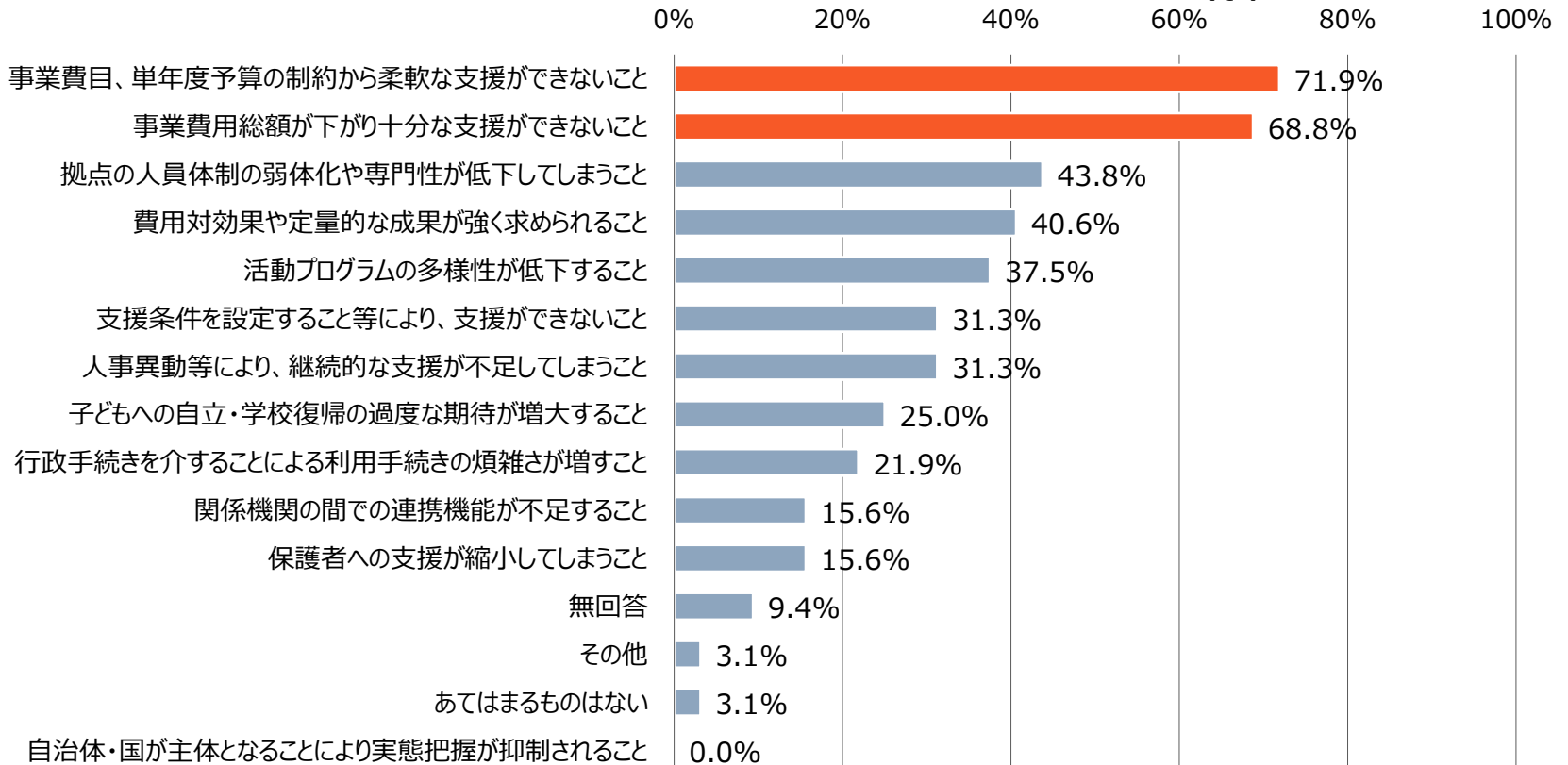
- 日本財団の第三の居場所事業の拠点スタッフへのアンケート調査では、行政移管への懸念として予算面での不安が大きく、費目の柔軟性が失われることについても指摘があった。
- 前スライドの知見と総括すると、親子ぐるみなどの柔軟な支援や、長い目で見える支援が出来なくなる点に、これまでの行政支援の届かなさの要因が考えられる。

### Q:今後の「子ども第三の居場所」事業が行政移管される際に感じる懸念

- 「事業費目、単年度予算の制約から柔軟な支援ができないこと」の割合が最も高く71.9%となっている。次いで、「事業費用総額が下がり十分な支援ができないこと（68.8%）」、「拠点の人員体制の弱体化や専門性が低下してしまうこと（43.8%）」となっている。予算面での不安が最も大きいことが読み取れる。

【今後の「子ども第三の居場所」事業が行政移管される際に感じる懸念(Q7)】

(n=32)



# 4 . 厚労省新規事業のベースとなった 子どもへの包括的支援の先導的実践の紹介 ～日本財団 子ども第三の居場所事業の紹介～

---



## 4-1. 日本財団「子ども第三の居場所」事業の概要

---



安心して過ごせる居場所で、**小学校低学年**から「生き抜く力」を育む



困難※に直面する子どもたちに、食事や歯磨きといった基本的な生活習慣を整えた上で、自己肯定感や人や社会と関わる力など非認知能力を高めるプログラムや、発達段階に応じた学習支援を実施し、「生き抜く力」を育む。

※生活困窮家庭（生活保護世帯、就学援助世帯など）の子どものほか、ひとり親、共働き孤立、虐待、ネグレクト、不登校、発達障害など、様々な困難の子どもを対象

# 子ども第二の居場所の大きな2つのモデル

## 常設ケアモデル

- 対象児童 小学校低学年の子ども(計20名程度)
- スタッフ 3~5名(職員・ボランティア)
- 営業時間 月曜~金曜、放課後~20:00  
(帰宅は保護者による送迎)
- プログラム 居場所提供、生活習慣形成、学習支援、食事提供
- 設備仕様 リビング、学習・読書スペース、キッチン  
風呂場、相談室
- 利用料金 応収負担、ひとり親世帯や生活困窮世帯は基準に  
該当すれば無償

### とある拠点での1日

14:00 宿題 / 個別学習	15:00 おやつ	16:00 外遊び or 体験活動	17:00 わくわく 読書タイム	18:00 夕食	19:00 自由時間	20:00 お迎え、 保護者とお話し
-----------------------	--------------	-------------------------	------------------------	-------------	---------------	--------------------------

毎日の宿題だけでなく、一人ひとりに合わせて二ガテも無くします。

読書や読み聞かせに加えて、ゲーム形式でみんなで同じ本を読むなどの体験活動も行います。

バランスの良い夕食を毎日提供します。調理や片づけをお手伝いし、皆で食卓を囲みます。



### 特徴1：少人数制で子どもにとって居心地のいい場所

困難に直面している子どもをサポートするための居場所です。少人数制で目が行き届きやすく、心理的な不安等の子どもの小さな変化に丁寧に対応します。また、生活・学習習慣に加え、自己肯定感や好奇心を育む、子どもたちが来なくなる居場所です。

### 特徴2：多様な機関と連携した手厚い支援

自治体、学校、民生委員、子ども支援の専門家(ソーシャルワーカー)、関係機関と連携し、子どもが抱える課題の解決に取り組みます。

### 特徴3：保護者支援

子ども支援だけでなく、保護者にも寄り添い、子どもへの対応方法等の相談にのり、共に考えます

## コミュニティモデル

- 対象児童 小学生~高校生30名程度、子ども食堂開催日100名
- スタッフ 職員2名、ボランティア6名
- 営業時間 居場所 火・水・木(土日開放)  
カフェ 11~19時(月曜定休)
- プログラム 学習支援、体験活動、おやつ  
第2・4土曜子ども食堂
- 設備仕様 学習室、遊び場、カフェ、畑
- 利用料金 無償、カフェ利用は有料

### とある拠点での1日

11:00 カフェ 学習室 遊び場	12:00 ランチ	13:00 おやつづくり(ボランティア)	14:00 おやつ、宿題、 遊び、収穫体験	15:00 学習支援 / 体験活動 (ボランティア)	16:00 夕食提供 (有料)	17:00 帰宅	18:00 帰宅	19:00 帰宅
----------------------------	--------------	-------------------------	-----------------------------	----------------------------------	-----------------------	-------------	-------------	-------------

子どもだけでなく、地域の居場所としても活用。

シニアボランティアと畑に行ったり、思い思いに過ごします。

ボランティアに役立てもらいながら宿題の時間。子どもたちの相談相手にも!

夕食はカフェを利用。支援が必要な子どもは無料です。



### 特徴1：多世代が交流する居場所

地域の方が気軽に立ち寄れる居場所です。多世代と関わることで、人と接する力や自己肯定感を高めます。また、地域の人々の繋がりを深め、課題がある子どもの早期発見、見守りを行います。

### 特徴2：地域資源の活用

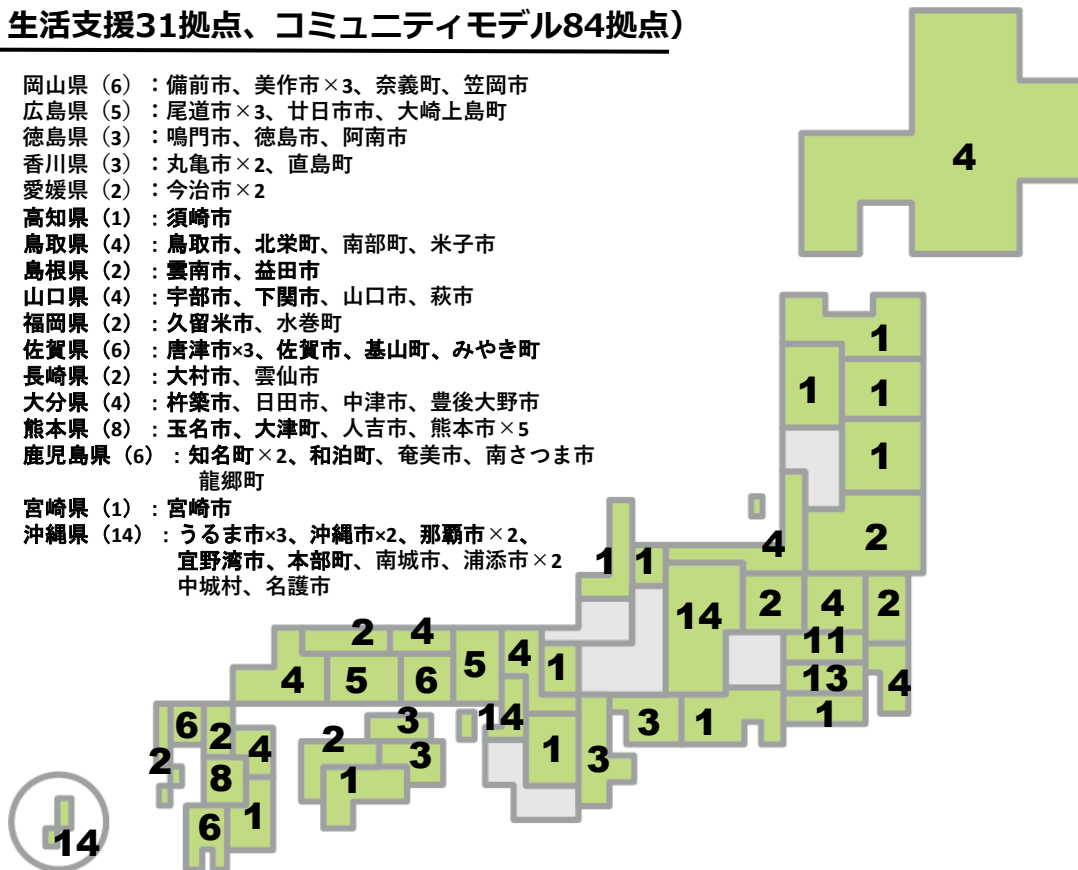
子どもたちに、より多くの体験機会を提供するため、地域の既存の建物や農作物を使ったり、学生・高齢者ボランティア、地元企業の協力を得るなど、地域資源を有効活用します。元教員による学習支援も。また、カフェや弁当販売等の自主事業で収益を得て、地域密着型で事業を継続します。

# 「子ども第三の居場所」拠点一覧（2022年4月時点 ※開設準備中拠点含む）

## 42都道府県に 全174拠点（常設ケアモデル59拠点、学習・生活支援31拠点、コミュニティモデル84拠点）

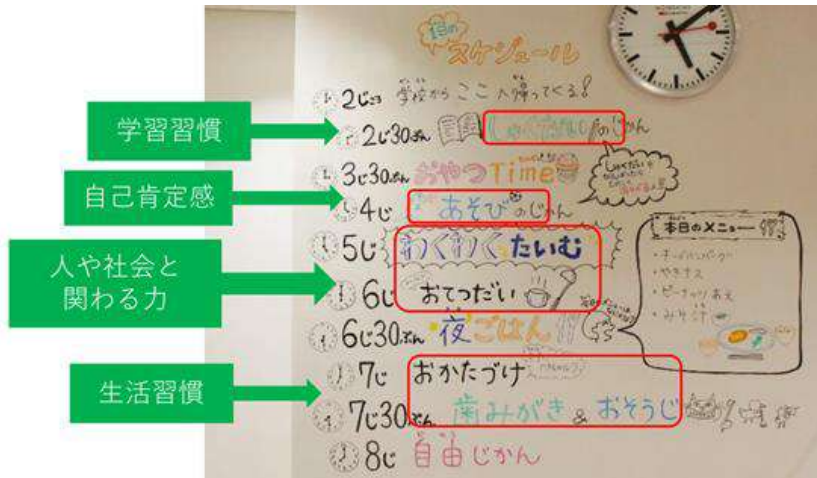
- 北海道 (4) : 東神楽町×2、積丹町、北広島市
- 青森県 (1) : 青森市
- 岩手県 (1) : 久慈市
- 秋田県 (1) : 秋田市
- 宮城県 (1) : 岩沼市
- 福島県 (2) : 塙町、会津若松市
- 新潟県 (4) : 燕市、胎内市、新潟市、佐渡市
- 富山県 (1) : 高岡市
- 石川県 (1) : 穴水町
- 長野県 (14) : 長野市、大町市、御代田町×2、諏訪市×2、松川町、伊那市、佐久市、軽井沢町、飯田市、上松町、池田町、下條村
- 茨城県 (2) : 笠間市、つくば市
- 栃木県 (5) : 大田原市×2、日光市、市貝町、芳賀町
- 群馬県 (2) : みどり市、明和町
- 東京都 (13) : 清瀬市×2、渋谷区×2、大田区、文京区、調布市、三鷹市、多摩市、豊島区、荒川区、江戸川区、青梅市
- 埼玉県 (11) : 戸田市、和光市、嵐山町、さいたま市×3、久喜市、横瀬町、三芳町、入間市、吉見町
- 千葉県 (4) : 山武市、東金市、木更津市、茂原市
- 神奈川県 (1) : 横浜市
- 静岡県 (1) : 御殿場市
- 愛知県 (3) : 長久手市、名古屋市、犬山市
- 三重県 (3) : 伊勢市、尾鷲市、伊賀市
- 滋賀県 (1) : 彦根市
- 京都府 (4) : 南丹市、京都市×3
- 奈良県 (1) : 天理市
- 大阪府 (14) : 箕面市×2、高槻市、寝屋川市、摂津市、泉佐野市、大阪市×6、交野市、堺市
- 兵庫県 (5) : 尼崎市×3、明石市、養父市

- 岡山県 (6) : 備前市、美作市×3、奈義町、笠岡市
- 広島県 (5) : 尾道市×3、廿日市市、大崎上島町
- 徳島県 (3) : 鳴門市、徳島市、阿南市
- 香川県 (3) : 丸亀市×2、直島町
- 愛媛県 (2) : 今治市×2
- 高知県 (1) : 須崎市
- 鳥取県 (4) : 鳥取市、北栄町、南部町、米子市
- 島根県 (2) : 雲南市、益田市
- 山口県 (4) : 宇部市、下関市、山口市、萩市
- 福岡県 (2) : 久留米市、水巻町
- 佐賀県 (6) : 唐津市×3、佐賀市、基山町、みやき町
- 長崎県 (2) : 大村市、雲仙市
- 大分県 (4) : 杵築市、日田市、中津市、豊後大野市
- 熊本県 (8) : 玉名市、大津町、人吉市、熊本市×5
- 鹿児島県 (6) : 知名町×2、和泊町、奄美市、南さつま市、龍郷町
- 宮崎県 (1) : 宮崎市
- 沖縄県 (14) : うるま市×3、沖縄市×2、那覇市×2、宜野湾市、本部町、南城市、浦添市×2、中城村、名護市



# 個別拠点の運営イメージと支援スキーム

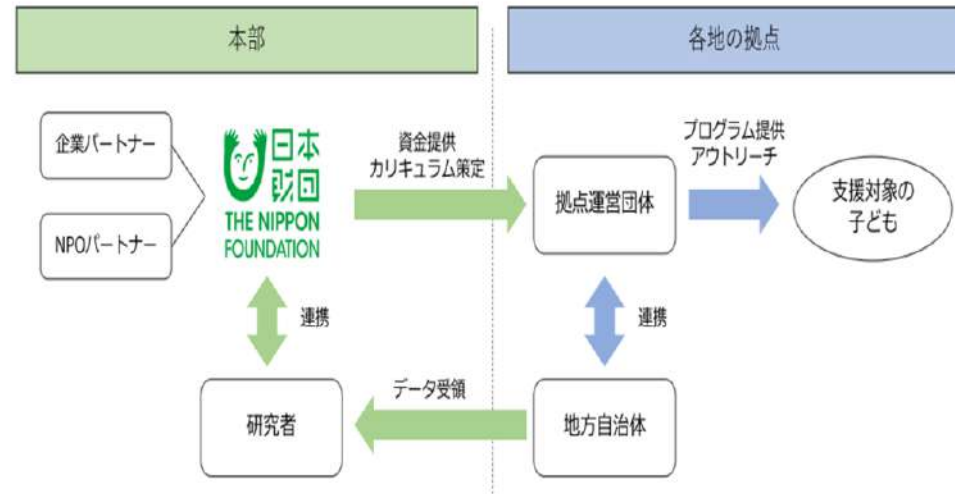
## 【個別拠点 運営イメージ】



項目	埼玉県戸田市・第一号拠点概要 (全拠点共通の要件ではない)
開設時期	2016年11月9日
対象児童	小学校低学年の子ども(計20名程度)
営業時間	月曜～金曜、放課後～21:00ごろ (帰宅は保護者による送迎)
設備仕様	リビング、学習・読書スペース、キッチン
スタッフ	6名(児童指導員等)、ソーシャルワーカー
プログラム	居場所提供、生活習慣形成、学習支援、食事提供
利用料金	応能負担、ひとり親家庭や生活困窮世帯は基準に該当すれば無償

## 【支援スキーム】

- 日本財団が**開設費**及び**3年間の運営費**を助成
  - 開設費上限：5,000万円
  - 年間助成金額上限：常設ケアモデル1,440万円、学習・生活支援モデル960万円、コミュニティモデル720万円)
- 4年目以降はモデルに応じて**自治体へ事業移管**もしくは**団体の自主財源**による継続
  - 常設ケアモデル：自治体に事業移管
  - 学習・生活支援モデル：自治体に事業移管／団体自主財源
  - コミュニティモデル：団体自主財源



## 4-2. 日本財団事業で得られている効果

---





# 日本財団の居場所から見た5つの変化 (アンケート調査まとめ)

- 半年以上日本財団の居場所を利用する子どもには、居場所への安心だけでなく、日々の心理的な状態、生活習慣、他者とのつながり、学習習慣が好転している。
- さらに子どもだけでなく、**保護者の子どもとの関りや、保護者自身の余力やつながり**にも大きな影響をもたらしている。



## : 居場所に通うことで子どもに起きた変化



- 居場所なら安心できると実感する子ども：**7割**以上
- 居場所ならチャレンジできると実感する子ども：**7割**以上
- 安心、援助希求等心理的な状態が好転した子ども：**7割**以上



- 生活習慣そのものが改善した子ども：**6割**以上
- つながりの状況※1が改善した子ども：**8割**以上  
※1 困ったことや楽しいことがあったときに子どもや大人に話す子どもは5割以上 等



- 学習習慣が改善した子ども：**7割**以上
- 勉強で分からない点を友だちや大人に聞けるよう変化した子ども：**5割**以上
- 頑張れば結果につながると思うよう変化した子ども：**6割**以上
- 将来の夢ややりたいことが思い浮かぶようになった子ども：**6割**以上



## : 支援を受ける保護者と子どもとの関りの変化

- 大変な時に家族は味方だと思えるようになった子ども：約**6割**
- 子どもとの関りが増えた保護者：**7割**以上
- 学校での出来事などの会話が增えた保護者：約**6割**



## : 子どもが居場所に通うことで保護者に起きた変化

- 自身の余力が増えたと感じる保護者：**7.5割**以上
- 自身のつながりが改善したと感じる保護者：**7割**以上
- 子どもや子育てに関して周囲の大人と会話をすることが増えたと感じる保護者：約**5割**


# アンケート調査のまとめ（詳細ver）

- 「第三の居場所」拠点に来所して半年以上の子どもの注目すると、**拠点とつながる前と比べて、全体的に子どもの生活習慣・学習習慣・つながりや安心感・援助希求などの心理的状態の好転が確認でき**、拠点に来所することの意義は確認できた。
- また、拠点が関与している保護者に注目すると、統計分析の結果、**拠点の子どもの利用頻度の多さや、子どもへの支援種類の多さ、保護者の支援種類の多さと、保護者の生活習慣・余力・つながりとの間に関係が見られた**。また、子どもの支援種類の多さと保護者と子どもとの関り（会話など）の頻度との間にも関係が見られた。さらに**保護者自身の余力やつながり等が改善していることや、保護者と子どもとの関りが改善していることは、子どもの学習習慣やつながり、心理的状態にも影響**を与えている。
- 拠点が子どもに多様な支援を行うことや、保護者に多様な支援を行うことの両方とも、**保護者への直接的な影響をもたらし、さらにそれが子どもの状況の改善**につながっていると云えた。
- ただし、今回のアンケートの統計分析からすると、拠点の支援種類の多さや支援頻度・支援開始時期が支援対象の子どもに直接与える効果は、**限定的である**。これについては、1）活動頻度の比較、支援活動の質や詳細な内容、対象の子どもの抱える状況など検証できない情報があること、2）支援を行っていない子ども（非介入群）を設定していないため比較ができないこと、3）関与している子どもの半数以上が2年未満の関りであり、非認知的な能力の上昇とその影響を測るには時期尚早である点が影響している可能性がある。

- 保護者への支援種類の多さ、及び子どもへの支援種類の多さ、子どもの利用頻度が高いことが、保護者の生活習慣等の活動改善に貢献
- 子どもへの支援種類が多いと保護者への、保護者と子どもとの関りが向上

- ・これまで公的な子どもの学習支援、生活支援を受けているのは5～6%に限定
- ・保護者の余力やつながりは7割以上が改善
- ・子どもとの関りも7割以上が改善し、特にコミュニケーションが増加
- ・保護者の余力やつながりの改善は保護者の子どもとの関りに影響あり


**支援を受ける保護者**




- 保護者自身の生活習慣・余力・つながりの変化、子どもとの関りの変化は、その子どもの学習習慣・生活習慣・つながり安心感や援助希求などの心理状態を好転

- 保護者の生活習慣等の日常生活活動が改善するほど、拠点への信頼を高め相談できる関係に

**居場所拠点**



**支援を受ける子ども**



- 支援「種類の多さ」と子どもへの影響との直接の相関関係は低い。（但し子どもは右記のとおり、つながりや、学習習慣、心理的な状態のいずれも7割以上が好転）

- ・学習支援は約97%、食事提供などは約92%と非常に高い支援。さらに文化芸術などの体験や食育活動なども8割近くが行っており、11項目中8項目を半数以上の拠点が実施。
- ・保護者支援を行うのは8割以上。
- ・支援開始段階では情報提供者との情報交換を5割が実施
- ・保護者と子ども第三の居場所の関係性構築が支援開始時点でも重要か
- ・安定的な財源や事業費目の柔軟度や総額の維持や、実態把握や地域連携など【長期目線】【包括性】を行政に期待

- ・学習習慣は7割以上が好転、つながりは8割以上が好転
- ・心理状態は7割以上が好転している。特に自身の未来や努力に対して前向きに捉えることが出来るような変化
- ・生活習慣等の日常の変化と心理状態の変化の間には相関があり、日常の変化が心理状態に影響を与える

# リサーチクエスチョン別に見るアンケート調査結果一覧

今回のアンケートで把握したいリサーチクエスチョン一覧	調査種類	今回のアンケートで得られた主な効果
Q1:これまで行政支援を十分受けられていないのではないか。	保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの学習、生活習慣への支援を受けている割合は約5～6%に限られ、いずれの支援も受けていない割合は3割近い。</li> </ul>
Q2:子どものアウトカム（生活習慣・学習習慣、心理的な状態、つながりの状況）は改善しているか。	子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ つながりの状況は8割以上が好転、学習習慣は7割以上、生活習慣は66%以上が好転している。また心理的な状態は、7割が好転している。自身の未来や努力に対して前向きに捉えることが出来るようになったのが6割を超える。</li> </ul>
Q3:保護者の生活習慣、心理的な状態（余力）、つながりの状況は改善しているか。	保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 余力は78%以上が好転、3項目すべてが改善しているとする回答者は5割を超えた。加えてつながりの状況も約7割が好転している。</li> <li>■ また拠点スタッフを信頼し、気軽に相談できるとし子育て等について良好な関係を構築できている点がうかがえる。</li> </ul>
Q4:子どもと保護者の関りが改善しているか。	保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 74%が好転しており、特に子どもとのコミュニケーションが増加し、学校での出来事などについての会話は6割程度が改善した。</li> </ul>
Q5:支援する側にとって、子ども／家庭に対する支援は、複数項目を組み合わせた包括的な支援ではないか。	拠点マネージャー 子ども別	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 拠点が子どもに対して行っている支援の数は、調査で聞き取った項目11のうち、8つの項目について半数以上が実施しており、支援の内容が多岐にわたっている。（学習・生活とも9割を超える項目もあり）また84%以上が子どもの保護者への支援を行っており、保護者自身の困難に関する面談も4割を超える。</li> </ul>
Q6:効果的な支援を行うためには、どのような条件が整っている必要があるか。	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ほぼ全ての拠点が、長期の関係性構築に向け常勤職員や、行政の安定財源を強く求め、行政機関の調整能力、学校や教育委員会・地域住民・保護者との協力関係が不可欠と考えている。</li> <li>■ ※なお、保護者からの回答を見ると、子どもへの支援に満足している様子や、担当者を不安軽減など安心感を得られる存在や、信頼できる存在だと認識している様子がうかがえる。Q8の支援開始が出来ない最大の要因が保護者の理解であり、スタッフと保護者との間の早期の信頼関係構築が重要な項目であると考えられる。（また保護者の生活習慣等の活動が改善しているほど、拠点への評価が高い）</li> </ul>

# リサーチクエスト別に見るアンケート調査結果一覧

今回のアンケートで把握したいリサーチクエスト一覧	調査種類	今回のアンケートで得られた主な効果
Q7：「第三の居場所」を行政事業に移管することによって、どのような成果が期待されるか、行政事業移管によってむしろ引き起こされる懸念が何か。	拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政事業移管により、安定的な財源が確保できることや、困難のある子どもの実態把握、地域との連携促進が期待される一方で、単年度予算や費目の制約、費用総額の制限が懸念されている。</li> </ul>
Q8：拠点に長期間、定着していると、アウトカムの改善度合いが高いのではないか	総合分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 拠点の利用月数や来所頻度と、子どものアウトカム（生活習慣・学習習慣、心理的な状態、つながりの状況）には、統計的に有意な関連性は見られなかった。他方で子どもの来所頻度が高いほど保護者の生活習慣等の活動は改善している。</li> </ul>
Q9：支援の種類が多様であるほど、アウトカムの改善度合いが高いのではないか。（子ども支援の数の多さ、保護者支援の有無）	総合分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 支援活動種類の多さと子どものアウトカム（生活習慣・学習習慣、心理的な状態、つながりの状況）には、統計的に有意な関連性は見られなかった。</li> <li>■ 一方で、子供への支援種類が多いほど、保護者の生活習慣等の日常の活動や、保護者の子どもとの関りが増加する傾向が見られた。（保護者への支援種類の多さも同様の結果）</li> </ul>

【調査時期】2021年12月10日（金）発送～2022年2月7日（月）到着分までを集計

【有効回答数】

子ども調査：有効回答数：344件（拠点数：32拠点）

保護者調査：有効回答数：305件（拠点数：32拠点）

拠点マネージャー子ども別調査：有効回答数：388件（拠点数：32拠点）

拠点共通調査：有効回答数：32件

総合分析：①保護者×子どもデータ：292件/②拠点マネージャー子ども×子どもデータ：335件/③拠点マネージャー子ども×保護者データ：301件

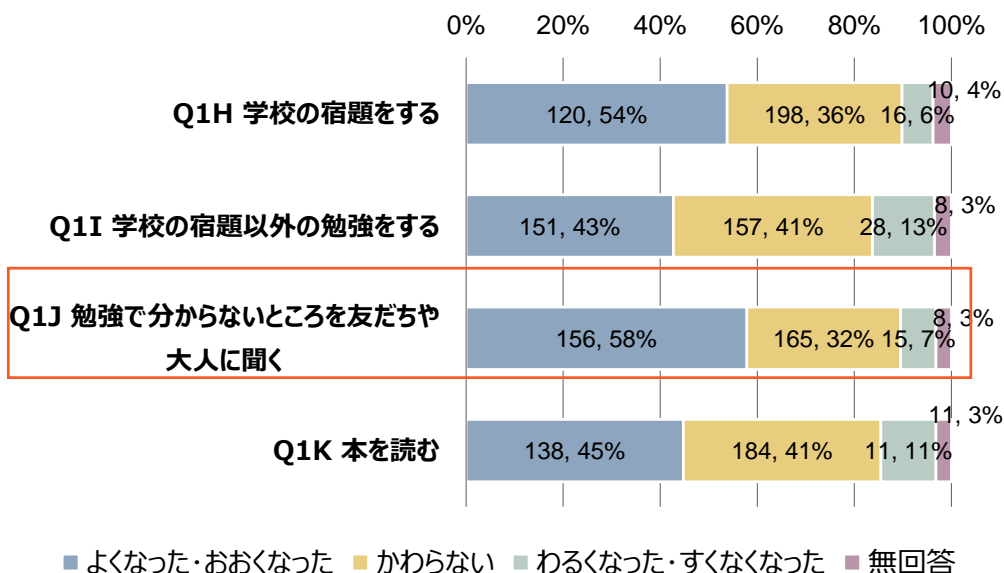


## ：子ども自身の活動の変化

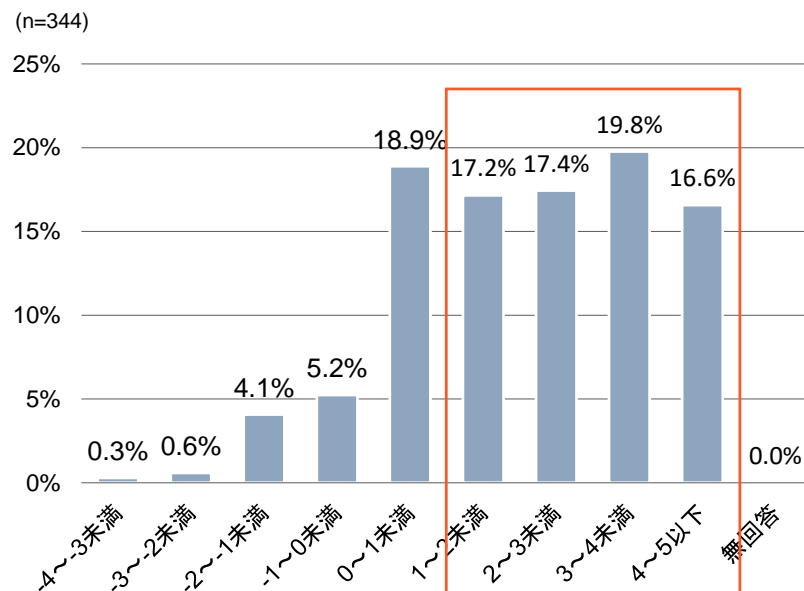
### — 子どもの学習習慣編【Q1 H～K】

- 子どもの学習習慣のうち、「Q1H 学校の宿題をする」、「Q1J 勉強で分からないところを友だちや大人に聞く」については「よくなった・おおくなった」が5割を超えている。H～Kについて、「よくなった・おおくなった」を1点、「わるくなった・すくなくなった」を-1点、「かわらない」を0点とした場合、平均値1.6で最も多いのは3点で、**1点以上が71%で好転傾向にあると言える。**

【子どもの学習習慣項目】 (子Q1 H～K)



【子どもの学習習慣項目 得点化】



# 日本財団事業による子どもの変化・効果に関するアンケート調査

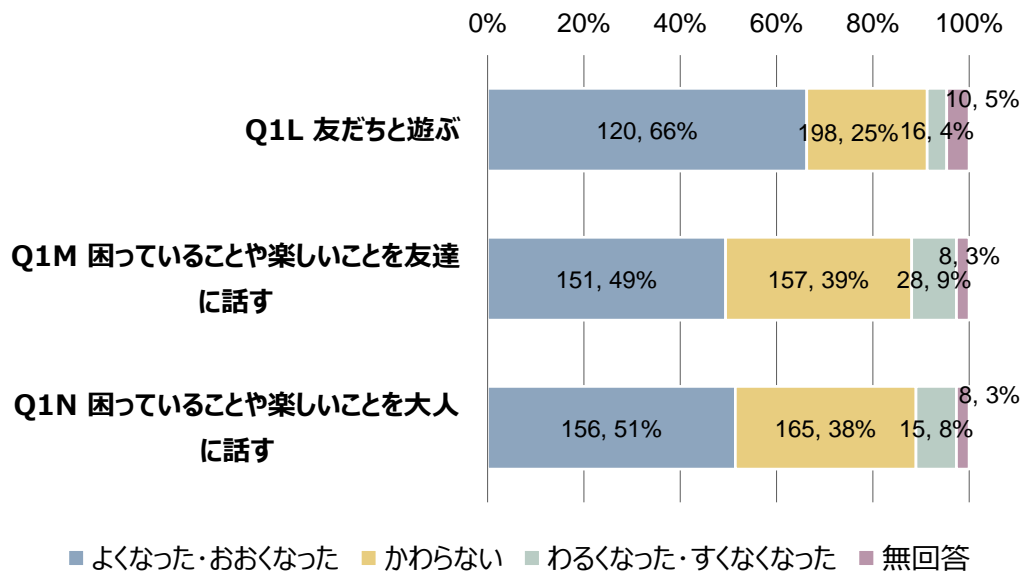


## 子ども自身の活動の変化

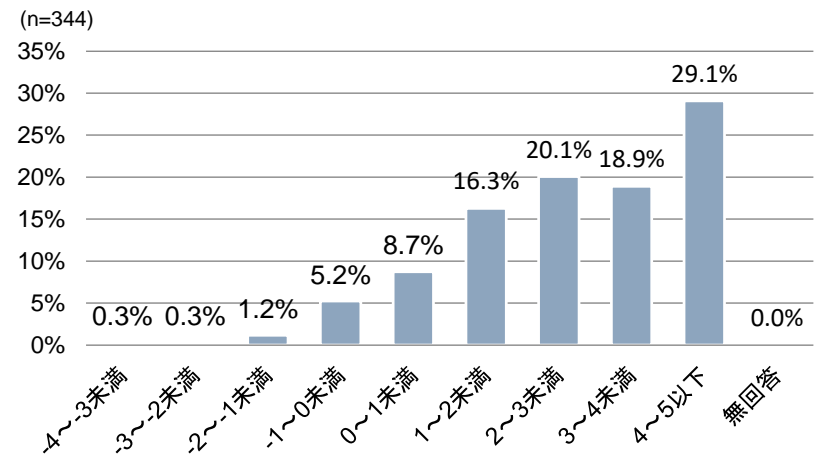
### — 子どものつながり編【Q1 L~N】

- 子どものつながりについて、「Q1L 友だちと遊ぶ」、「Q1M 困っていることや楽しいことを友達に話す」、「Q1N 困っていることや楽しいことを大人に話す」のいずれの項目も「よくなった・おおくなった」が5割を超えている。L~Nに加えて、「Q3C子ども第三の居場所には、いっしょにたのしい時間をすごせる、友だちがいる」について、「よくなった・おおくなった」を1点、「わるくなった・すくなくなった」を-1点、「かわらない」を0点とした場合、平均値2.2点で最も多いのは4点で、**1点以上が84%で強い好転傾向にあると言える。**

【子どものつながり項目】 (子Q1 L~N)



【子どものつながり項目 得点化】



# 日本財団事業による子どもの変化・効果に関するアンケート調査



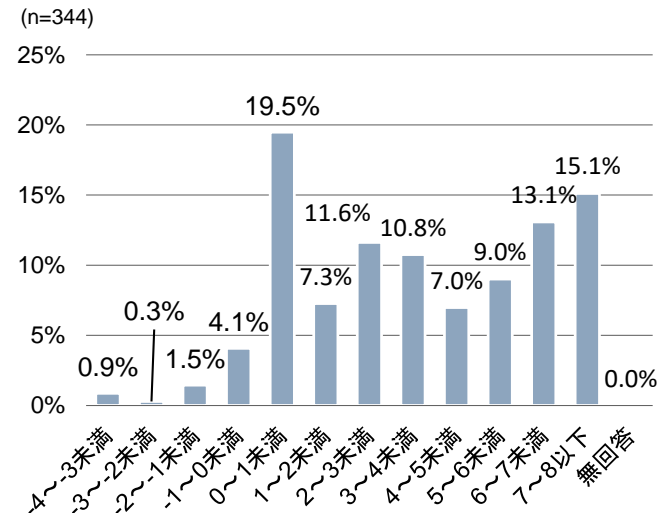
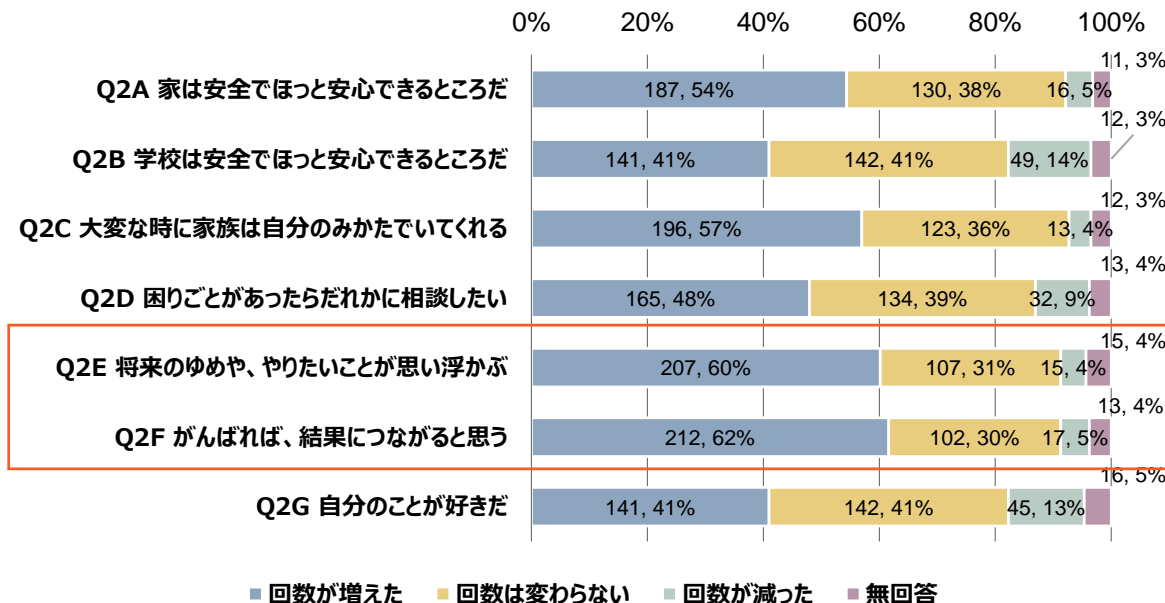
## 子ども自身の心理状態の変化

### — 子どもの心理状態編【Q2】

- 子どもの安心感、援助希求、未来志向、自己肯定感について7項目を設定した設問について、「回数が増えた」を1点、「回数が減った」を-1点、「回数は変わらない」を0点とした場合では、平均値3.1となっており、**1点以上が73%を超え、子どもの安心感や、未来志向、自己肯定感などが高まっていると言える。**
- 特に「家は安全でほんと安心できるところだ」や「大変な時に家族は自分のみかたでいてくれる」について「回数が増えた」とする割合は5割を超えており、家族に対する信頼感や家への安心感が増しているといえる。また、「将来のゆめや、やりたいことが思い浮かぶ」や「がんばれば、結果につながると思う」について「回数が増えた」とする割合は6割を超えており、**自身の未来や努力に対して前向きに捉えることが出来るような変化が見られる。**

【子どもの心理状態項目】 (子Q2)

【子どもの心理状態項目 得点化】



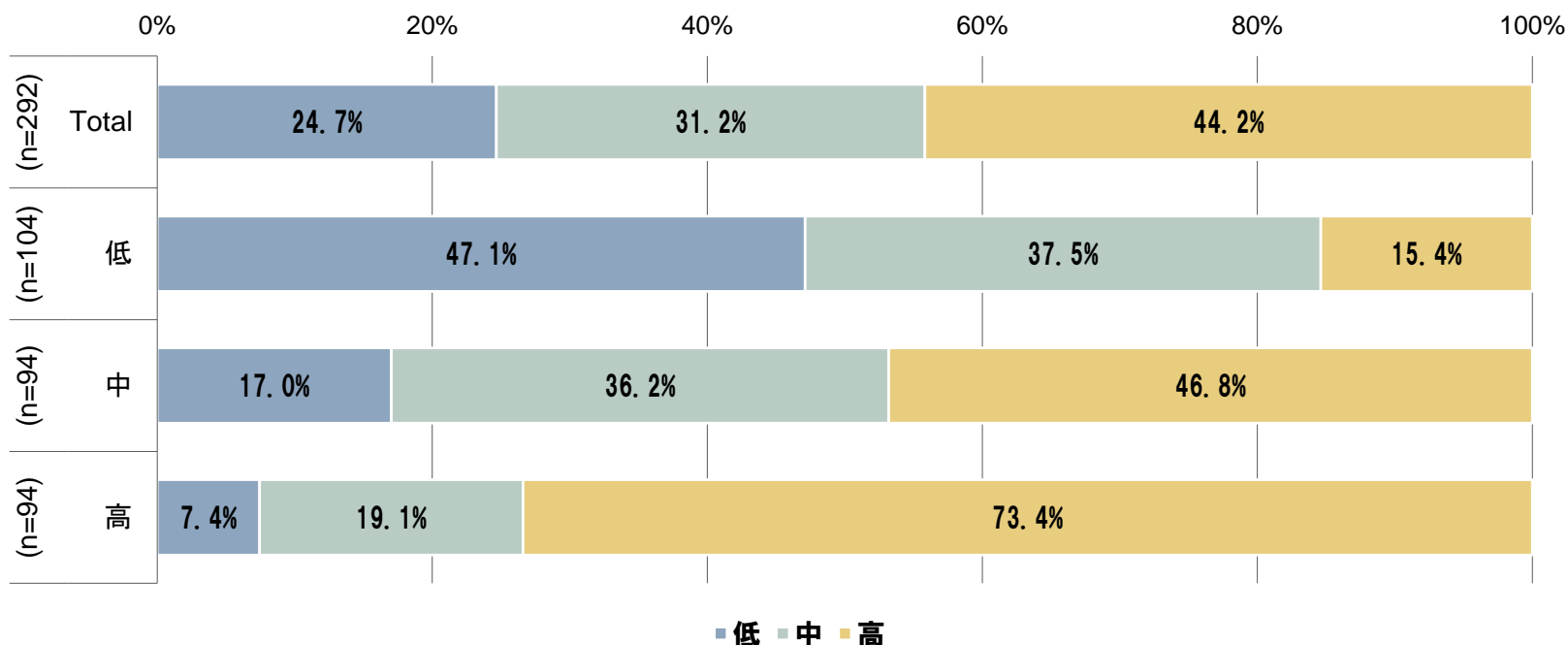


## ：子ども自身の活動の変化と、心理状態の変化との関係性

### — 子ども自身の活動の変化が、心理状態の変化に与える影響

- さらに、得点化した子どもの心理的効果について<0点以下を低> <1～3点を中> <4～7点を高>と分類し、子どもの日常の活動（生活習慣、学習習慣、つながり）について<3点以下を低> <4～7点を中> <8点～13点を高>と分類し、クロス集計を行った。その結果、**日常の活動が好転しているほど、子どもの安心感や援助希求などの心理的な変化が好転していると言える。**（検定をかけると $p < 0.001$ で有意である。検定については、カイ二乗値とp値を算出する独立性の検定を行った。カイ二乗値とp値の算出にはMicrosoft Excelを用いた。）

【子どもの心理状態項目（子Q2ALL）  
（子どもの生活習慣・学習習慣・つながり項目別（子Q1ALL））】





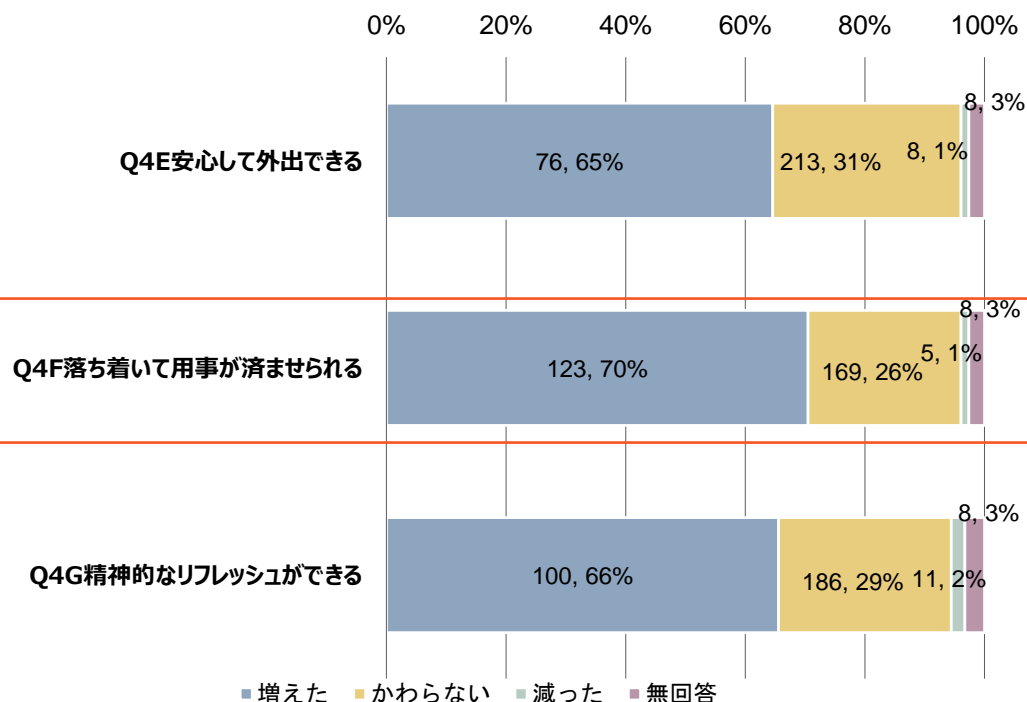


## ：保護者の日常の変化

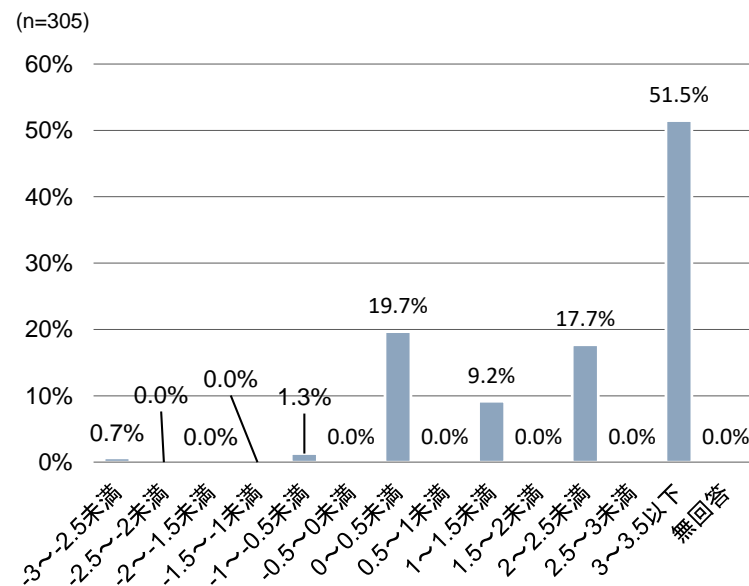
### — 保護者の余力編【Q4 E~G】

- 保護者の余力については同様に得点化すると平均値2.0で、**1点以上が78%を超えている好転傾向にある**。特に最も高い5割以上の得点層は【3点】で**3項目いずれも余力が増したとするのがボリュームゾーン**である。保護者の生活習慣は横ばいもしくは若干の増加傾向であったのに対し、保護者の余力は大いに改善していると言える。特に「落ち着いて用事が済ませられる」については「増えた」とする割合が7割となっている。

【保護者の余力項目】（親Q4 E~G）



【保護者の余力項目 得点化】



# 日本財団事業による子どもの変化・効果に関するアンケート調査

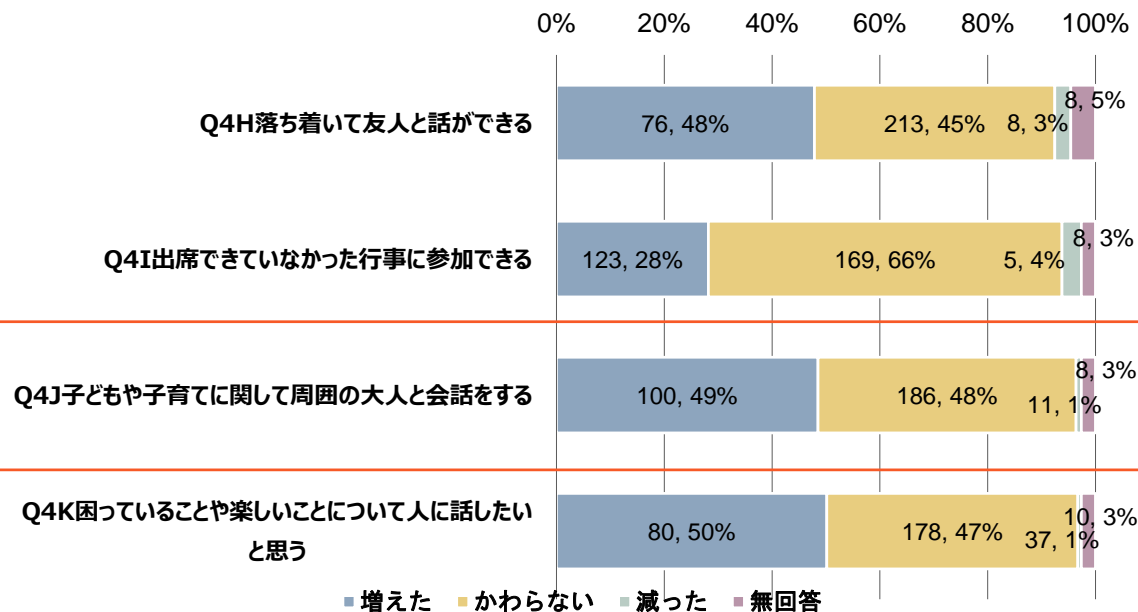


## ：保護者の日常の変化

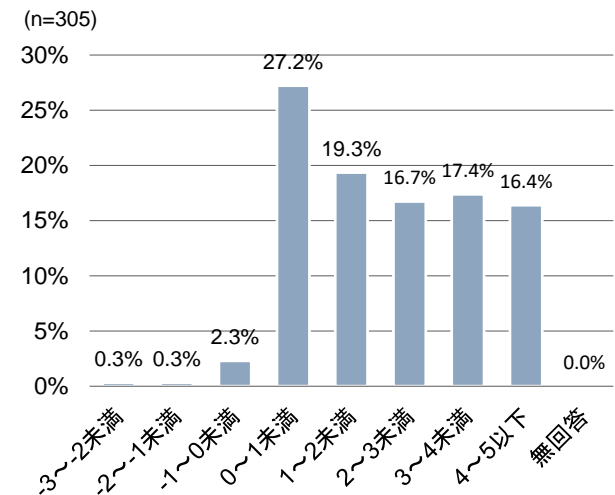
### — 保護者のつながり編【Q4 H～K】

- 保護者のつながりについて、同様に得点化すると平均値1.7で最も高い割合を占めるのは0点の層である。**1点以上の割合は約7割で生活習慣よりも増加傾向にあり、余力ほどの好転はしていないと言える。**行事参加が増える傾向は他項目に比べると低く、コミュニケーションの機会について3項目いずれも「増えた」とするのは約5割となっている。
- 特に「子どもや子育てに関して周囲の大人と会話をする」について5割近くが増えており、子育てに直接的な影響を与えると考えられる。

【保護者のつながり項目】（親Q4 H～K）



【保護者のつながり項目 得点化】



# 日本財団事業による子どもの変化・効果に関するアンケート調査

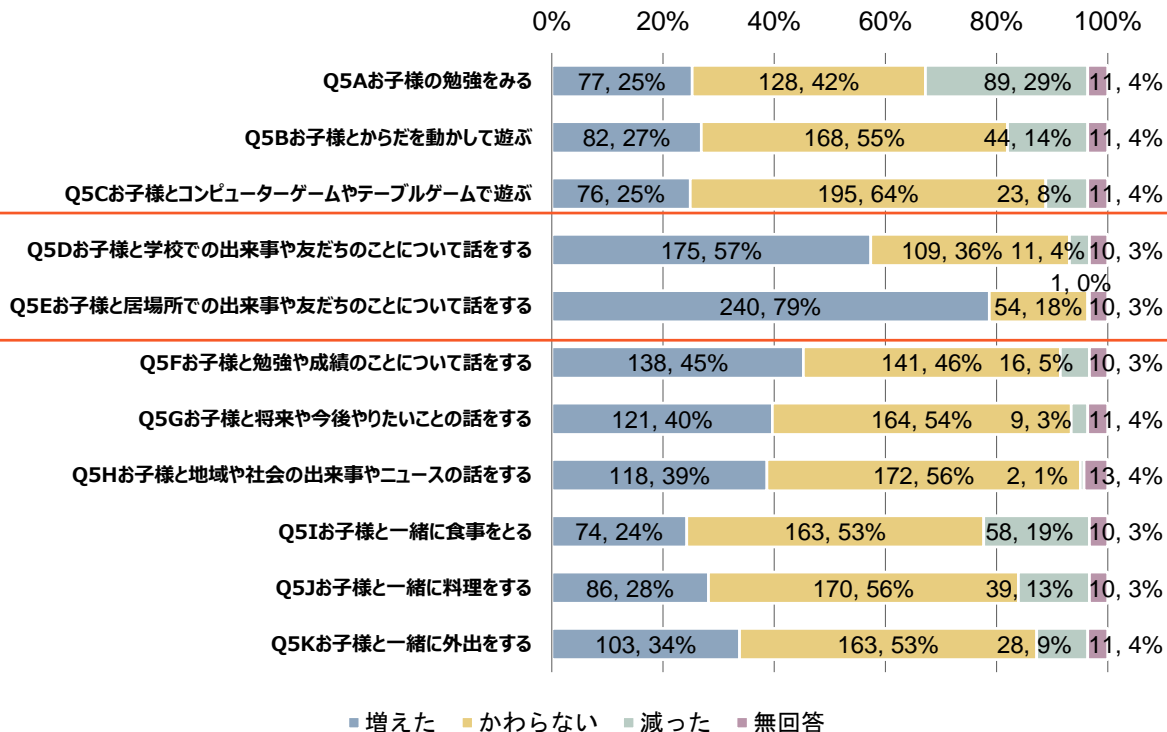


## ：保護者の子どもとの関り

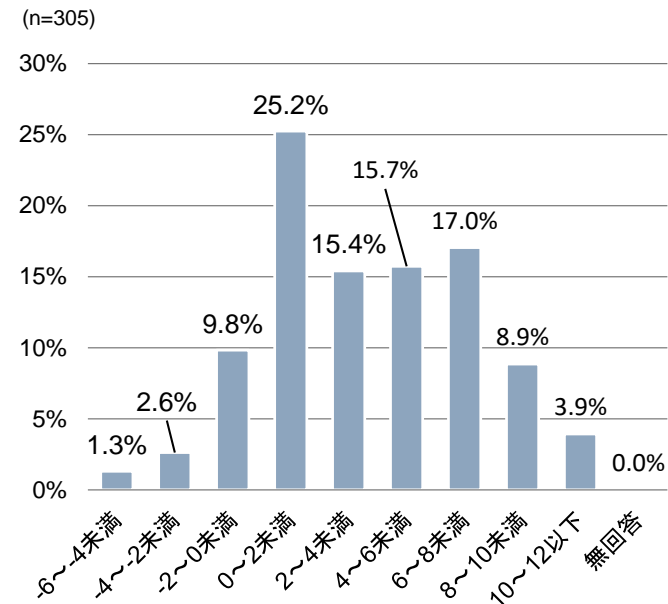
### — 保護者と子どもとの関り編【Q5 A～K】

- 保護者と子どもとの関りについて、同様に得点化すると平均値3.2で、**1点以上となったのは74.1%**で関りが増加傾向にあると言える。
- また、**子どもとのコミュニケーションに関する項目については「増えた」と回答する割合が高く**、「お子様と学校での出来事や友だちのことについて話をする」は57%で、成績や、将来のこと、ニュースなどについても4割程度となっている。

【保護者の関り項目】 (親Q5 A～K)



【保護者の関り項目 得点化】





## ：保護者との余力や保護者のつながりと保護者の子どもとの関りとの関係性

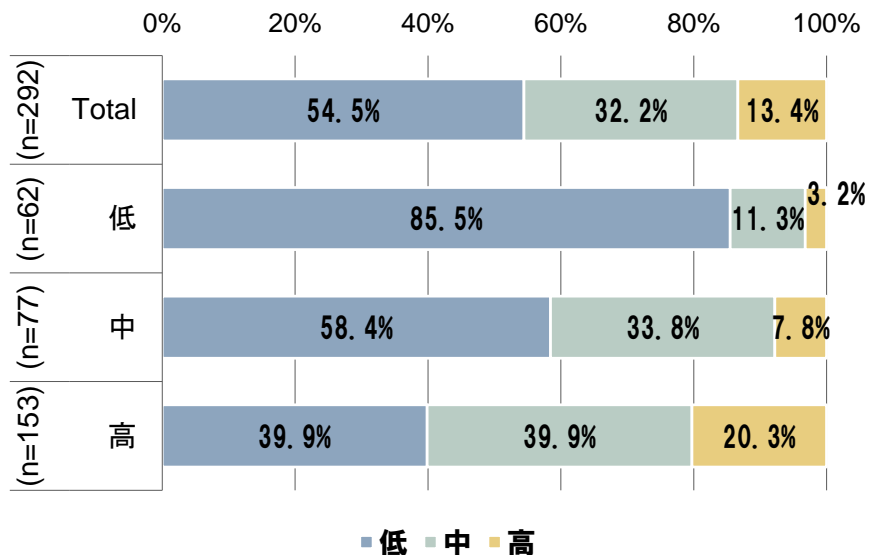
### 保護者と子どもとの関り（保護者の余力別）

- さらに保護者と子どもとの関りを<3点以下を低> <4~7点を中> <8~11点を高>として分類し、保護者の余力に関する設問（Q4のE~G）を<0点以下を低> <1~2点を中> <3点を高>として分類して、クロス集計を行った。その結果、**保護者の余力が改善している層ほど、保護者の子どもとの関りが増している傾向**がうかがえた。検定をかけると $p<0.01$ で有意だった。

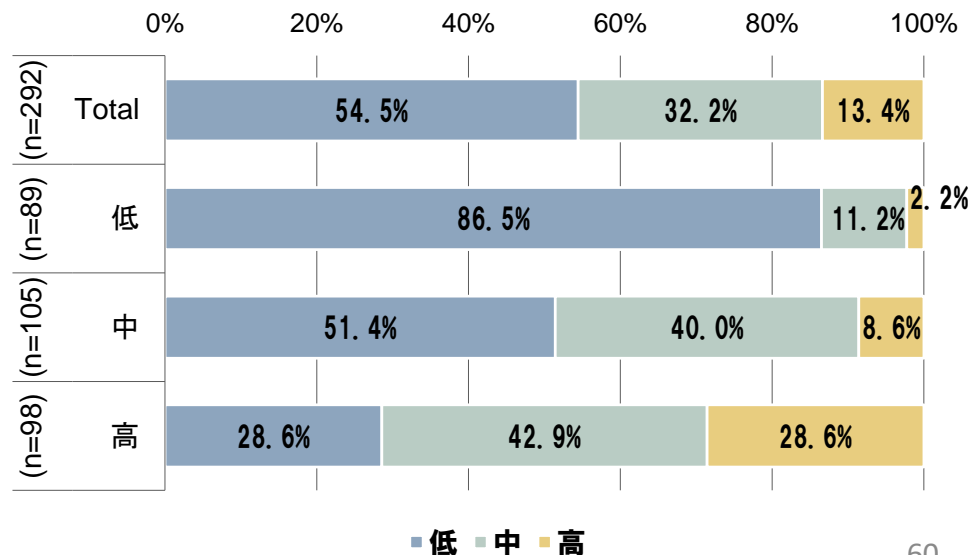
### 保護者と子どもとの関り（保護者のつながり項目別）

- 同様に保護者のつながりについても、つながりが改善している保護者ほど、子どもとの関りが増すといえる。保護者とのつながりに関してはQ4のH~Kを<0点以下を低> <1~2点を中> <3~4点を高>として分類して、クロス集計を行った。その結果、**保護者のつながりが改善している層ほど、保護者の子どもとの関りが増している傾向**がうかがえた。検定をかけると $p<0.01$ で有意だった。

【保護者と子どもとの関り項目（親Q5 A~K）  
（保護者の余力項目別（親Q4 E~G））】



【保護者と子どもとの関り項目（親Q5 A~K）  
（保護者のつながり項目別（親Q4 H~K））】



# 日本財団事業による子どもの変化・効果に関するアンケート調査

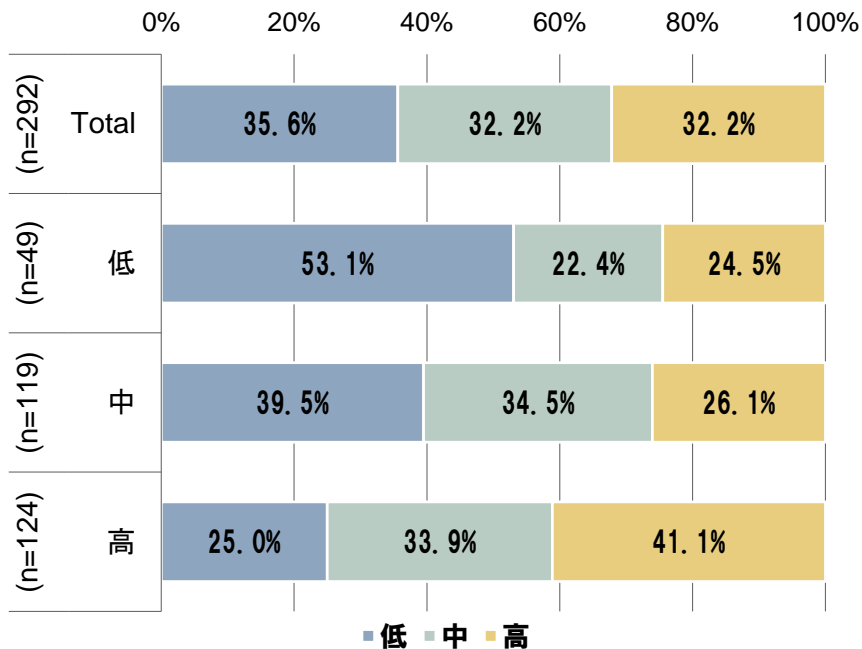


## 子どもの生活習慣等の変化と保護者の日常の変化との関係性

### 子どもの生活習慣・学習習慣・つながり（保護者の生活習慣・余力・つながり別）

■ 保護者の生活習慣・余力・つながり（層分類）（統合）  
 （Q4ALL（統合））別に、子どもの生活習慣・学習習慣・つながり（層分類）（統合）（子Q1ALL（統合））をクロス集計した結果、1%水準で統計的に有意であり、保護者自身の生活習慣・余力・つながりの活動に効果があった家庭の子どもほど、子ども自身の生活習慣・学習習慣・つながりが改善していることが分かる。

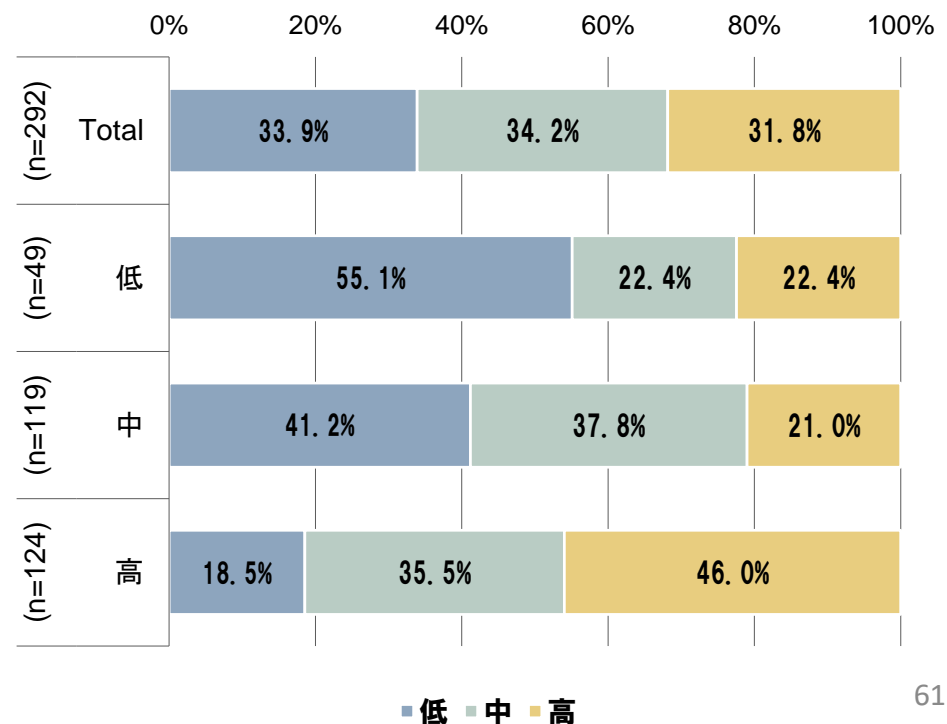
【子どもの生活習慣・学習習慣・つながり項目（子Q1ALL）  
 （保護者の生活習慣・余力・つながり項目別（親Q4ALL））】



### 子どもの生活習慣（保護者の生活習慣等の活動別）

■ 同様に保護者の生活習慣等の活動（保護者Q4ALL）別に子どもの生活習慣（子どもQ1 A~G）（<0以下>を低<1~3>を中<4~7>を高）をクロス集計すると、0.1%水準で統計的に有意であり、保護者自身の生活習慣・余力・つながりの活動に効果があった家庭の子どもほど、子ども自身の生活習慣が改善していることが分かる。

【子どもの生活習慣項目（子Q1A~G）  
 （保護者の生活習慣等項目別（親Q4ALL））】



# 日本財団事業による子どもの変化・効果に関するアンケート調査

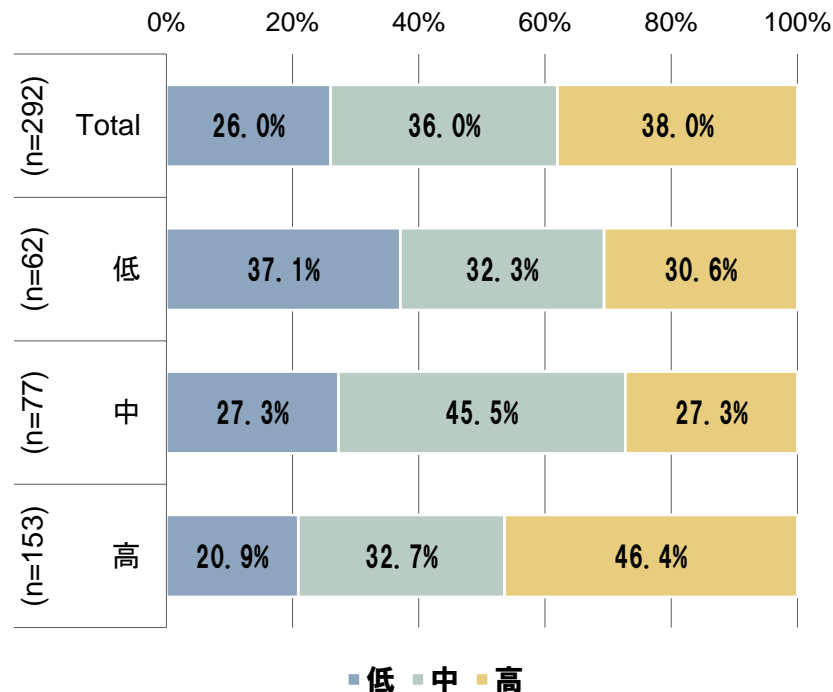


## ：子どもの学習習慣・自己肯定感の変化と保護者の日常の変化との関係性

### — 子どもの学習習慣（保護者の余力別）

- さらに分解して分析すべく、保護者の余力（保護者Q4E～G（<0以下>低、<1.2>中、<3>高））別に子どもの学習習慣（子どもQ1 H～K（<0以下>低、<1.2>中、<3.4>高））をクロス集計すると、5%水準で統計的に有意であった。保護者自身の余力が向上した家庭の子どもほど、子ども自身の学習習慣が向上していることが分かる。

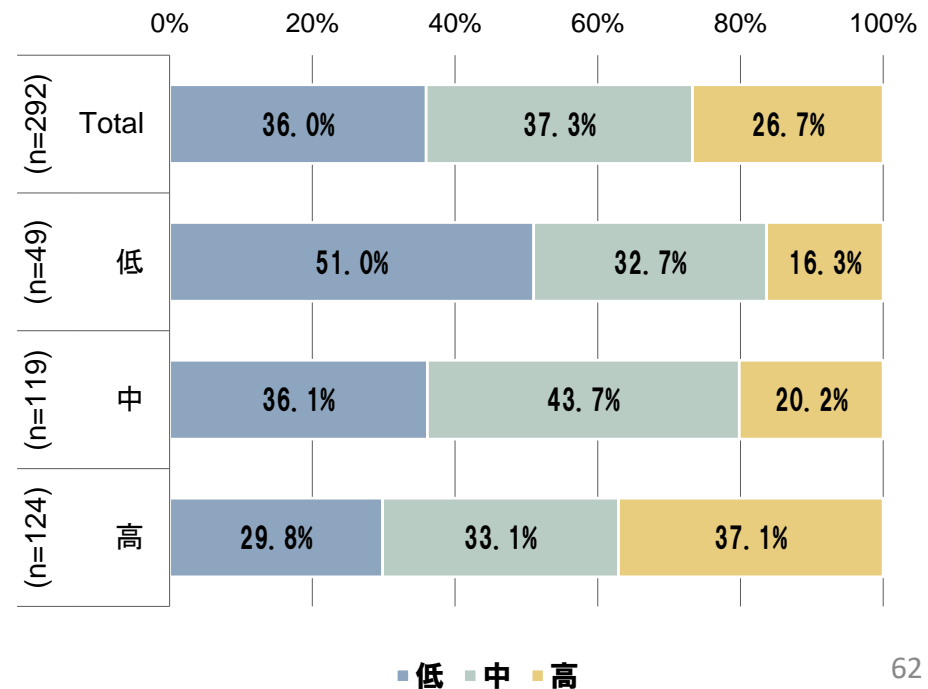
【子どもの学習習慣項目（子Q1H～K）  
（保護者の余力項目別（親Q4E～G））】



### — 子どもの自己肯定感等（保護者の生活習慣等の活動別）

- さらに、保護者の生活習慣等の活動（保護者Q4ALL）別に子どもの自己肯定感や未来志向・共感に関する心理的状态（子どもQ2E～G、Q3D（<1以下>低、<2.3>中、<4以上>高））に特化してクロス集計すると、1%水準で統計的に有意であった。保護者自身の生活習慣等の活動が改善した家庭の子どもほど、子ども自身の自己肯定感や未来志向、共感が改善しており、学校などへの適応が円滑に進んでいる可能性がうかがえる。

【子どもの自己肯定感等項目（子Q2E～G、Q3D）  
（保護者の生活習慣等の活動項目別（親Q4ALL））】



# 日本財団事業による子どもの変化・効果に関するアンケート調査

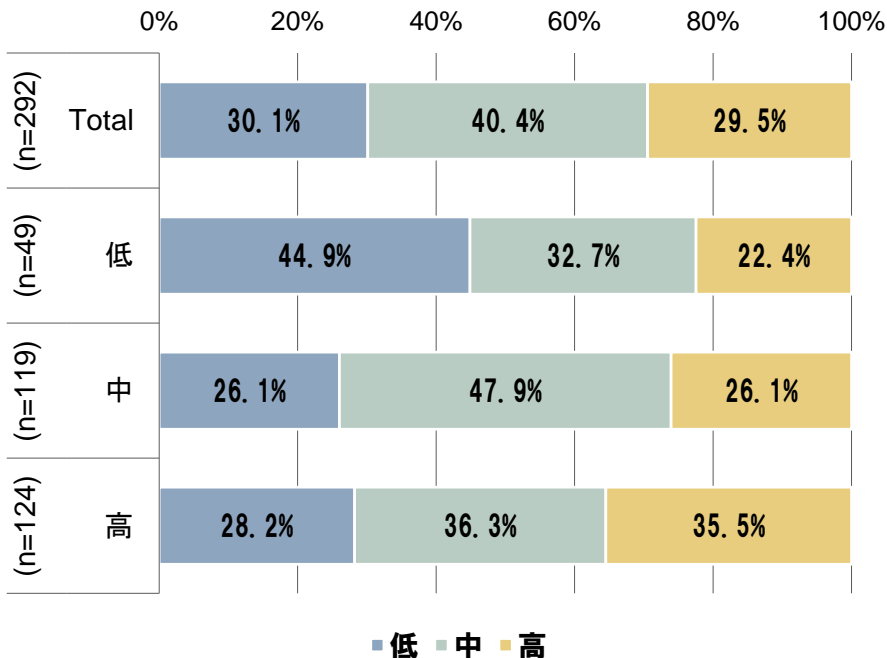


## ：子どものつながり、安心感等の心理的状态と、保護者の日常の活動との関係性

### — 子どものつながり（保護者の生活習慣等の活動別）

- 同様に保護者の生活習慣等の活動（保護者Q4ALL）別に子どものつながり（子どもQ1 L～N、Q3C（<1以下>低、<2.3>中、<4>高））をクロス集計すると、5%水準で統計的に有意であり、保護者自身の生活習慣・余力・つながりの活動に効果があった家庭の子どもほど、子ども自身のつながりが向上していることが分かる。

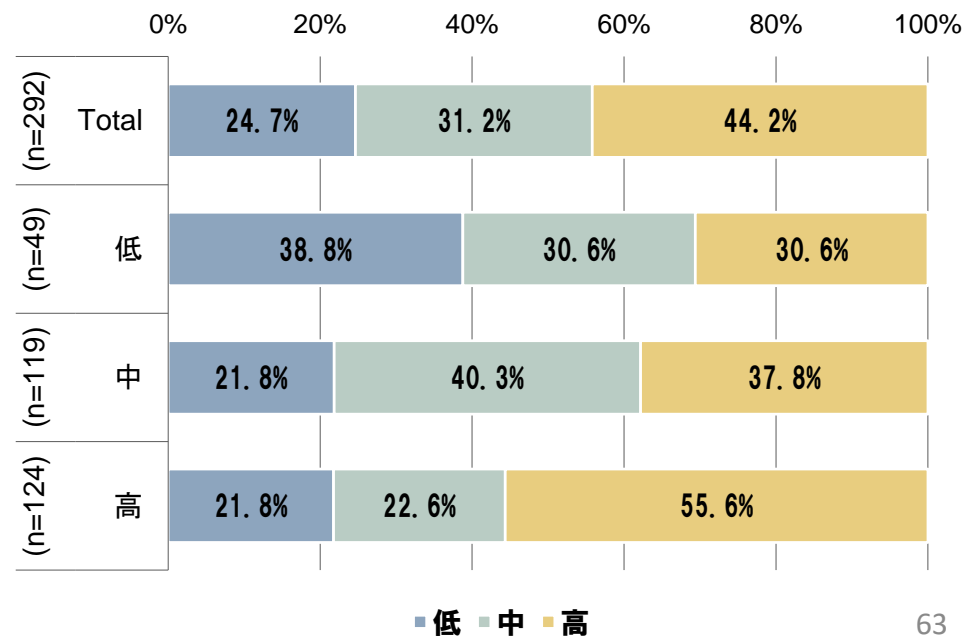
【子どものつながり項目（子どもQ1L～N、Q3C）  
（保護者の生活習慣等項目別（親Q4ALL））】

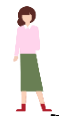


### — 子どもの安心感・援助希求・自己肯定感などの心理的状态（保護者の生活習慣等の活動別）

- 続いて、保護者の生活習慣等の活動（保護者Q4ALL）別に子どもの安心感・援助希求・自己肯定感などの心理的状态（子どもQ2）をクロス集計すると、1%水準で統計的に有意であった。保護者自身の生活習慣等の活動が改善した家庭の子どもほど、子ども自身の心理的状态も改善していることが分かる。

【子どもの心理的状态項目（子どもQ2ALL）  
（保護者の生活習慣等の活動項目別（親Q4ALL））】



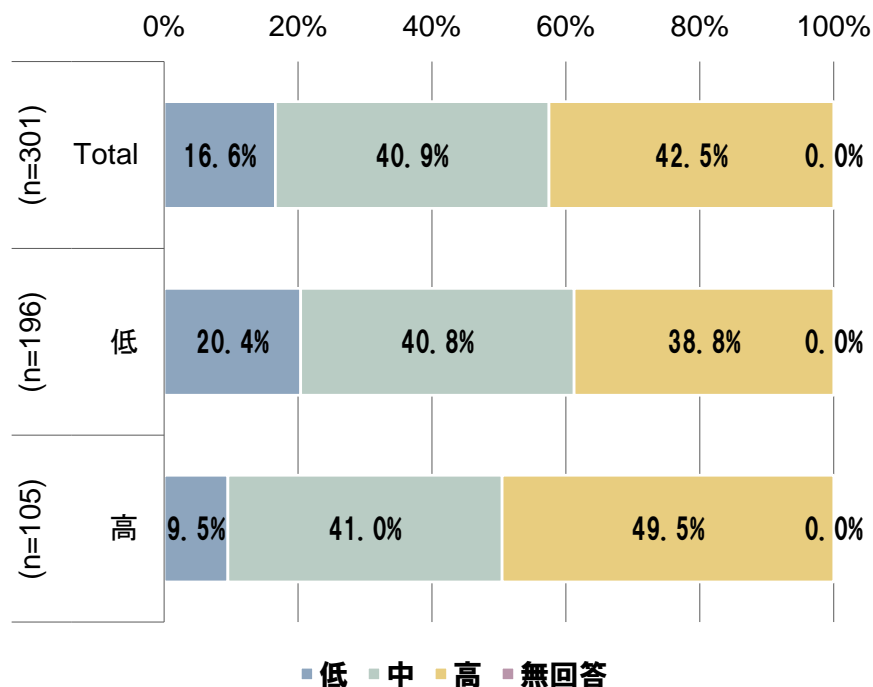


## ：子どもの支援項目と保護者の生活習慣、子どもとの関り等の活動の関係性

### — 保護者の生活習慣等の活動（子どもの支援項目別）

■ 子どもの支援（拠点マネージャー子ども別調査票のQ5<0~8>低、<9~11>高）について、保護者の生活習慣等の活動（保護者調査票のQ4ALL）の関連性を見たところ、5%水準で統計的に有意であり、子どもへの支援が厚いほど、保護者の生活習慣等の活動が改善されたことが分かる。

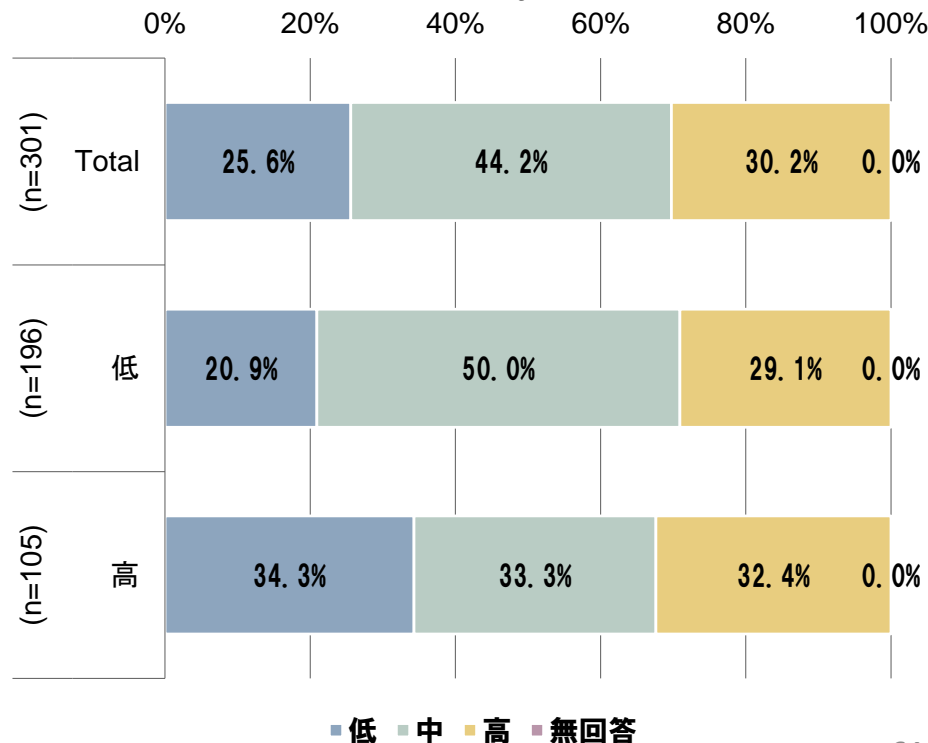
【保護者の生活習慣等の活動項目（親Q4ALL）  
（子どもの支援項目別（拠子Q5））】



### — 保護者の子どもとの関り等の活動（子どもの支援項目別）

■ 子どもの支援（拠点マネージャー子ども別調査票のQ5）について、保護者の子どもとの関り等の活動（保護者調査票のQ5ALL）の関連性を見たところ、1%水準で統計的に有意であり、子どもへの支援が厚いほど、保護者の子どもとの関り等の活動が改善されたことが分かる。

【保護者の子どもとの関り等の活動項目（親Q5ALL）  
（子どもの支援項目別（拠子Q5））】







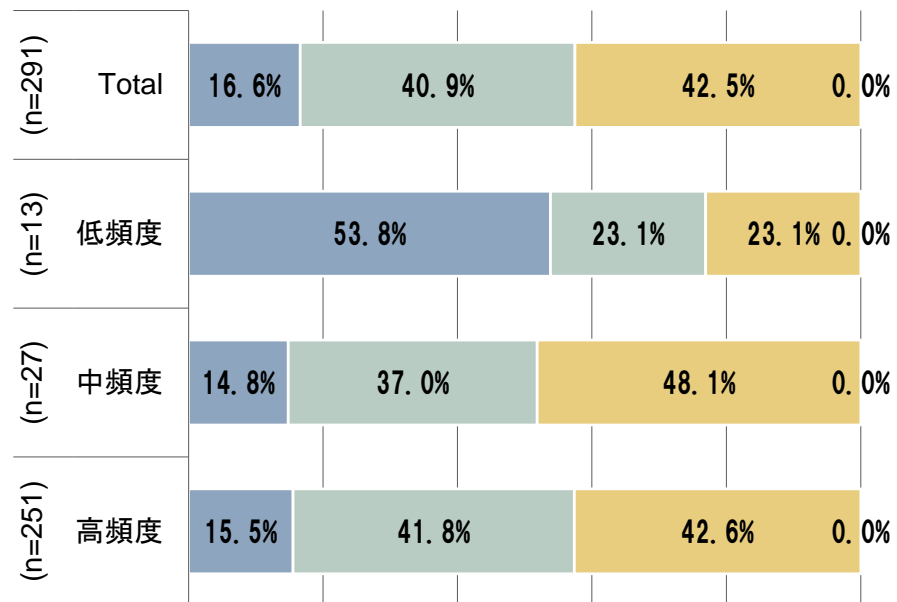
## ： 拠点の利用状況、保護者の支援項目と保護者の生活習慣等の活動の関係性

### — 保護者の生活習慣等の活動（拠点の利用状況別）

- 拠点の利用状況（拠点マネージャー子ども別調査票のQ6）について、保護者の生活習慣等の活動（保護者調査票のQ4ALL）の関連性を見たところ、5%水準で統計的に有意であり、拠点の利用頻度が高いほど、保護者の生活習慣等の活動が改善したことが分かる。

【保護者の生活習慣等の活動項目（親Q4ALL）  
（拠点の利用状況項目別（拠子Q6））】

0% 20% 40% 60% 80% 100%



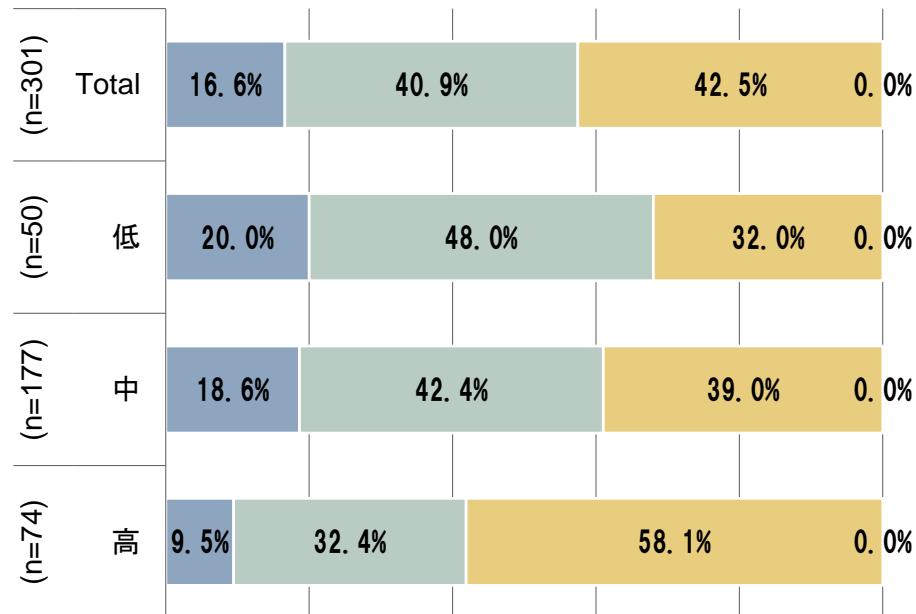
■ 低 ■ 中 ■ 高 ■ 無回答

### — 保護者の生活習慣等の活動（保護者の支援項目別）

- 保護者の支援（拠点マネージャー子ども別調査票のQ7（<0>低、<1~3>中、<4~7>高））について、保護者の生活習慣等の活動（保護者調査票のQ4ALL）の関連性を見たところ、5%水準で統計的に有意であり、保護者への支援が厚いほど、保護者の生活習慣等の活動が改善されたことが分かる。

【保護者の生活習慣等の活動項目（親Q4ALL）  
（保護者の支援項目別（拠子Q7））】

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 低 ■ 中 ■ 高 ■ 無回答

## 支援者視点の「有効性」から見た日本財団の居場所の効果

- 2020年の拠点アンケート調査からは、【子どもが出来るようになったこと】が確認できる。
  - 後述の包括的支援の要素でも掲載のとおり、体験や経験の蓄積、習慣化することで、徐々にできることが増え、主体的になっている様子。
  - また、子どもの体験を蓄積する支援活動を通じて、家族にも変化を及ぼしていることを物語るエピソードも確認できた。

### 【有効だったこと】：出来る経験が増える

利用当初は学校へお迎え、現在は自身で拠点まで来所できている児童がほとんどになった（1人はフォロー継続中）。児童からは「自分で行きたい。自分でできる」「道を覚えた。交通安全を学校で習って覚えた・来所までの道のりで守れた」「一人で来れるようになった」「一人でできる」という声が聞かれている。（かっちゃんふえ～ばる）

### 【有効だったこと背景、根拠】：取り組む姿勢

今までは学校の宿題を保護者に隠れて捨てたり、嘘をついて宿題をしなかった子どもが今は学校の宿題以外の学習にも自ら取り組み始めているから。（阪神尼崎）



### 【有効だったこと背景】：「したい」と「できる」が増える

光る泥団子作り⇒高学年やスタッフが上手に作る光る泥団子を見て、低学年の子ども達も「自分も作ってみたい」と一所懸命作るがうまく作れない。何度もひび割れたりして挫折しそうになるが、何とか出来た、いびつなあまり光っていない泥団子を大切に抱きかかえ満面の笑みで「出来た！！」と持って来ていた。（からふる田場）

### 【有効だったこと背景】：家族ぐるみの経験が増える

利用を始めたばかりの時、「オムライスが食べたい」というので施設で提供したことがある。「私が知っているオムライスと違う」と不満そうだったので、「いつも食べているオムライスはどんなの」と聞くと、「袋から出してチンして、玉子がもっと薄いやつ」と言ったことがある。オムライスと言えば、冷凍食品のことだったのである。キャンプの後、施設の日常のプログラムに自炊体験を取り入れた。皆でオムライスを作って食べた時、この児童が「家でも作ってみる」という。翌日、家でオムライスをつくってみた。お母さんに食べてもらった。母は目に涙を浮かべていたらしい。（尾道）



# 日本財団「子ども第三の居場所」事業への評価（アンケート調査から）

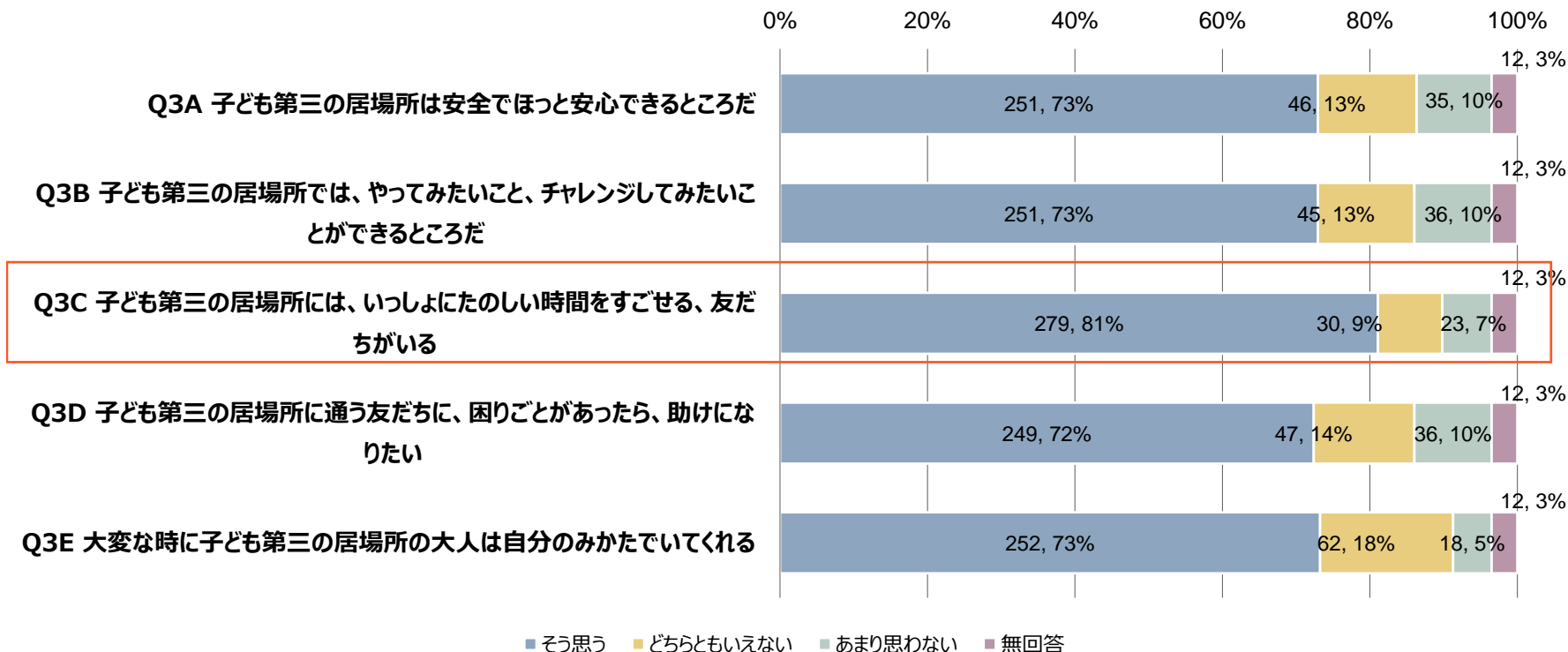


## ：子ども第三の居場所事業に対する信頼【子ども】

### — 子ども第三の居場所に対する評価まとめ

- 子ども第三の居場所への評価として5項目を質問に設定したが、**いずれも肯定的に回答する割合が7割を超え**、半年以上通う子どもについては**子ども自身が子ども第三の居場所の安心できる機能と、挑戦できる機能のいずれも高く評価している**。
- 特に「いっしょに楽しい時間を過ごせる友達がいる」点は8割を超えており、子ども第三の居場所に通う友だちに親密さを感じており、7割は助けになりたいとも感じている。

【子ども第三の居場所に対する評価まとめ（子Q3）】



# 日本財団「子ども第三の居場所」事業への評価（アンケート調査から）

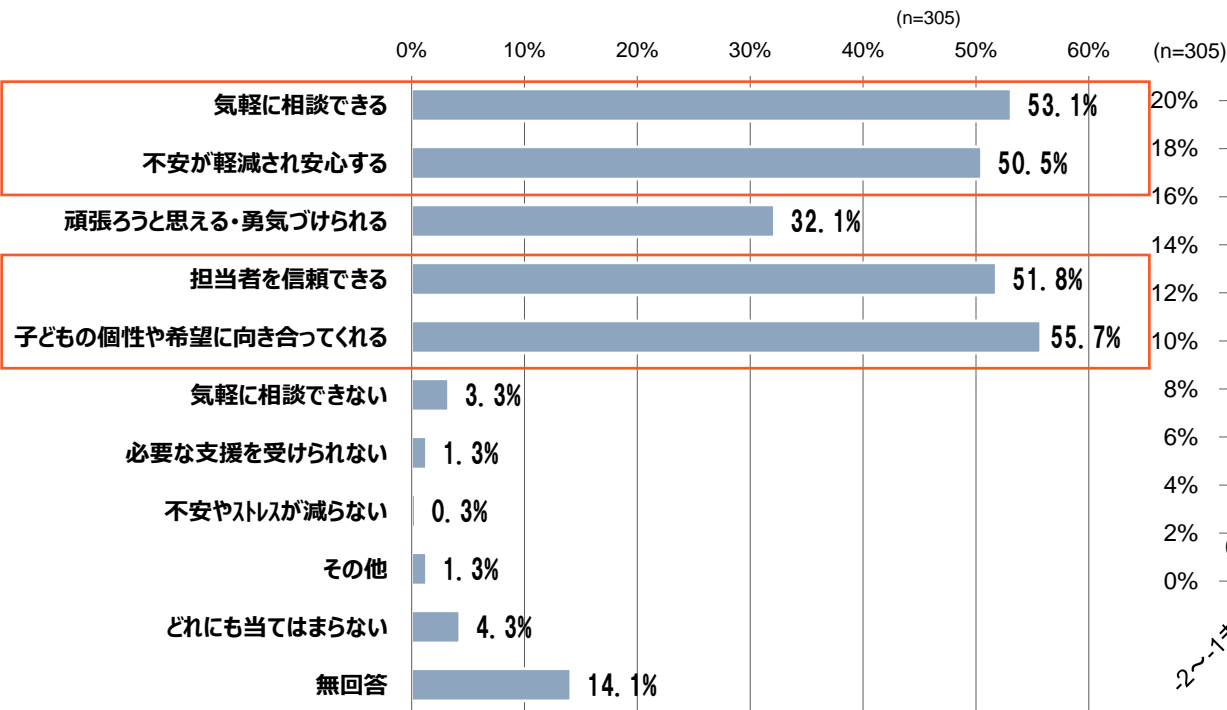


## ：子ども第三の居場所事業に対する信頼【保護者】

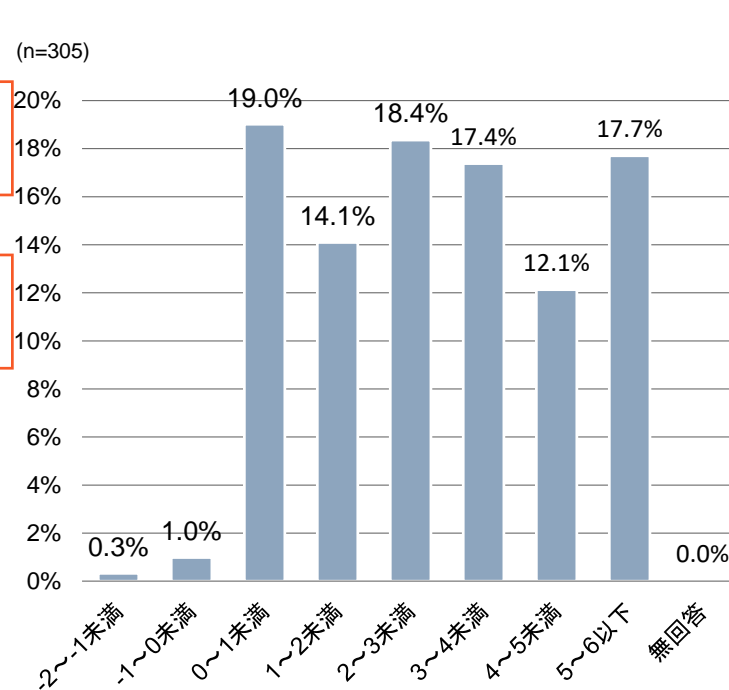
### — 子ども第三の居場所に対する評価まとめ

- 「子どもの個性や希望に向き合ってくれる」の割合が最も高く55.7%となっている。次いで、「気軽に相談できる（53.1%）」、「担当者を信頼できる（51.8%）」となっている。子ども第三の居場所事業のスタッフと良い関係性を構築できていると言える。
- さらに、「気軽に相談できる」から「子どもの個性や希望に向き合ってくれる」までの項目については、子ども第三の居場所を肯定的に評価している項目のため、各項目+1点とし、「気軽に相談できない」から「不安やストレスが減らない」までの項目については、子ども第三の居場所を否定的に評価している項目のため、各項目-1点とした。その結果平均値2.4となり、**1点以上の割合は88.7%となり、肯定的に捉える割合が著しく高い結果となった。**

【子ども第三の居場所事業によるサポートを受ける時に感じる気持ち（親Q6）】



【子ども第三の居場所サービスへの意識（親Q6）】



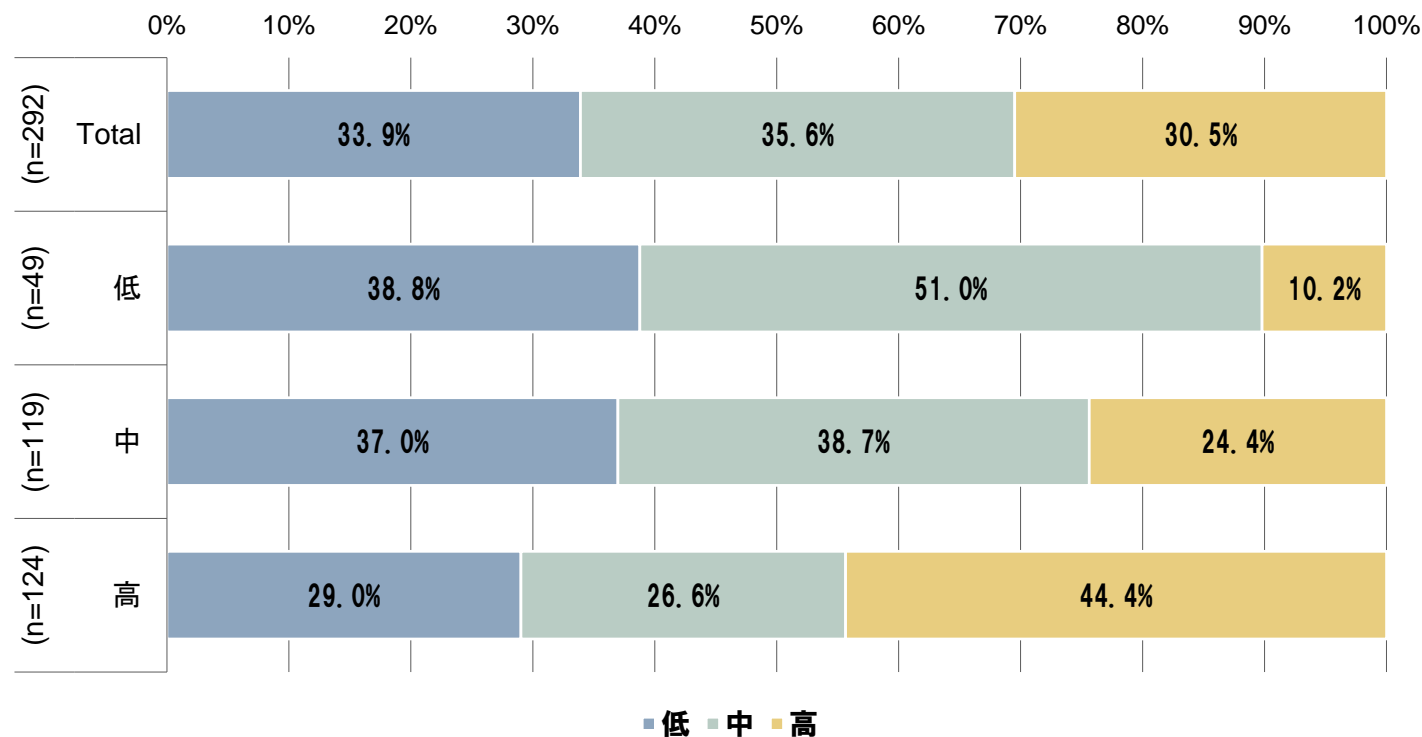
# 日本財団「子ども第三の居場所」事業への評価（アンケート調査から）

## ：子ども第三の居場所事業に対する信頼【保護者】

### — 保護者の日常の変化が子ども第三の居場所事業に対する信頼に与える影響

- さらに、子ども第三の居場所サービスへの意識について得点化したものを<1点以下を低> <2~3点を中> <4~5点を高>とし、保護者の活動（生活習慣・余力・つながり）に関する設問（Q4）について、<0点以下を低> <1~5点を中> <6~11点を高>として分類したものとクロス集計を行った。
- その結果、**保護者の活動が好転しているほど、子ども第三の居場所サービスへの意識も向上している傾向にあり、保護者自身から日常に変化を感じられることと、子ども第三の居場所スタッフとの関係性には影響がある可能性がうかがえる。**検定をかけると  $p < 0.01$  で有意だった。

【子ども第三の居場所サービスへの意識項目（親Q6）  
（保護者の生活習慣・余力・つながり項目別（親Q4ALL））】



## 子ども第三の居場所を利用する子どもからの声 (アンケート調査から)

- 日本財団の子ども第三の居場所を半年以上利用する子どもから、居場所について思うことを文章や絵で回答を得た。

- みんなで絵をかいて、あそんで、まんでしてそれがたのしいです！ またみんなでやりたいと思っています。



- **友達がふえて**自分から話をかけてくるのが好きです。
- 子ども第三の居場所のスタッフさんが勉強を教えてくれたり、友達みたいに遊んでくれるのがうれしいです。
- いろいろなカードゲームやクリスマス会をしてとても楽しいです
- ピアノや一輪車があってうれしいです。
- **みんなで仲良く遊べて、ときどきけんかもするけど、そういう子ども第三の居場所が好きです**



- 子ども第三の居場所に来る前は、料理がにがてだったけど子ども第三の居場所に来てから料理や、**みんなの前で、じしんをもって話せることができるようになった。**
- みんな自分の事は、自分でできるようになった。



- **本がたくさんある**
- 仲良くしてくれる友達がいる。宿題が早くおわる



## 子ども第三の居場所を利用する子どもからの声 (アンケート調査から)

- 子ども第三の居場所にかよいだして、ピーマンとモロヘイヤがたべれるようになって、うれしい
- ながてなことが、できるようになってうれしい
- 子ども第三の居場所は、たずかるし、どこにもつれていってくれるから大好きです。



- おりがみをいっぱいやりたい



- 小学校の友達だから一緒にかえれてかいわもはずんでたのしい
- 毎回色々な計画を考えてくれる
- 色々な体験をさせてくれる
- です。ます。を使わなくていいから気軽にしゃべれる
- 拠点の皆のために精一杯考えてくれる
- 優しく注意してくれる
- 教え方がめっちゃくちゃ分かりやすい
- お願い 中学生になるけど「来年も拠点に来たい」
- 理由 毎日、たのしくて、相だんにもものってくれてきまつテストもスタッフに教えてもらいたいから。



- 布のながなわ遊びをしたこと
- 布でわらじを作ったこと
- おやつでチーズケーキ食べたこと
- クリスマス会でプレゼントをもらったこと
- いろいろなもの（食物）が食べれるようになった
- オーガニック石けんを作ったこと
- 「らっかせいほり」をパパ・ママと3人で行ったこと
- センターに来てからママが元気になったこと
- センターに来てからパパがプレゼントをくれるようになったこと



## 子ども第三の居場所を利用する子どもからの声 (アンケート調査から)



- 友達が紹介してくれて、最初はどのような人がいるのかわからず、きん張していたけど**たくさんの人と交流**できる場所に参加してみると楽しくて、**行きやすい場所**だと思いました。
- 子ども第三の居場所では、**同学年の子も多く、話しかけやすい大人もたくさんいるところが好き**です



- なわとびができたり、ピアノがひけたり、おにごっこができていてとてもたのしいです。
- でも、**中学校にいったらこれないから、とてもたのいくおわれたらいいな**と思いました。

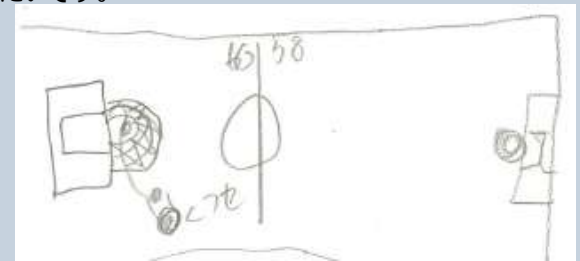


- スキー／りんごがり／わかさぎづり／そばうち／ラフティング／川遊び／じょうば／とうげい教室／木工教室／たこあげ大会／キャンプ／やきそば／ピザ／おもちつき／パン／おこのみやき／たこやき／セグエ／キャスターボード／竹馬／レゴ／かくれんぼ／ボール／サップー／ばぶる／ボール／ドッチボール／ドミノ／おにごっこ／アイロンビーズ／ハーバリウム／キャンドル／クリスマス／ツリー

- **友だちと話したり絵をかくのがたのしい**



- **いつもできないバスケがやってよかったです。今は副リーグだからがんばりたいです よびたいかいでがんばりたいです。**





## 子ども第三の居場所を利用する子どもの保護者からの声 (アンケート調査から)

- 日本財団の子ども第三の居場所を半年以上利用する子どもの保護者から、居場所について良いと思うことについて、回答を得た。

【体験の機会提供】書道、英会話、運動と家では中々、**体験させてあげられない事してくれる。**  
 【生活習慣の定着】生活リズムが身についた。学校から帰ってきて、手洗い→宿題→遊び、**ルーティーンのように子供が嫌がることなく取り組めている。**  
 【職員の質】色々な年齢層のスタッフがいる。年配のベテランのかたから、学生さんまでいて色々な人の意見を聞くことが出来た。  
 【個別支援】**1人1人に向きあってくれる。**ダメな所はしっかりとおこり、良い面はしっかりとほめてくれる。



【職員の質】お迎え時など、**その日の表情などをみて**、先生がお声掛けしてくれます。その先生にはいつも悩み事などを聞いて頂き本当に感謝しています。  
 【保護者支援】**しんどい事があっても、頑張ろうと思えています。子供の立場に立って、私の立場(母)に立っても話を聞いて下さるので、とても助けられます。**  
 【体験の機会提供】色々な行事があるのも、素敵だなあとと思います。子ども第三の居場所が息子の1つの居場所になっています。



【職員の質】**子どもの成長や発達を理解**してくれていて、とても心強いです。  
 【保護者支援】**子どもと親、両方の目線**で一緒により良い方法を考えてくれるので、本当に日々助かっています。  
 【子どもの様子】**子どもが自分全開で過ごせる**かけがえのない居場所になっている事に、心から感謝しております。  
 【体験の機会提供】**学童＝お留守番している場所との認識でしたが、子ども第三の居場所に通わせて頂いて、色々な経験とチャレンジしたくなる気持ちを培ってくれる貴重な場所でした。**何よりも子ども本人が、大好きな場所でかけがえのない時間を過ごさせて頂いており、私達親子にとってこれからもお世話になりたい場所と先生方です。いつも見守り支えて下さり、どうもありがとうございます。



【保護者支援】**親子で不調の時に、親子それぞれに精神的なサポート、居場所の提供をして頂ける**ところ。  
 【職員の質】不登校について、発達について、様々な情報を教えて下さるところ。子どもの状態に応じて、適切に対応下さるところ。**子どもにとって信頼できる先生がいて下さるところ。**  
 【体験の機会提供】色々な製作、体験ができ、**楽しみや自信につながっている**ところ。  
 【職員の質】できないところ、**できることをしっかり見てフォロー**下さり、親にも教えて下さるところ。  
 【生活習慣の定着】本、遊びの充実。メリハリのある時間が過ごせる



## 子ども第三の居場所を利用する子どもの保護者からの声 (アンケート調査から)

【職員の質】色々と子そだてについて分からない事等、相談しやすく、1人で考えていたりしんどくなってもいつでも話せる、聞いてもらえるってすごく大事だと子ども第三の居場所さんに通っていて思えました。

【保護者支援】「毎日あたり前ががんばらないと」と「親なんだから」気持ちによゆうがなくなったり…そんな時に話せる場所がある。子供を安心して見てもらえる。今、子供関係で1番助かってる、そう思えるのは子ども第三の居場所さんです。



【子どもの様子】家に居ると一人の時間ばかりで言葉の発達も遅く、人との関わりも苦手で休みの日も家から出ない生活でしたが、色んな年齢層の方と関わる事ができ、自信をつけて外へ出るようになりました。

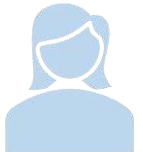
【保護者支援】親としても仕事や急な用事などで一人で留守番をさせる不安からも解放され、子供との関係も優しくなったと思っています。



【子どもの様子】色々な年代の人と関わりをもてること。

【体験の機会提供】子供が楽しめるイベントを企画して下さって、安心して送り出せる。

【子どもの様子】様々な立場の人が自由に過ごせる、自然に交流が持てる場所というのは、他にあまりないと思います。子供（小5・小2）が、家族以外の大人との関わりを持てる、貴重な場所です。ありがとうございます。



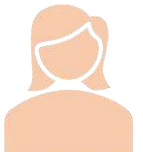
【職員の質】子どもの気持ちを考えて、当日のスケジュール変更（ちこくする、欠席する）など、柔軟に対応してもらえる。学校では集団で動くよう強制されるが、スタッフと1対1の信頼関係が作れたり、子どものペースでできる部分が多い。



【子どもの様子】子供の意見や希望を柔軟に取り入れ、日々の生活をより楽しく過ごしていて、子供達がのびのびと笑顔を絶えない居場所です。

【職員の質】一人一人の子供に向き合い、長い目で子供それぞれの成長を見守ってくれている。時には厳しく注意してくれるので、子供も親や家族以外の大人から注意されると気を付ける様になるので、とてもありがとうございます。

【体験の機会提供】友達同士で色々な体験をしたり、旅行に行く事は一生の思い出になると思います。



## 子ども第三の居場所を利用する子どもの保護者からの声 (アンケート調査から)

【保護者支援】子どもについて、見守り、必要な支援をして頂ける。  
 【子どもの様子】子どもにとって**安心できる場所**ができたこと。  
 【職員の質】親子共に信頼できる先生が近くにいるという下さること。  
 【体験の機会提供】色々な経験ができること。  
 【生活習慣の定着】集団生活におけるルールが**くり返し学べる**こと。  
 【職員の質】**本人を丸ごと受け入れて下さる**、子どもにとって味方になって下さる先生が預かって下さる安心感。  
 【保護者支援】何でも相談にのって下さり、**親にとって救われる**ところ。



【子どもの様子】子供の事をよく見てくれていて、息子も楽しくかよっています。たまに「**家に帰りたくない、もっといたい**」と言うくらいです。  
 【職員の質】**発達障害があっても、ちゃんとわかって**くれているので、**安心してかよわせて**います。いつもありがとうございます。



【職員の質】**小さい事でも相談にのってくれる事 / 子供と真剣に向き合ってくれる事 / 小まめに連絡をいただける事 / 明るく接していただける事**  
 【保護者支援】子供だけではなく**親の方にも気にかけて**いただける事 / **土曜日やPM7:00まで**でも対応していただける事



【職員の質】子ども1人1人に対して**しっかりサポート**してくれています。  
 【子どもの様子】**学校には行きたくなくても、子ども第三の居場所には行きたい!**と言ってます。  
 【学習習慣の定着】勉強も**しっかり解**からない所を教えて頂いて本当に助かります。



【職員の質】子ども第三の居場所のスタッフさん達と出合えたこと本当に感謝しています。時にはきびしくまた、子供としんげんにむき合ってくれているのが分かります。**夫がいない分、男の子気持ちがわからなくなったりして、相談したらすぐに一緒になって考えてくれたり**本当に子ども第三の居場所事業さんはじめ、子ども第三の居場所拠点には本当にかんしゃしてます。また、友だちが困っていたら、それをどうしたらいいのか?と、**子供たちとむきあって話をしたり、仲間を大切に**する、ということやそういうのを**すごく話し合**っている気がします。ありがとうございます。



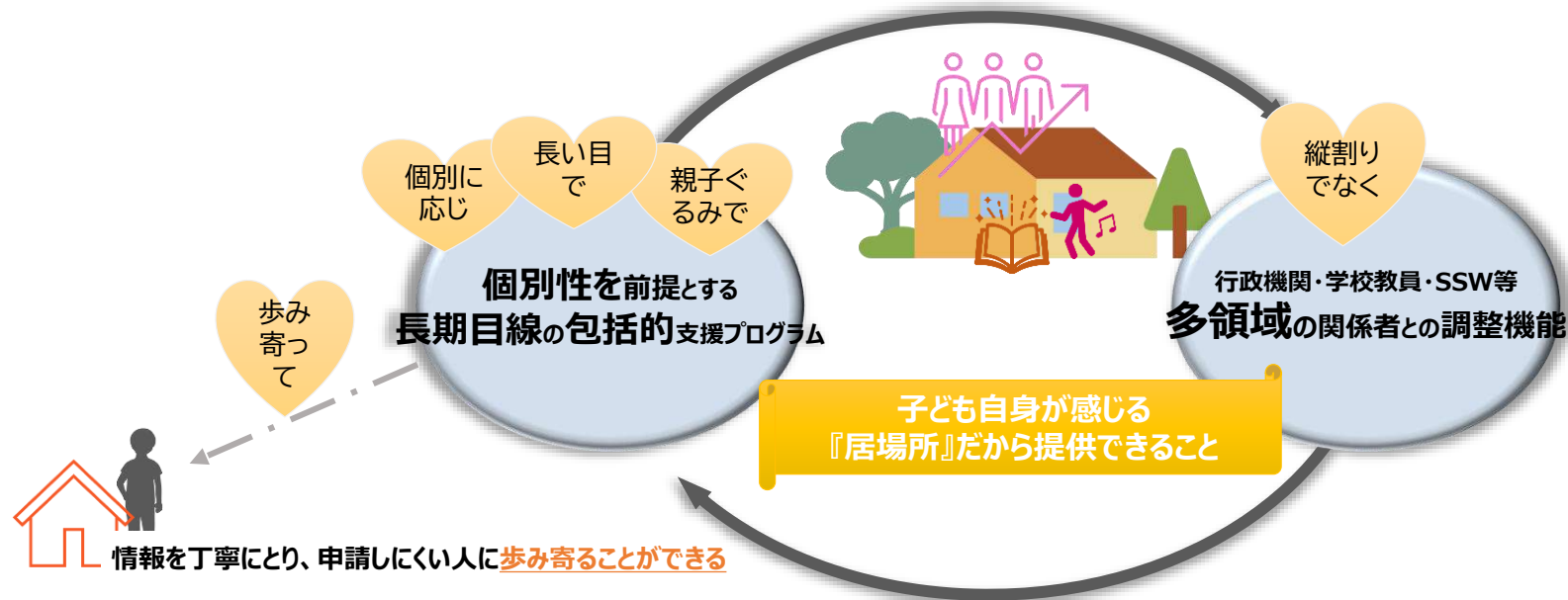
## 4-3. 効果をもたらす「包括的支援」とは

---



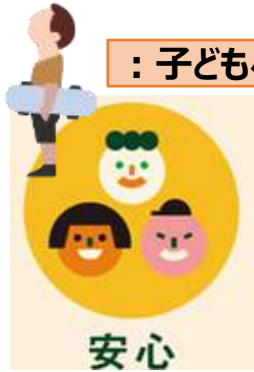
## まとめ：包括的支援を構成する5つのポイント

- 支援者アンケート（2020）のテキストマイニングから見えた支援の4つの有効性（【社会的相続・家庭】【経験・体験】【定期的な学習や関り】【外部連携】）や、日本財団事業を運営してきた拠点や自治体へのインタビュー調査、2022年2月に回収完了した拠点・子ども・保護者アンケートの支援に必要な条件として95%以上の回答があった「継続的な関係性を構築できる常勤の正規職員」、「行政からの支援の切れない財源」、「近隣住民や未利用の保護者等からの理解・協力」「自治体担当職員の調整能力」、「学校教員や教育委員会等の行政機関からの協力」を基に総括。
- 日本財団事業から見る「包括的支援」を構成する要素は下図の5点にあり、これにより子ども自身が「居場所」と感じられる場を実現している。
  - 個別性を前提とした親子ぐるみの長期目線で安定的な支援があり、内容は生活だけ・学習だけ・体験だけではなく丸ごと行う包括的支援が行われ、
  - 行政機関、学校教員、SSW、地域等、多領域の関係者との調整・協働ゆえの領域横断的な包括性があり、さらに、その背景には
  - 情報連携により自ら申請しにくい人に歩み寄ったり、柔軟な費目運用・安定財源による制度設計の柔軟さがある



# 日本財団の居場所の効果を支える手厚い支援と、支援と効果の関係のまとめ

## ：子どもへの手厚い対応



- 見学にとどまらない体験来所をする子どもは約**5割**。
- 情報提供者との情報交換も**5割**以上実施。
- スムーズに安心して入所できるよう配慮がされている。

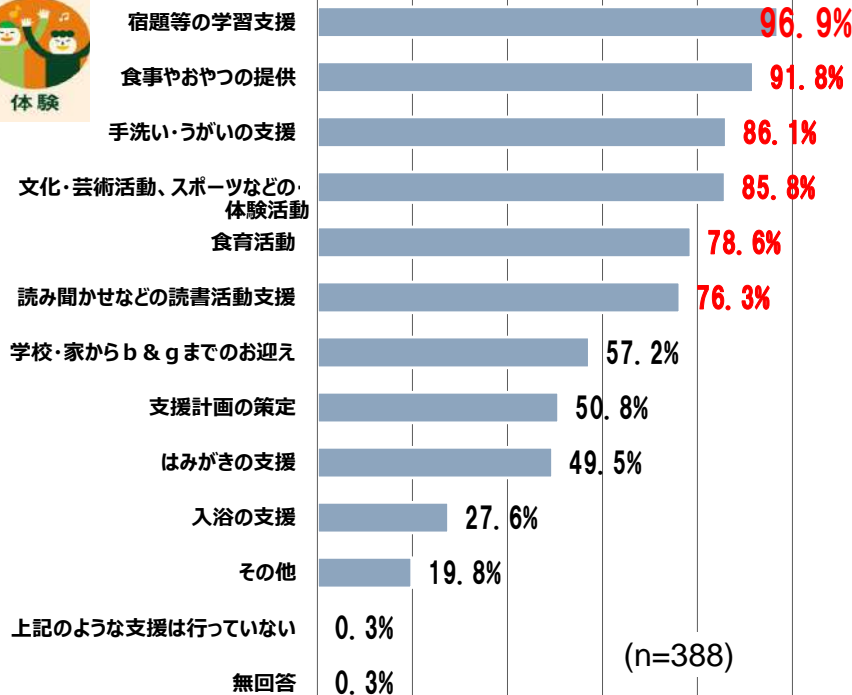
## ：保護者へも支援



- 子どもの支援に関する面談：約**8割**
- 保護者自身の困難に関する面談：約**5割**
- 保護者と子どもとの関係調整：**3割**以上

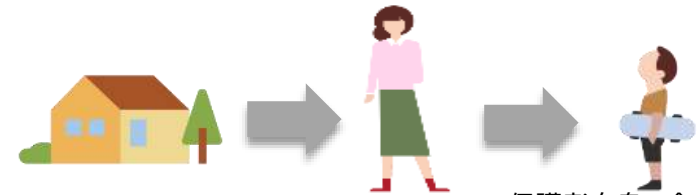


- 子どもに対する支援11項目中5項目を**約8割**の子どもが受けている。手間のかかる入浴支援についても約3割の子どもが受けている。



## ：支援と効果の関係性

- 子ども/保護者への支援種類の多さと、効果の関係を見ると、保護者の変化が重要な要素の一つである可能性がある。  
※子どもへの支援の量・質については調査対象外。



- 子どもへの支援種類の多さ、保護者への支援種類の多さが、**保護者と子どもとの関り向上、保護者の余力・つながり・生活習慣合計の改善に貢献している。**
- 保護者自身の余力・つながり・生活習慣の好転、子どもとの関りの好転があるほど、その**子どもの学習習慣・生活習慣・つながり・心理的状态を好転**させている。

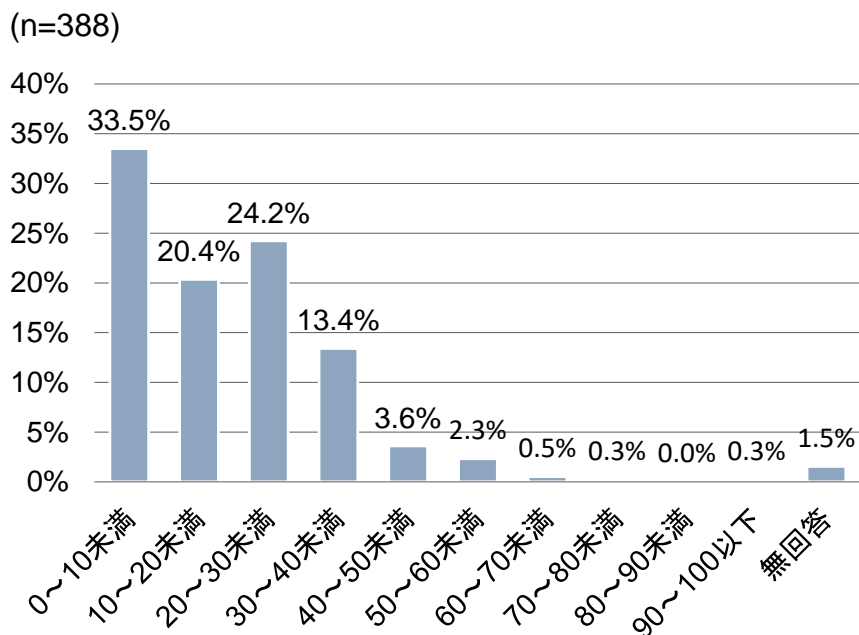


## ： 支援開始とそのきっかけ

### — 支援開始からの月数（支援開始時期）

- 平均値19.4か月、最小値2.0か月、最大値92.0か月、標準偏差13.0か月となっている。

【月数（単位：か月）（拠子：Q2）】

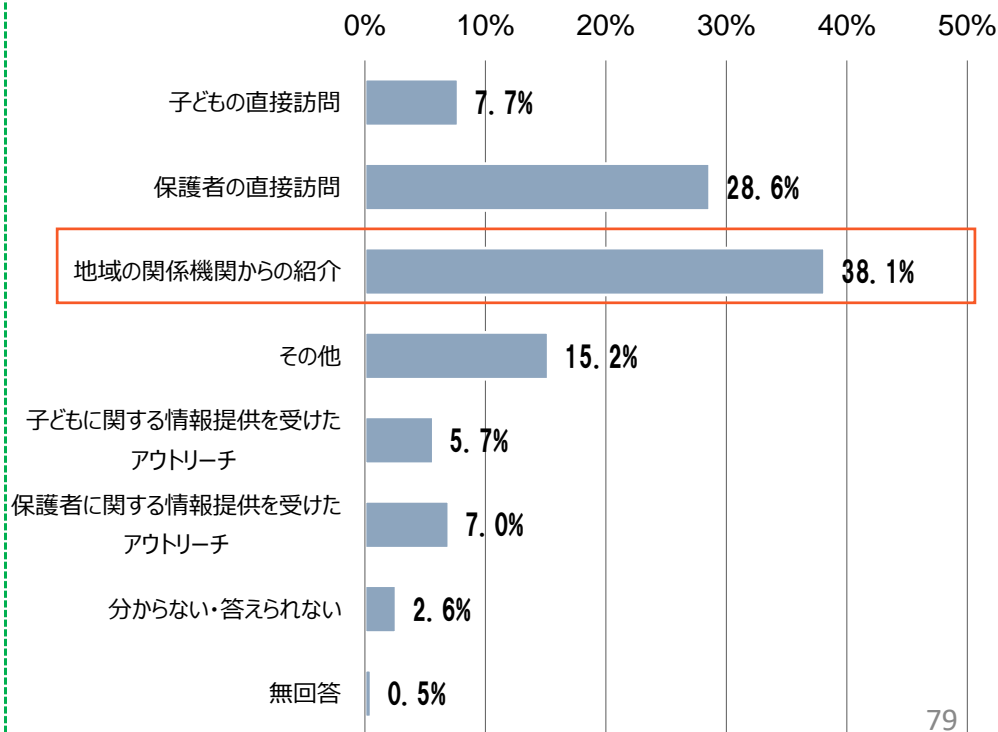


### — お子様・保護者への支援について、つながりの開始のきっかけ

- 「地域の関係機関からの紹介」の割合が最も高く38.1%となっている。次いで、「保護者の直接訪問（28.6%）」、「その他（15.2%）」となっている。子どもや保護者の直接訪問の背景には、子どもや保護者が学校や関係機関で渡されたチラシなど何らかのルートで情報を得られたと考えられる。またアウトリーチは約13%となった。

【お子様・保護者への支援の開始を行う際に、つながりの開始のきっかけ（拠子：Q3）】

(n=388)

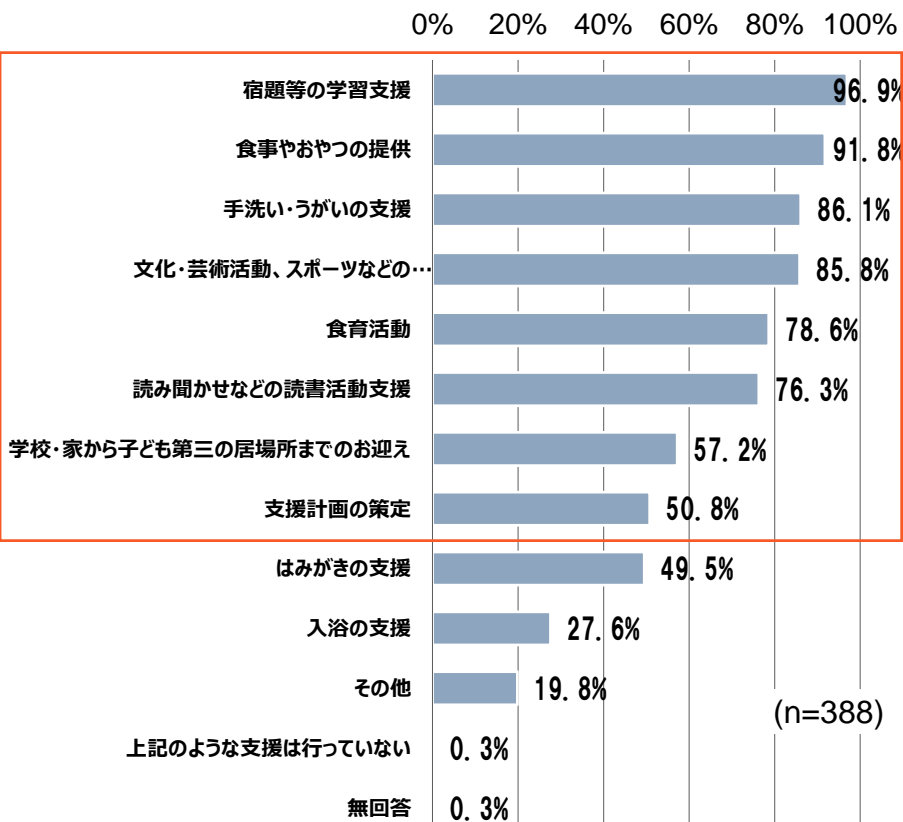


## 🏠: 子ども・保護者への具体的な支援

### — 子どもに対して、利用開始後に行った支援

- 「宿題等の学習支援」の割合が最も高く96.9%となっている。次いで、「食事やおやつの提供（91.8%）」、「手洗い・うがいの支援（86.1%）」となっており、**いずれも9割近く**となっている。一方で、「入浴の支援（27.6%）」は比較的少ないがそれでも1/3の拠点が行っている。

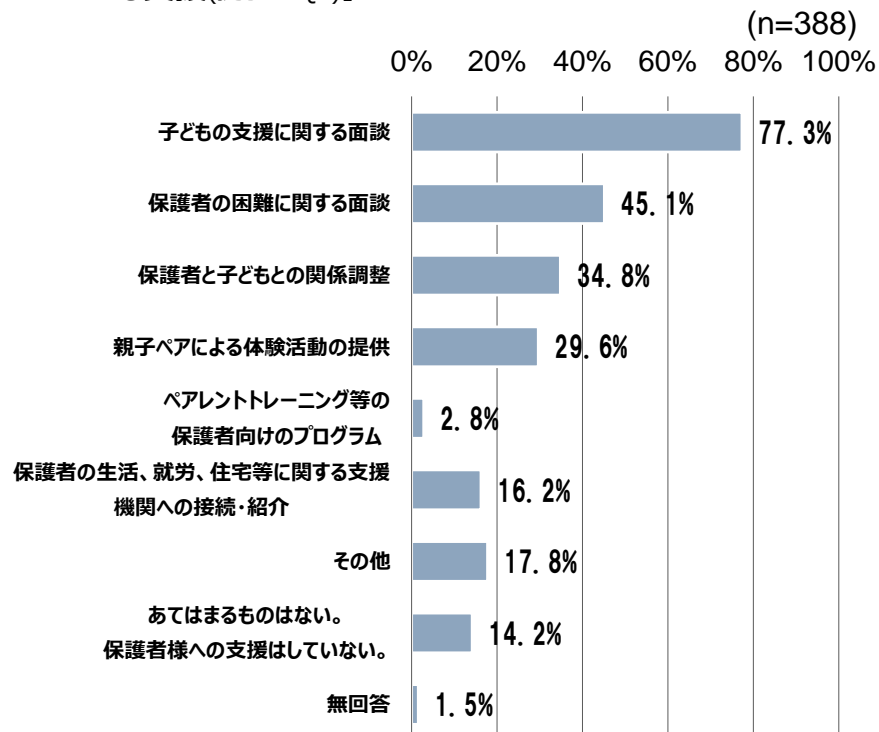
【お子様に対して、利用開始後に行った支援(拠子：Q5)】



### — 保護者に対する支援

- 「子どもの支援に関する面談」の割合が最も高く77.3%となっている。次いで、「保護者の困難に関する面談（45.1%）」、「保護者と子どもとの関係調整（34.8%）」となっている。「あてはまるものはない/保護者様への支援はしていない」の割合は約14%にとどまり、**拠点を利用する子どもの8割以上の保護者が支援**を受けていることが分かる。

【子どもへの支援期間中に行った、保護者様に対する支援(拠子：Q7)】







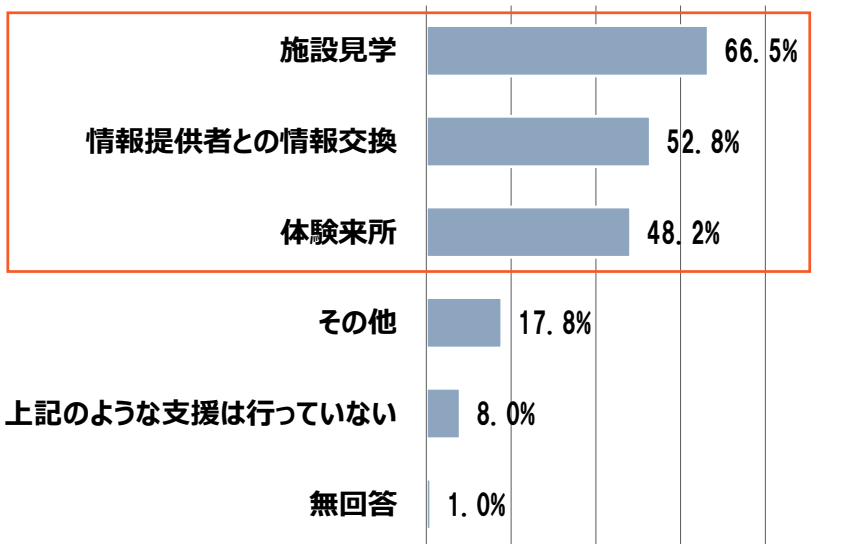
## ：きっかけを支援につなげるための工夫や支援継続に必要な条件

— 子どもとのつながりを円滑に開始するために、支援開始の直前・初回交流時に行った取組

- 「施設見学」の割合が最も高く66.5%となっている。次いで、「情報提供者との情報交換（52.8%）」、「体験来所（48.2%）」となっている。実際に通う場所を体感してイメージを具体化する支援だけでなく、**関係機関との情報接続を意識**している様子が見える。

【お子様とのつながりを円滑に開始するために、支援開始の直前・初回交流時に行った取組(抛子：Q4)】

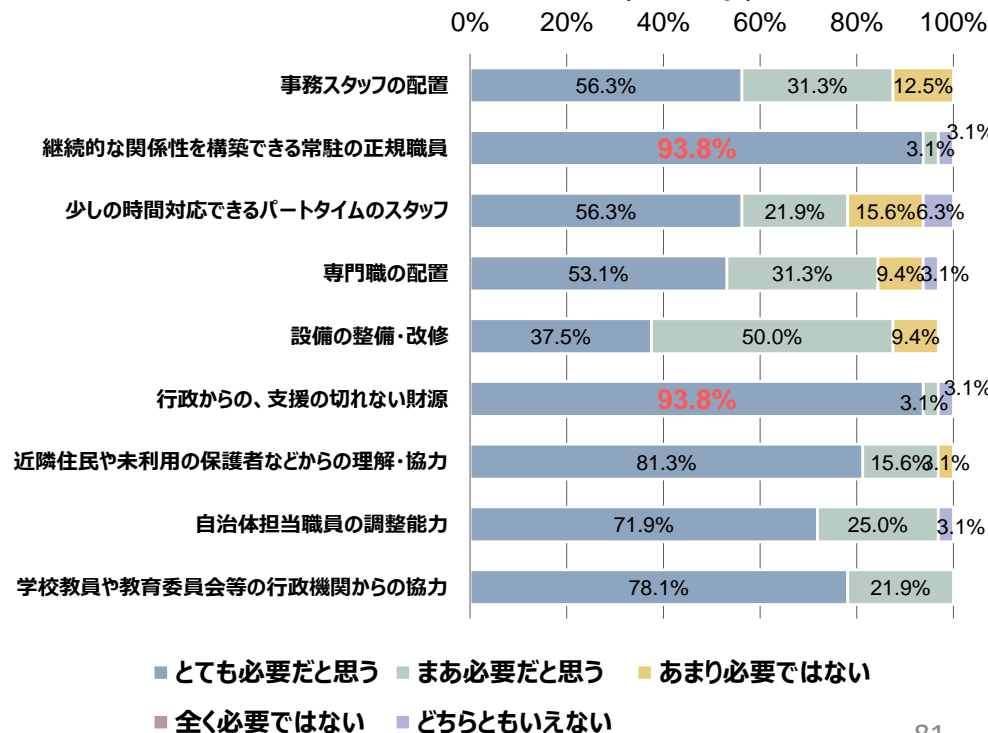
(n=388)  
0% 20% 40% 60% 80% 100%



— 支援持続に必要な条件

- 各項目全般的に、「とても必要だと思う」が最も多い割合となっている。中でも、「**継続的な関係性を構築できる常駐の正規職員**」、「行政からの、支援の切れない**財源**」、「近隣住民や未利用の保護者などからの**理解・協力**」、「自治体担当職員の**調整能力**」、「学校教員や教育委員会等の行政機関からの**協力**」は「とても必要だと思う」「まあ必要だと思う」が**9割5分を超えており**、ほとんどの拠点において必須と考えていることが分かる。

【支援持続に必要な条件(抛子：Q2)】

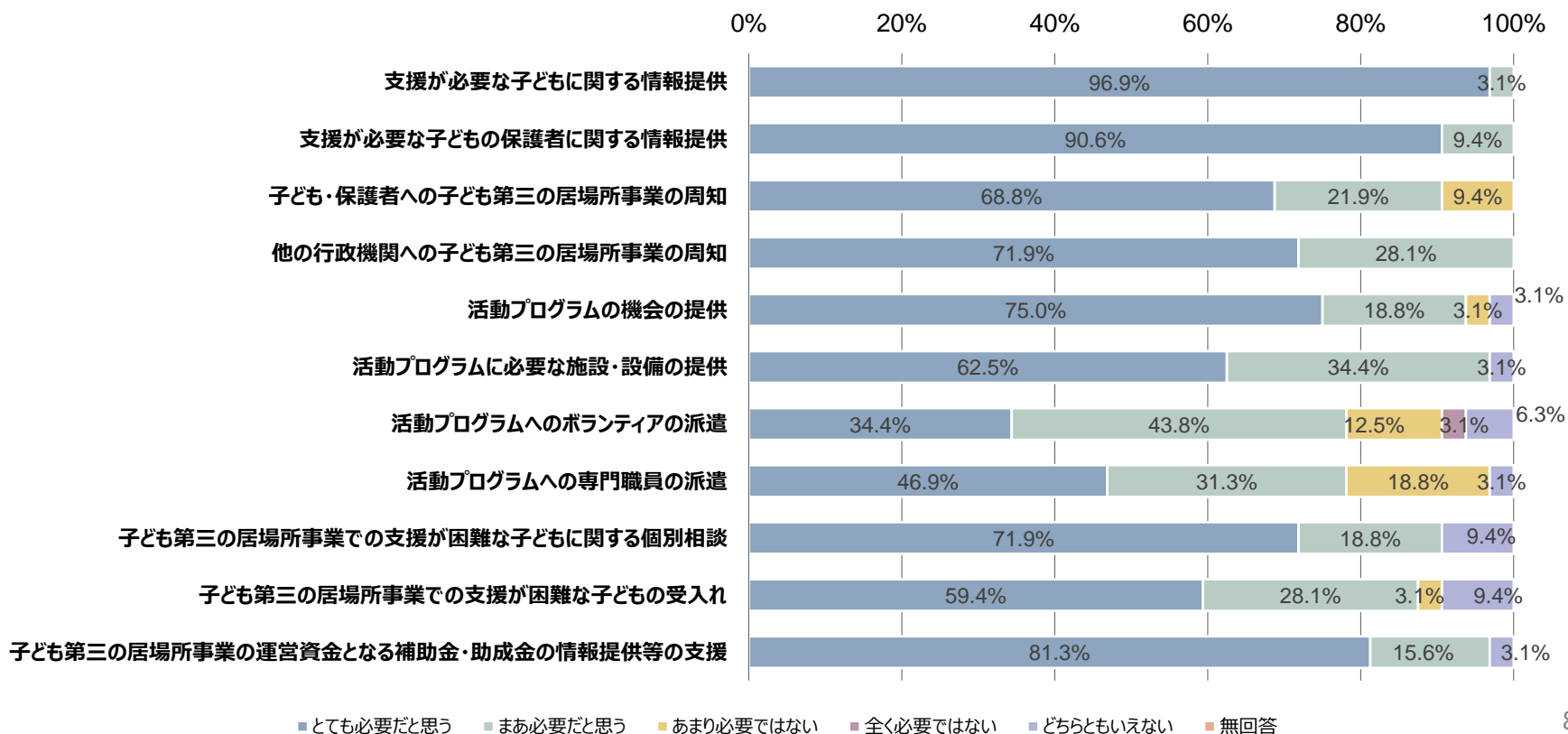


## : 連携先との協力で必要な内容

— 効果的な支援を継続していくために、今後も必要と考えられる連携先との協力内容

- 効果的な支援を継続していくために、今後も必要と考えられる連携先との協力内容としては、**全ての項目において必要**であると考えている割合が高い。特に、「支援が必要な子どもに関する情報提供」、「支援が必要な子どもの保護者に関する情報提供」などの**情報提供関係**と、「子ども第三の居場所事業の運営資金となる補助金・助成金の情報提供等の支援」などの**財源確保に関する内容**、「他の行政機関への子ども第三の居場所事業の周知」などの**周知関係**、「活動プログラムの機会の提供」、「子ども第三の居場所事業での支援が困難な子どもに関する個別相談」などの**具体的なサービス関係**で「とても必要だと思う」が7割以上の結果となっている。

【連携先との協力内容(拠Q4)】

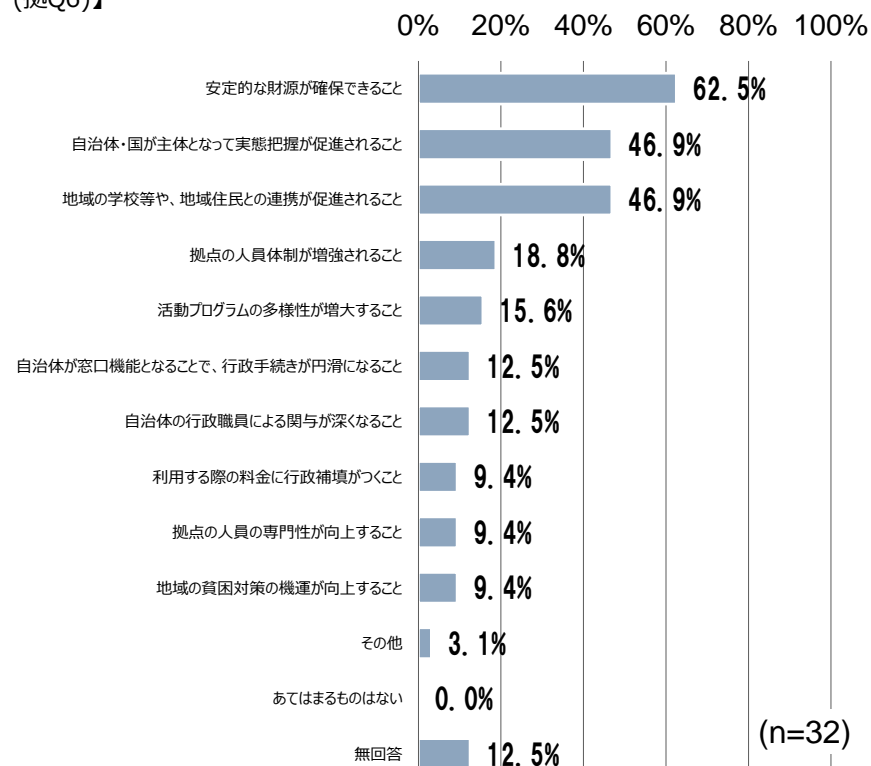


## 🏠 : 行政移管の期待と懸念

— 今後の「子ども第三の居場所」事業が行政移管される際に感じる期待

- 「**安定的な財源が確保できること**」の割合が最も高く62.5%となっている。次いで、「自治体・国が主体となって実態把握が促進されること（46.9%）」、「地域の学校等や、地域住民との連携が促進されること（46.9%）」、「拠点の人員体制が増強されること（18.8%）」となっている。

【今後の「子ども第三の居場所」事業が行政移管される際に感じる期待(拠Q6)】

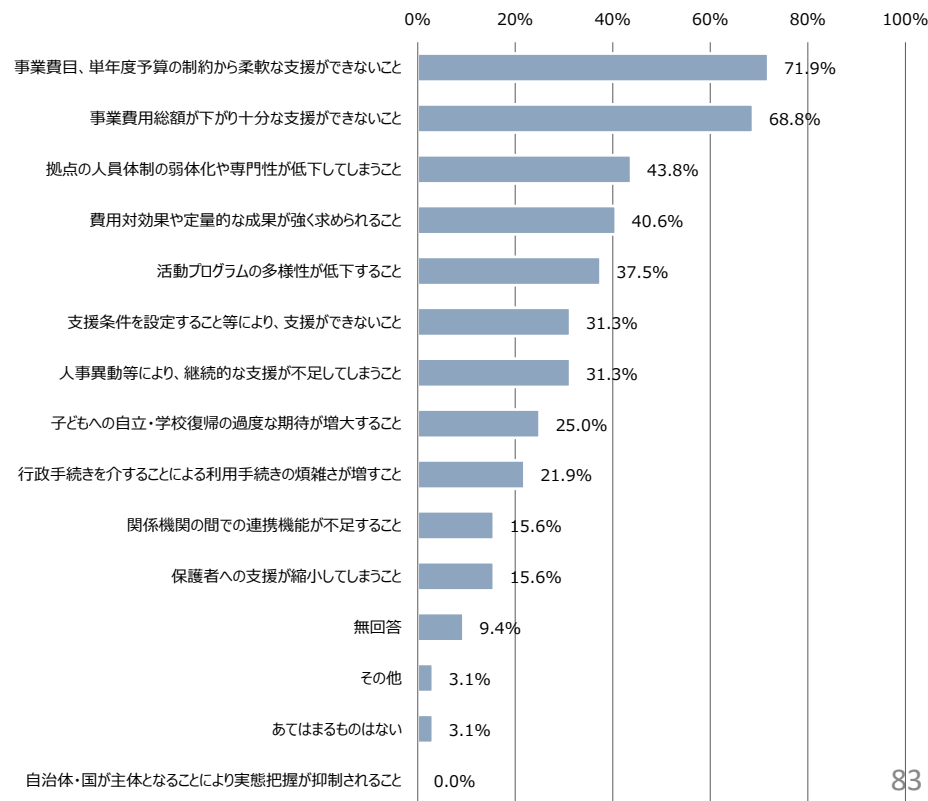


— 今後の「子ども第三の居場所」事業が行政移管される際に感じる懸念

- 「**事業費目、単年度予算の制約から柔軟な支援ができないこと**」の割合が最も高く71.9%となっている。次いで、「**事業費用総額が下がり十分な支援ができないこと（68.8%）」**、「**拠点の人員体制の弱体化や専門性が低下してしまうこと（43.8%）」**となっている。**予算面での不安が最も大きい**ことが読み取れる。

【今後の「子ども第三の居場所」事業が行政移管される際に感じる懸念(拠Q7)】

(n=32)





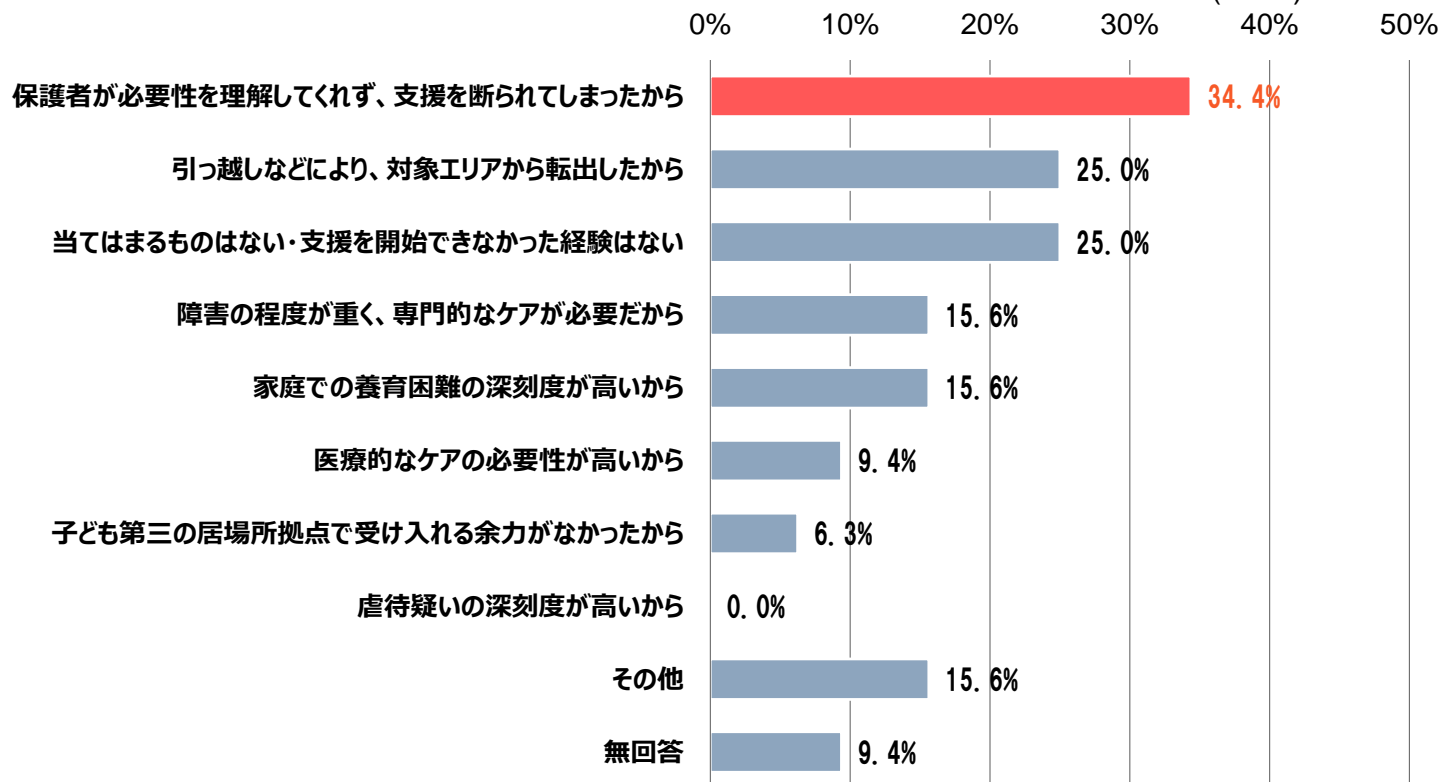
## ：支援困難なケース

### — 支援を開始しようとした際にできなかった理由

- 「保護者が必要性を理解してくれず、支援を断られてしまったから」の割合が最も高く34.4%となっている。次いで、「引っ越しなどにより、対象エリアから転出したから（25.0%）」「障害の程度が重く、専門的なケアが必要だから（15.6%）」、「家庭での養育困難の深刻度が高いから（15.6%）」、「その他（15.6%）」となっている。また、「当てはまるものはない・支援を開始できなかった経験はない」の割合も25%となった。
- 状況が深刻であったり、専門性の高さが必要なケースであったりすることが支援開始を妨げる主な理由ではなく、保護者の理解を得ることが支援開始の重要な要素であると言える。

【支援を開始しようとした際にできなかった理由(拠Q9)】

(n=32)



## 2020年拠点アンケートの再分析から見る、有効な支援要素①

- 日本財団の支援する27拠点の子ども第三の居場所に対するアンケート調査（自立する力の育成に有効・重要なこと/そうでないこと/実施したいこと/その他）の結果をテキストマイニングし、頻出語の集計と、共起関係（頻出語同士の関連性）を見た。（調査時点は2020年10月）
- なお今回調査した支援拠点では1拠点あたりの支援児童数については、平均値13.4、中央値12である。（うち公的扶助受給世帯児童数は、平均値10.6、中央値11となっている。）

### ■ 自立する力をはぐくむために有効なこと

- 頻出語の集計（子どもなど他設問での頻出を除く）からは「宿題」「学習」「体験活動」や、「行動」「自身」「取り組む」といったキーワードが頻出している。このことから、**自身で学習などの体験や経験を行うことに有効性を感じていることが読みとれる。**また「家庭」や「親」、「社会的相続」といったキーワードもあり、**家庭との関りが重要な要素**になっていること、そのほか「来所」や「お迎え」、「連携」といった項目も有効な要素になっていることが考えられる。

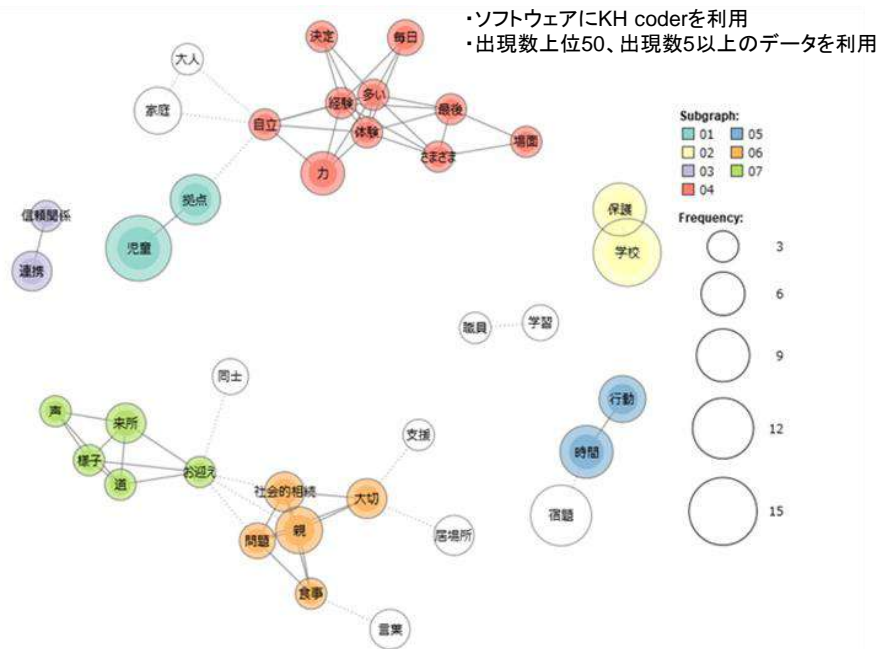
順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数
1	子ども	30	11	拠点	8	21	言葉	5
2	自分	17	12	行う	8	22	社会的相続	5
3	学校	15	13	理解	8	23	大切	5
4	児童	14	14	家庭	7	24	得る	5
5	考える	12	15	気持ち	7	25	来所	5
6	宿題	12	16	行動	7	26	連携	5
7	スタッフ	11	17	親	7	27	安心	4
8	思う	11	18	力	6	28	覚える	4
9	時間	9	19	環境	5	29	学習	4
10	保護	9	20	居場所	5	30	作る	4
順位	抽出語	出現回数	順位	抽出語	出現回数			
31	自身	4	41	お迎え	3			
32	取り組む	4	42	さまざま	3			
33	身	4	43	一緒	3			
34	生活	4	44	過ごす	3			
35	体験活動	4	45	関わり	3			
36	伝える	4	46	寄り添う	3			
37	同士	4	47	共有	3			
38	日々	4	48	経験	3			
39	毎日	4	49	決める	3			
40	問題	4	50	決定	3			

※グレー着色は他設問でも頻出する語  
オレンジ着色は今回注目した語

## 2020年アンケートのテキストマイニングから見る、有効な支援要素②

### ■ 自立する力をはぐくむために有効なこと

- **【社会的相続・家庭】** また共起関係から見ると、「社会的相続」は、「親」、「大切」、「問題」、「食事」と共起関係にある。このことから、**社会的相続は、家庭内の日常生活と結びつくトピックであり、両者の関連性が「重大な問題」と認識されていることが分かる。**（オレンジ部分）
- **【経験・体験】** また、「自立」と「力」は結びつきやすく、さらに「経験」、「体験」と共起関係にある。このことから「自立する力」を育むためには拠点における**経験、体験活動が有効なものとして認識されていることが分かる。**（赤部分）
- **【定期的な学習や関り】** そのほか、「来所」や「お迎え」「週」といったキーワード（黄緑）が共起関係にあり、エピソード設問の分析も踏まえると、定期的な頻度での学習や関りが有効であることが読み取れる。
- **【外部連携】** また「連携」と「信頼関係」（紫）は共起関係にある。理由設問の分析も踏まえると、行政や地域といった外部ステイクホルダーとの連携も有効な要素であることが分かる。



### ■ 【主な回答】

- **（社会的相続と家庭との関連性）**  
「社会的相続の問題を考えた時、家庭での不足分を拠点で補う発想と同時に、問題の本丸はむしろ家庭にあるべきだと考えた方が素直です。」
- 「お金や時間の使い方、宿題や食事、会話の質、その他生活上の習慣など、親の価値観や考えが子に相続されるという「社会的相続」の問題を痛いほど感じました（尾道）」
- **（経験、体験活動と自立する力との関連性）**  
「様々な体験・経験を通じて自分の興味関心や成功や失敗を繰り返し、自分のやりたいことをやれる、選択するなど自立する力がついてきている。」
- **（定期的な学習や関り）**  
「学校から拠点までの来所支援。利用当初は学校へお迎え、現在は自身で拠点まで来所できている児童がほとんどになった。」
- **（行政や地域との連携）**  
「法的根拠のある施設ではないだけに、地域のニーズや利用する児童に対して柔軟に提供サービスを決めることができる。」

## 4-4. NPO団体等で実施する居場所事業から見える 顕著な成果

---



# 自己肯定感や、やる気・興味の向上（沖縄県）

## 沖縄県：沖縄子供の貧困緊急対策事業

### 目的

- 地域の実情に応じて、日中や夜間に**子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供**する。

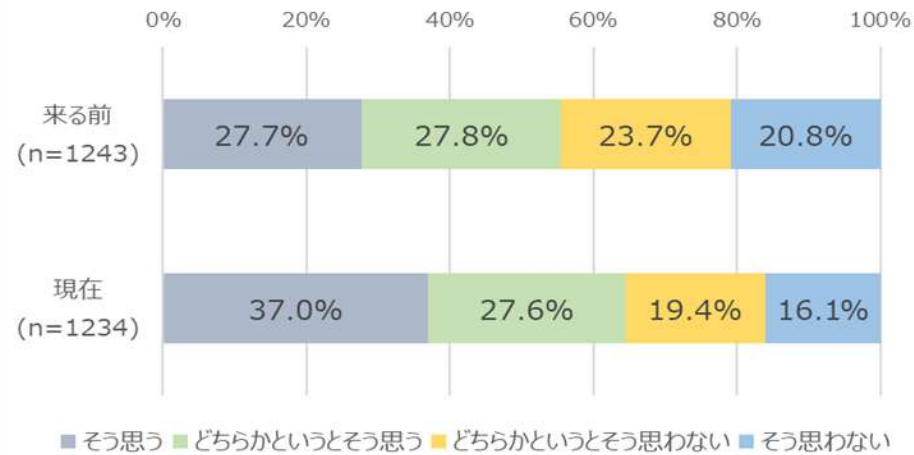
### 具体的な活動

- 子供の貧困対策支援員の配置：支援を必要とする子供について、学校等との情報共有や、就学援助や子供の居場所などの支援につなげるための調整を実施。また、新たな子どもの居場所づくりの準備等を行う。
- 子供の居場所の運営支援：155箇所(R3.3.31時点)の拠点において地域の実情に応じ、食事の提供や生活指導、学習支援等を実施しながら、日中や夜間に子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供。

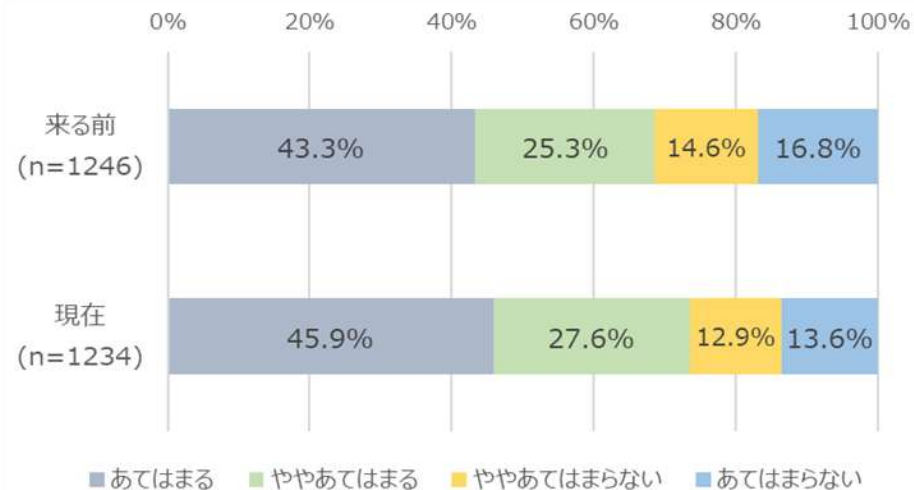
### 成果

- 自分に対する自信について、居場所に来る前は肯定的な回答が55%程度であったものの、居場所に来たことにより肯定的な回答をした子どもの割合が約65%まで増加。
- やる気や興味について「夢中になったり面白いと思った、やる気が出たという記憶に残っている授業がある」という質問に対し、肯定的な回答をした子どもの割合が約69%から約74%に増加。

図表 自分に自信がある



図表 夢中になったり面白いと思った、やる気が出たという記憶に残っている授業がある



(出所) 沖縄県「平成30年度沖縄子供の貧困緊急対策事業アンケート調査報告書」  
および内閣府ホームページより作成



# 本人の成長実感向上と、保護者の孤独感減少 (Learning for All)

## Learning for All : 地域協働型子ども包括支援

### 目的

- 既存の地域資源（地域組織・学校・行政・NPO等）が相互に密接な連携をすることにより、地域における**子ども支援の網の目をより細やかにする。**

### 具体的な活動

- 居場所づくり：小学生に対し、生活習慣の学びなおしや遊び・学習サポートを週5日運営。不登校や家庭・学校に居場所のない中高生を対象に週3日運営。
- 学習支援：小学校4年～高校3年生の子どもたちを対象に、「学習支援拠点」を設置。
- 食事支援：子ども食堂やフードパントリー、食料品の配送によって子どもたちの「食」を支援。
- 保護者支援：LINEやメールなど様々な手段を活用し、悩み相談や支援制度の紹介、窓口への繋ぎ等を実施。

### 成果

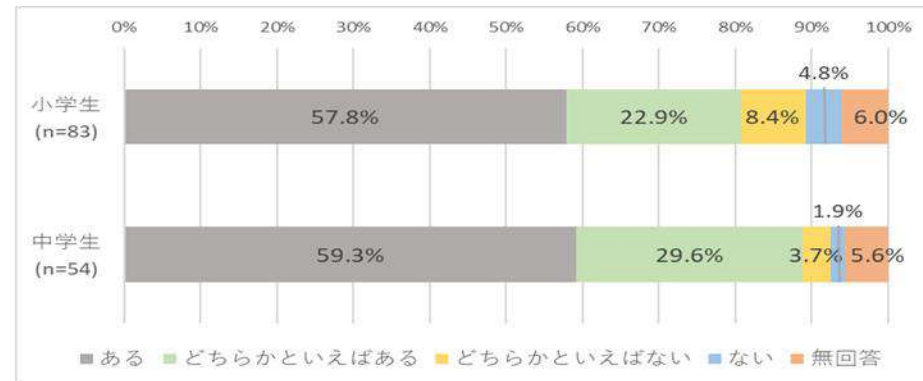
- 子育てにおいて孤独感を感じていると回答した保護者の割合が約50%から約43%に減少。
- 「LFAの拠点に通うようになって、できるようになったことや成長したことはあるか」という質問について、小学生と中学生共に80%以上の子どもが肯定的な回答。

学校内学習支援の様子



(出所) Learning for All ホームページ

図表 LFAの拠点に通うようになって、できるようになったことや成長したことはありますか？



(出所) Learning for All 「子ども包括支援 実践報告書 2020年度版～子どもと出会い・つながり・支える中で見えたこと～」より作成

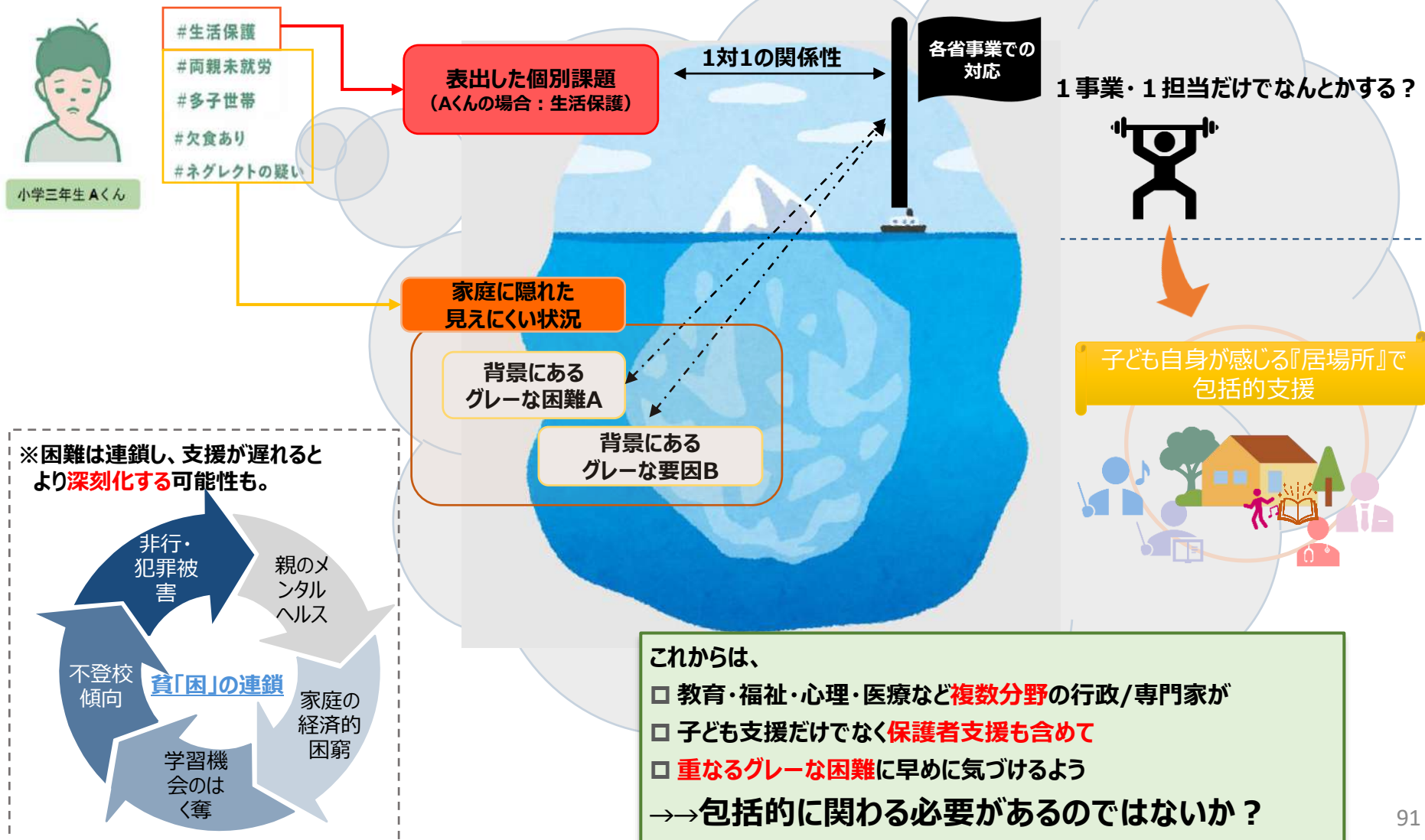
# 5 . 提言総論：子どもの複合的困難に対応する、 包括的な支援が行われる居場所 ～子ども自身が「居場所」と感じられる場～

---



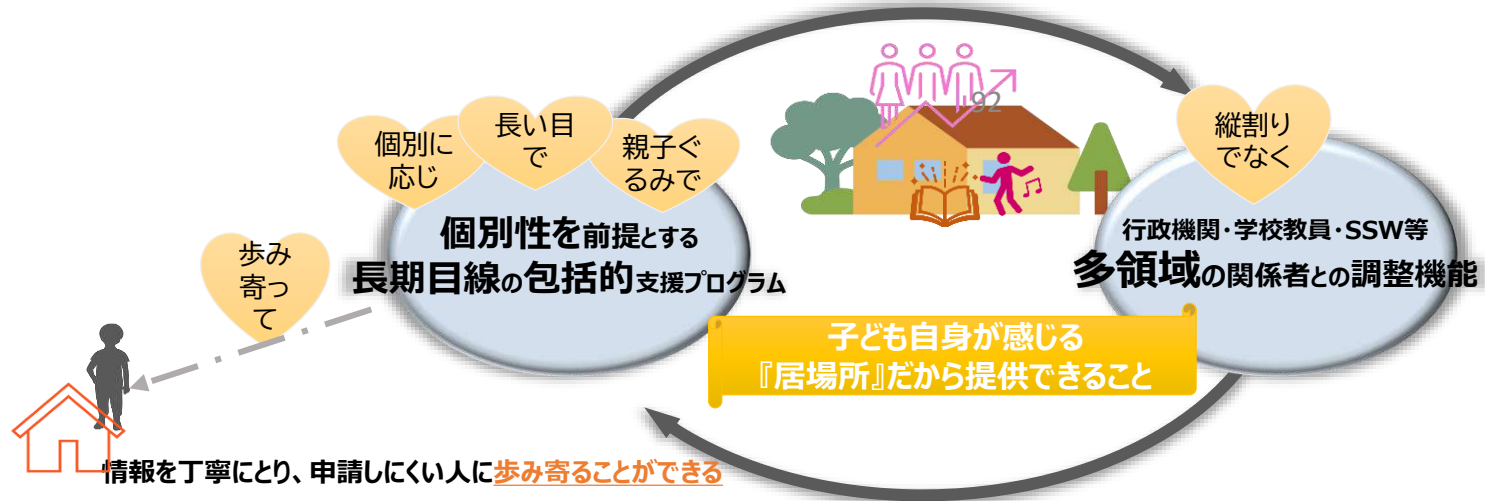
# 困難の複合・連鎖から見る、包括的支援の必要性

- これまでの困難の実態を踏まえると、困難が複数重なっていたとき、1事業・1担当者の対応だけで解決できるか、周りが気づきにくい隠れているグレーな困難に気づけるか懸念が残る。

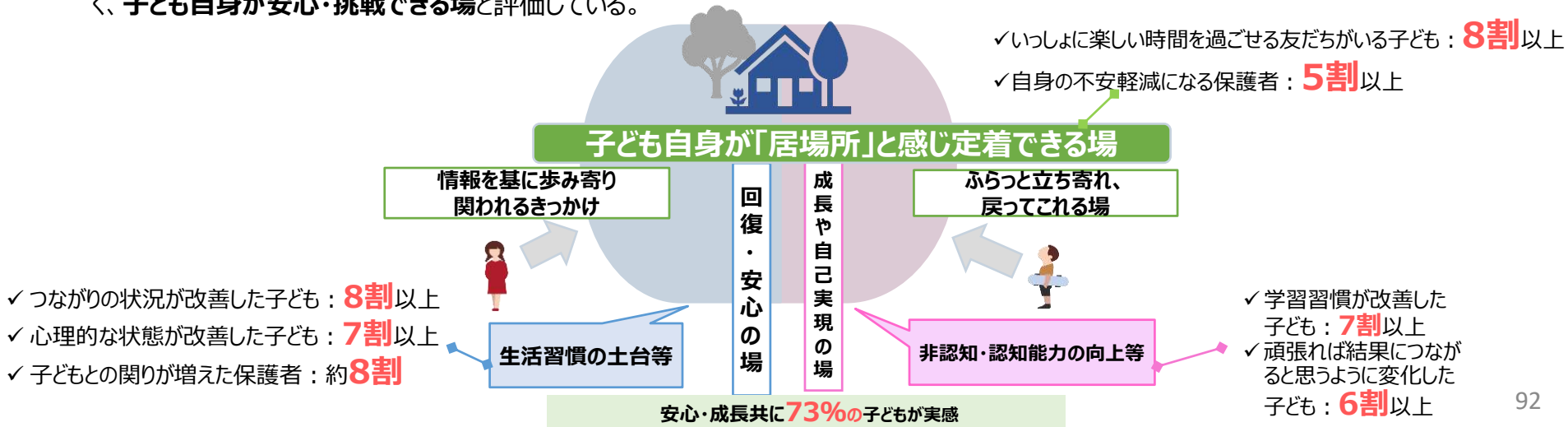


# 必要な包括的支援と、それによって期待できる効果

- 日本財団の実施してきた支援では、【縦割りではない】という**実施者・関係者の包括性**に限らず、子どもだけではない**親子ぐるみ**である点や、個々のニーズ・状況に応じた支援を行える**多様なプログラム**を提供できる**対象や内容**の包括性がある。



- 既往文献も踏まえると居場所には、**回復や安心が出来る要素**と、**成長や自己実現が出来る要素**があり、日本財団の実施してきた居場所では**その両方に効果を持っていることが分かった**。さらに**情報を基に歩み寄り公的支援を活用していなかった層とつながり**、そのきっかけを切ることなく、**子ども自身が安心・挑戦できる場**と評価している。



# 6 .子ども自身が「居場所」と感じられる場にするために 必要な7つの政策提言

---



## 6-1. 自治体での事業化に向け、国に提案したいこと

---



# 【まとめ】全国で継続的な居場所事業が実施されるための2つの要望と7つの提言

## 2つの大きな要望

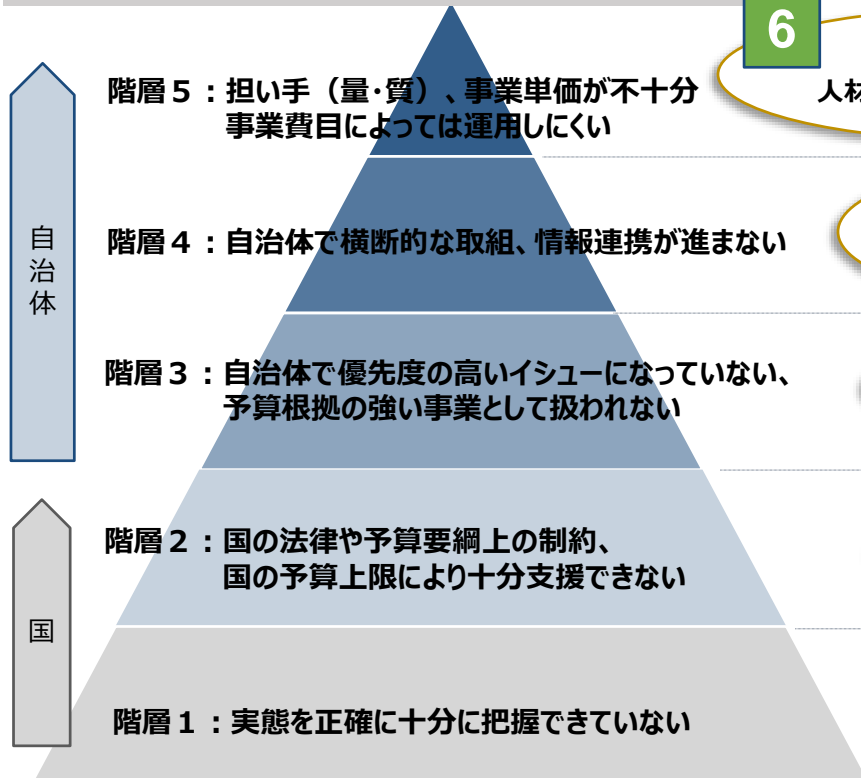
□ 理念の反映された「居場所」が全国に広がるよう【ガイドライン策定】等を推進してください

- どの市区町村にも、困難を複数抱えた子どもがいますが、子ども自身が居場所と感じられる場が提供できている自治体は限られ、自治体間で格差が生まれています。居場所支援に重要な5つの理念を実践できる事業が全国に広がるよう、ガイドライン等の策定が必要です。

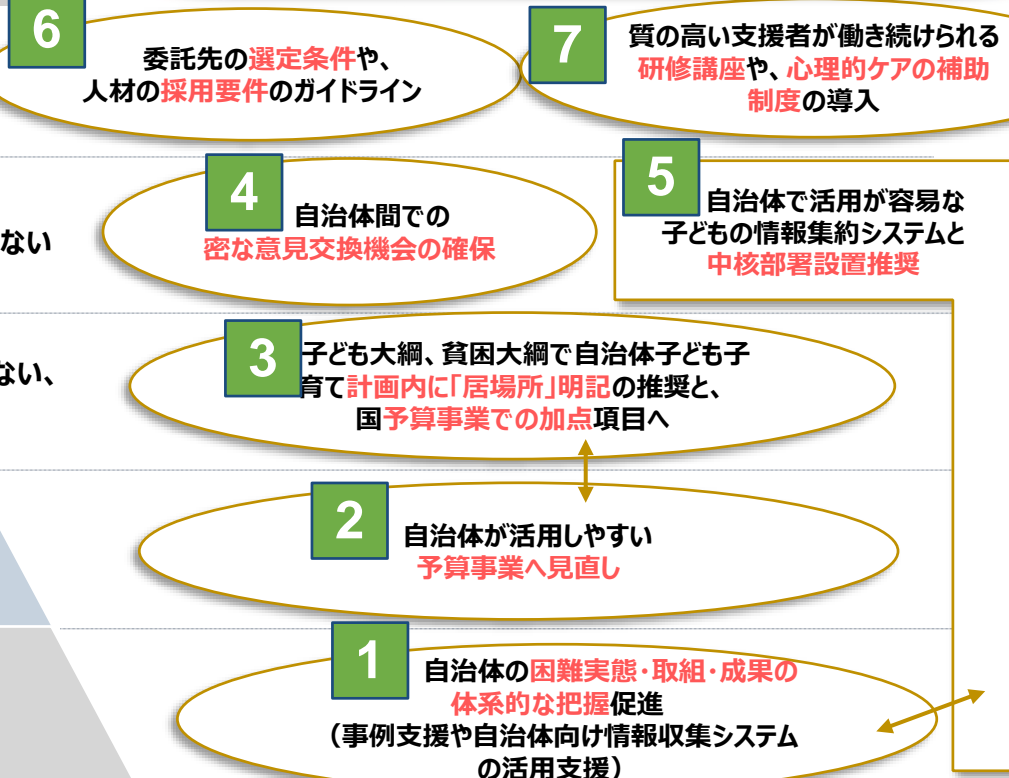
□ 首長・教育長が変わっても安定的な予算事業となるよう【義務的経費】の扱いにしてください

- やっと支援につながれても、その子との関係性の糸は脆く、切れやすいです。自治体の財政状況や、自治体の首長・教育長の交代などに関わらず、つながった細かい関係性の糸を太く長くするため義務的経費とすることが必要です。

## 事業委託に至るプロセスでの5段階の課題



## 事業委託の障壁を和らげる7つの提言



# 階層 1 : 実態を正確に・十分に把握できていない現状を解消するために

## 主な課題

ラベルしにくい「子ども」起点の困難や  
複合的困難に関し  
**省庁・部局横断的なデータ把握が困難**

国レベルでの**インプット・アウトプット指標の  
少なさ**（経済的困窮に特化）

自治体独自で定量的な「成果」  
や費用対効果を示すには限界も

経済的貧困だけではなく**つながりの貧困が  
起きているが実態把握が困難**

**困りごとを隠したい意思や  
スティグマへの懸念から  
ニーズを把握しにくい自治体も**



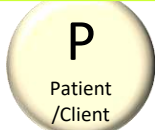
## 提言の概要



### 1 : 自治体の**困難実態・取組・成果**の体系的な把握促進 (事例支援や自治体向け情報収集システムの活用支援)

#### 具体的には

#### 自治体では



各部局でばらばらに把握している  
困難に関するデータの集約  
(生活困窮（福祉、税）、子育て不安（母子保健）、学力や学校  
での問題行動（教育委員会）等)



支援者総数ではなく、  
**1人の子どもあたり**の支援状況の把握  
(例：SCを1校に1人配置、ではなく、子ども1人が1か月に利用可能  
な支援者の数は0.1人)



(中期的には)  
支援を受けていない層と比較して  
支援を受けている層にもたらされる効果の把握  
効果をもとに支援内容の調整を行う



#### 国では

- 自治体で活用する、子どもに関する**情報収集システムの試行・開発**
- 情報収集システムを活用する先進自治体への支援や、活用ガイドライン等の検討

▶ 自治体向け提言



## 階層2：自治体で活用しやすい予算事業に、階層3：自治体の取組優先度を上げるために

### 主な課題

インプット総量も少ないまま。経済的困窮等「金銭の線引き」では漏れてしまう層にアプローチし、**子どもの孤立も含めた要件にすべき**

子どもの学習・生活支援事業の**補助割合引き上げ**、生活・学習支援事業の**補助基準額の引き上げが必要**

「貧困は個人の問題」という風潮の中での**予算確保の難しさ**

申請を必須としない、親子ぐるみのアウトリーチを

入浴や食事の常設ケア/親子ぐるみを可能とする**恒久的な義務事業を**

首長の問題意識や**自治体計画に位置づける**など**予算根拠が必要**



### 提言の概要



**2**：自治体が活用しやすい**予算事業へ見直し**

**3**：子ども大綱、貧困大綱で自治体子ども子育て**計画内に「居場所」明記の推奨と、国予算事業での加点項目へ**

### 具体的には

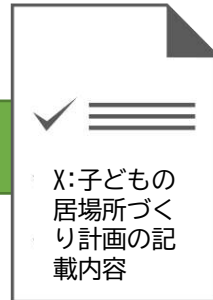
#### 自治体では

- 子ども・子育て支援法で規定のある必須計画で「居場所」政策を明記



X: 子どもの居場所づくりに関する支援  
.....

予算事業申請の際、計画位置づけを**加算ポイント**に



X: 子どもの居場所づくり計画の記載内容

#### 国では

- 2** 自治体が活用しやすい予算事業に転換 (→詳細は次ページ以降へ)
- 3** 計画的な支援が継続するよう、自治体作成の子ども・子育て支援事業計画もしくは子どもの貧困対策計画において、**居場所関連政策の明記をするよう、子どもの貧困対策大綱で推奨**
- 3** 居場所関連予算事業の申請に際しては、上記計画に記載済みあるいは次期計画で記載できる施策があることを条件に**加算**

▶ 自治体向け提言

## 階層2：自治体で活用しやすい予算事業に



2

### ：自治体が活用しやすい予算事業へ見直しの詳細①（既存事業関連）

- 既存の居場所関連事業として、厚労省の学習生活支援事業（生活困窮等）、生活学習支援事業（ひとり親）、見守り強化事業（虐待防止等）があるが、これらの事業にはそれぞれ固有の「活用しにくさ」があり、まずは個別に改善を提案する。

	予算割合・補助基準額から		事業内容から	
	現状	→提言	現状	→提言
<b>学習・生活支援事業</b>	市区町村負担が事業費の1/2	市区町村負担の引き下げを検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民税非課税世帯までを対象にしている事業は40.1%</li> <li>② 月平均で6.3回の支援頻度</li> <li>③ アウトリーチは延べ1,714人で1市区町村1人以下</li> <li>④ アセスメントプランシートがない実施主体が61.2%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経済的困難を現状より広くアプローチする場合の臨時加算</li> <li>② 支援頻度向上の目安を提示</li> <li>③ 見守り強化事業との接続明記</li> <li>④ アセスメントプランシート策定要件の強化</li> </ul>
<b>生活・学習支援事業</b>	補助基準額（週2回未満約770万円）では十分な支援ができない	通所頻度を上げられるよう補助基準額の引き上げを検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象がひとり親に限定され、学習生活と重ねるところもあれば、難しい自治体も（実際に別々実施45.3%）</li> <li>② 母子支援事業の内数ゆえ使い勝手が悪いとの声があり、支援回数が週1回程度も</li> </ul>	学習・生活支援事業と組み合わせる場合に、関係機関調整予算の臨時付加を検討
<b>見守り強化事業</b>	全額補助から3/4補助へ補助基準額は972万円	アウトリーチ強化のために補助基準額引き上げを検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 月1回程度の支援頻度で場合によっては1人辺り20世帯前後を支援する自治体も</li> <li>② 要保護対策協議会との連携が必須</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① アウトリーチ特化事業として学習生活、生活学習事業と連携</li> <li>② 要保護児童対策地域協議会との連携調整を自治体が主導する仕組みの強化（その際要対協だけでなく、地域住民の気付きも巻き込む工夫）</li> </ul>

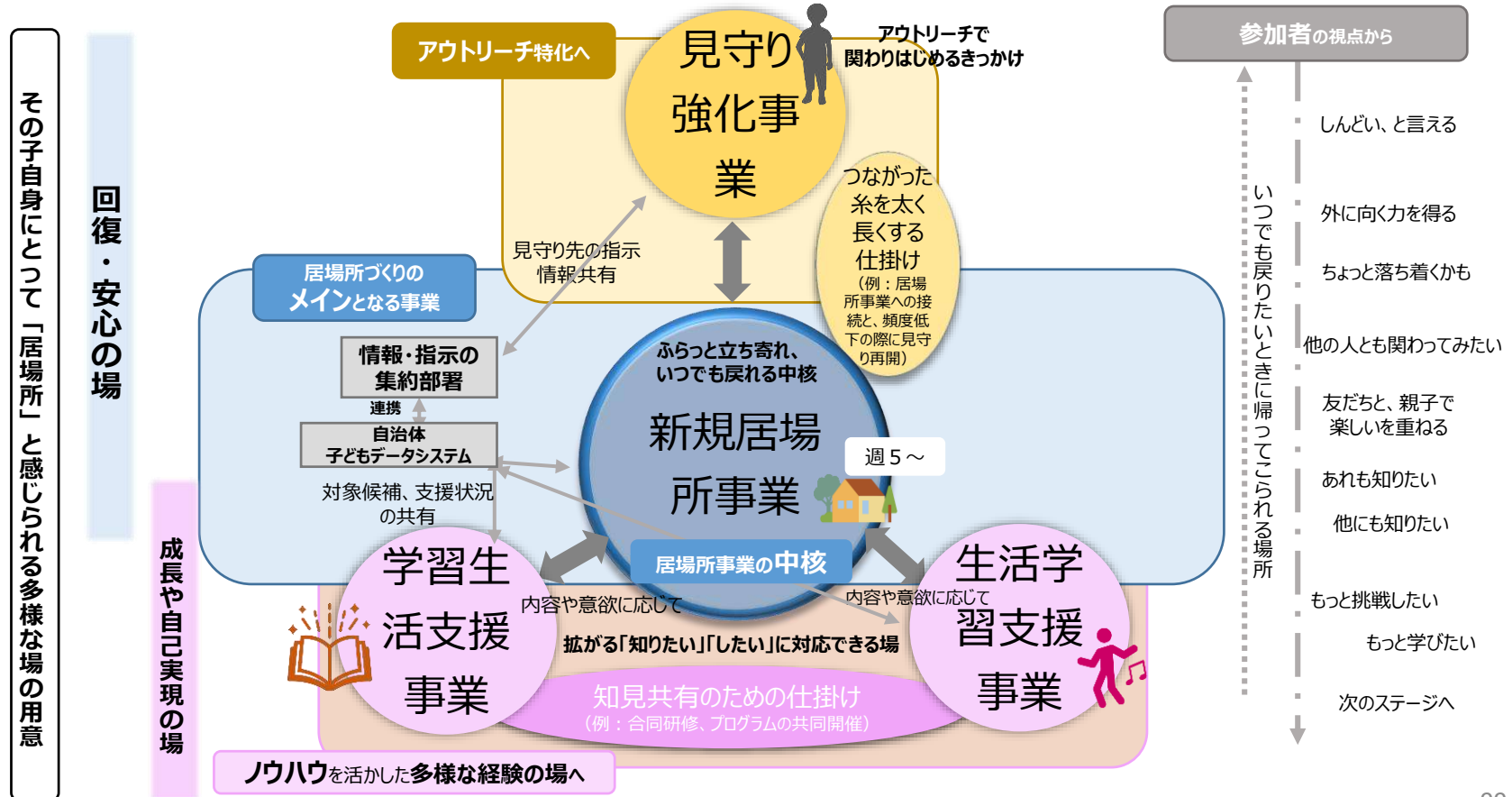
階層2：自治体で活用しやすい予算事業に、階層3：自治体の取組優先度を上げるために



2

：自治体が活用しやすい**予算事業へ見直し**の詳細②（既存事業と新規居場所事業の連携）

- 調査結果からは、**歩み寄って支援を開始し、個性に応じ、長い目、親子ぐるみの居場所拠点があることが有効**だと分かった。他方で**既存の子どもの学習支援や生活支援の活用は5～6%**にとどまっている。
- そこで既存の居場所関連事業（厚労省の3事業）をさらに活用できるよう、**新規の居場所事業を中核として位置づけ、4事業の強みを活かし連携させ、つながったきっかけを次につなげる**仕組みに転換できないか。そのうえで、子どもが自身や家庭の状態の変化に応じて、行きたい居場所を都度見つけられることが必要ではないか。



## 階層 4 : 自治体内で複数部署・複数事業の効果的な連携を行うために

### 主な課題

「貧困」に限定すると既存の居場所（児童館等）と連携できない

既存公的機関からスティグマ懸念で理解が得にくい

新設部署で得る情報が断片的 / 既存部署では情報接続の難しさ

情報取得・管理のコストがかかりすぎる



### 提言の概要

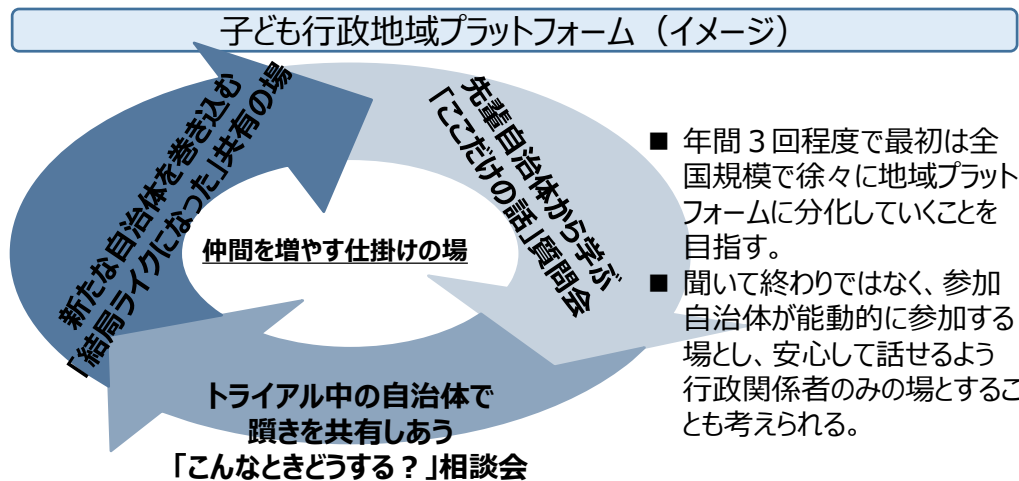


**4** : 自治体間での密な意見交換機会の確保

**5** : 自治体で活用が容易な子どもの情報集約システムと中核部署設置推奨  
(子どもの正確な情報×アウトリーチ)

### 具体的には

- 国で活用しやすい予算事業が生まれても、効果的に活用できる自治体側の機運・体制が必要。
- 機運醸成のためには、自治体子育て支援計画への位置づけが重要。また機運を実行に移すためには、子どもに関する情報集約のシステムも適切に運用し、各担当に指示を出せる中核的な部署が必要。
- 「教育」と「福祉」の政策連携を円滑に行えるよう、組織改編を行っている自治体は既にあり、組織改編のコストとそのベネフィットに関し知見を有しており、**知見交流の場が必要**。



# 階層5：十分な専門性・柔軟性がある民間へ委託するために

## 主な課題

専門性や志の高いスタッフ確保の  
困難さ

看護師や心理士など専門職が必要だが  
人件費単価が高く、人材不足も

事業費目などによっては  
柔軟な支援が出来ない

質の高い委託先選定・  
確保の困難さ



## 提言の概要

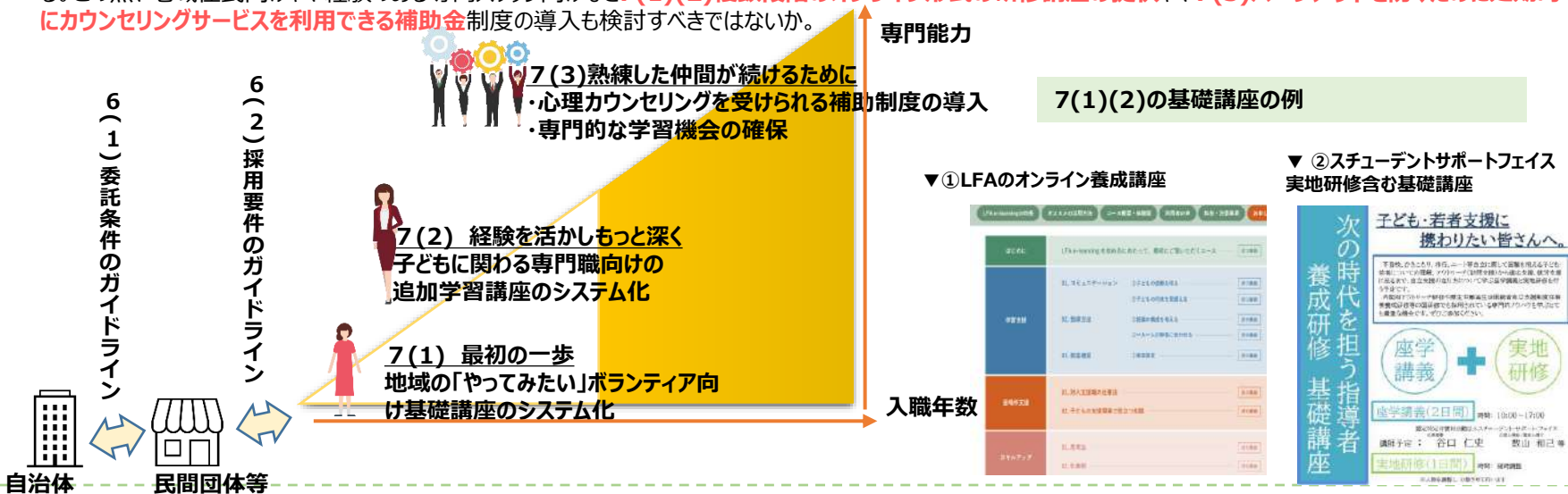


**6** : 委託先の選定条件や、人材の採用要件のガイドライン

**7** : 質の高い支援者が働き続けられる研修講座や、心理的ケアの補助制度の導入

## 具体的には

- まずは信頼できる質の高い委託先を選定できるよう、6 (1) 支援に必要な5要素を選定条件に盛り込むことが考えられる。また委託先となる団体においても居場所事業の理念を実現できる人材を安定的に確保できるよう、6 (2) 人材を採用する際の要件を言語化することが必要である。この点、国がガイドライン案を示すことも有効ではないか。
- また委託時点、人材採用時点で質を確保するだけでなく、質の高い支援者が継続的に能力開発をし、バーンアウトせずに働き続けられるような仕組みも必要である。この点、地域住民向けや、経験のある専門スタッフ向けなど7(1)(2)複数段階のオンライン形式の研修講座の提供や、7(3)バーンアウトを防ぐために定期的なカウンセリングサービスを利用できる補助金制度の導入も検討すべきではないか。



### 7(1)(2)の基礎講座の例

#### ▼①LFAのオンライン養成講座

講座名	概要	受講料
1. 子どもの権利	子どもの権利条約の意義と実践	無料
2. 子どもの権利	子どもの権利条約の意義と実践	無料
3. 子どもの権利	子どもの権利条約の意義と実践	無料
4. 子どもの権利	子どもの権利条約の意義と実践	無料
5. 子どもの権利	子どもの権利条約の意義と実践	無料
6. 子どもの権利	子どもの権利条約の意義と実践	無料
7. 子どもの権利	子どもの権利条約の意義と実践	無料
8. 子どもの権利	子どもの権利条約の意義と実践	無料
9. 子どもの権利	子どもの権利条約の意義と実践	無料
10. 子どもの権利	子どもの権利条約の意義と実践	無料

#### ▼②スチューデントサポートフェイス 実地研修含む基礎講座

子ども・若者支援に  
携わりたい皆さんへ。

座学 講義 + 実地 研修

養成研修 基礎講座

座学講義(2日間) 無料 (10:00-17:00)

実地研修(1日間) 無料 (9:00-17:00)

講師予定： 谷口 仁史 数山 和己 等

## 6-2. 自治体に提案したい、まず一歩

---



## 自治体に提案したい、効果的な支援のためのはじめの一步

【皆さまへの2つのお願い】全国にはいつでも通えて、長い目で見続けてくれる「居場所」を必要とする子どもがいますが、全国にそういった居場所があるわけではなく、今も取り残されている子どもがいます。



### 事業にまだ取り組んでいない自治体様へのお願い

#### □ まずは、子どもの置かれている実態を多面的に把握できるよう【実態把握と部署間の情報連携】を行ってください

- 既に子どもや保護者の困難な状況を各部署では把握している自治体も多いと思います。既にある各部署に点在する情報を連携させ、その情報から、子ども・保護者に歩み寄り、支援につなげることが必要です。
- また、実態把握のために、現在の子どもの貧困関連調査を見直したり、新たに子どもに関する情報集約のシステムを利用したり、連携部署を設けることも有効です。
- 上記2点は難しいという場合でも、皆様の自治体には既に子どもへの支援を行っているNPOや社会福祉協議会、ボランティア団体等があるかもしれません。地域にある声に耳を傾け意見交換から始めることも大切な一歩です。

#### □ 居場所事業を【自治体子育て支援計画等に位置付け】てください

- 長い目での効果的な支援には、安定的な人員確保ができる財源が必要です。財源獲得の根拠となる計画（子育て支援計画等）に紐づけることを検討ください

### 類似事業等を既に開始している自治体様へのお願い

#### □ 効果を最大化できるよう、認められる【予算費目の柔軟な運用】をしてください

- 効果が出ている背景には多様なメニューを子どもにも親にも行っており、支援内容は子どものその日の状況に応じて変更が必要なケースもあります。
- 自治体の予算ルールによってはすぐに変更することは難しいかもしれませんが、委託先と相談しながら、子どものニーズに応じた支援ができるよう検討をはじめめることも大切な一歩です。

#### □ 【地域に住む方が居場所事業を応援】できるよう多様な情報公開をしてください

- 効果的な支援の継続には、近隣住民や利用していない保護者の理解が重要です。居場所で何をしているかご存じでない方がいる場合は、居場所で地域の方が参加可能なイベントを行うなど多様な情報公開も有効です。
- 地域に住む方が子どもを見守り、居場所につなぐ、居場所で支援のお手伝いをする等の協力には、まずは居場所をよく知ることが大切です。

# Appendix.

## 有識者会議委員名簿/開催概要

---





# 「子どもの居場所事業に係る政策提言に関する有識者会議」について

## ■ 目的

子どもの貧困問題や居場所事業に係る有識者の立場から、子どもの貧困や居場所に係る実態把握、既存制度の整理、政府への政策提言内容の検討等に関して助言を行う。議論の結果は、今年度末に取りまとめる予定の「政策提言書」に反映し、「子ども第三の居場所」から見える子どもや家庭の実態と支援の効果、子どもの居場所の普及に必要な政策を政府に提言予定。

## ■ 実施内容

2020年9月よりのべ7回開催。

- 第1回（2020年9月30日）：「居場所」に求められる本質的な要件、関連する既存制度の整理
- 第2回（2020年12月8日）：生活困窮者自立支援法・子ども子育て支援法・児童福祉法における制度改正の検討、各拠点調査結果分析
- 第3回（2021年3月2日）：アドボカシー活動、議員連盟との連携の検討
- 第4回（2021年6月23日）：自治体の取組状況比較分析、放課後児童健全育成事業における制度改正の検討
- 第5回（2021年9月28日）：厚生労働省の新規居場所事業概算要求を踏まえた政策提言の方向性の検討
- 第6回（2022年1月11日）：日本財団事業の理念や具体的な支援について分析
- 第7回（2022年3月22日）：「政策提言書」の策定

## ■ 委員（五十音順、敬称略）

埋橋 孝文 同志社大学 社会学部 教授

倉田 哲郎 前 箕面市長

白井 智子 特定非営利活動法人 新公益連盟 代表理事

中川 健朗 マカイラ株式会社 シニアコンサルタント（前 国立教育政策研究所所長）

藤井 康弘 一般社団法人 共生社会推進プラットフォーム 理事長（元 厚生労働省障害保健福祉部長）

李 炯植 特定非営利活動法人 Learning for All 代表理事

（※各委員の着任は以下のとおり。）

埋橋委員・白井委員・藤井委員：2020年9月 /李委員：2021年1月 /倉田委員・中川委員：2021年4月）



（写真）第1回会議の様子

## 参考資料

---



# 厚生労働省新規居場所予算事業

- 新規居場所事業については、概算要求時点からさらにグレードアップ！
  - 整備費の支援、開設準備経費が追加される。また運営に必要な市区町村の補助負担割合が1/2から1/4に。
  - 補助基準額については専門職非配置は135万円程度引き上げられる一方、専門職配置は138万円程度引き下げ。
  - 事業概要は上記の他、「不登校」の明記と、関係機関へのつなぎが言及される。

子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）  
令和3年度補正予算（案） 602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

**事業概要**  
不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

**子どもの居場所支援整備事業（整備費）**

【実施主体】  
市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】  
国2/3、市町村1/12、事業者1/4

【補助基準額（案）】  
1か所当たり 17,392千円

**子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）**

【実施主体】  
市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【支援対象】  
家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

【支援内容】  
①安心・安全な居場所の提供  
②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成  
③学習（宿題の見守り等を含む）の支援  
④食事の支援  
⑤課外活動の提供  
⑥専門職による支援計画の策定 など

【補助割合】  
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

**支援のイメージ**

**【補助基準額（案）】**

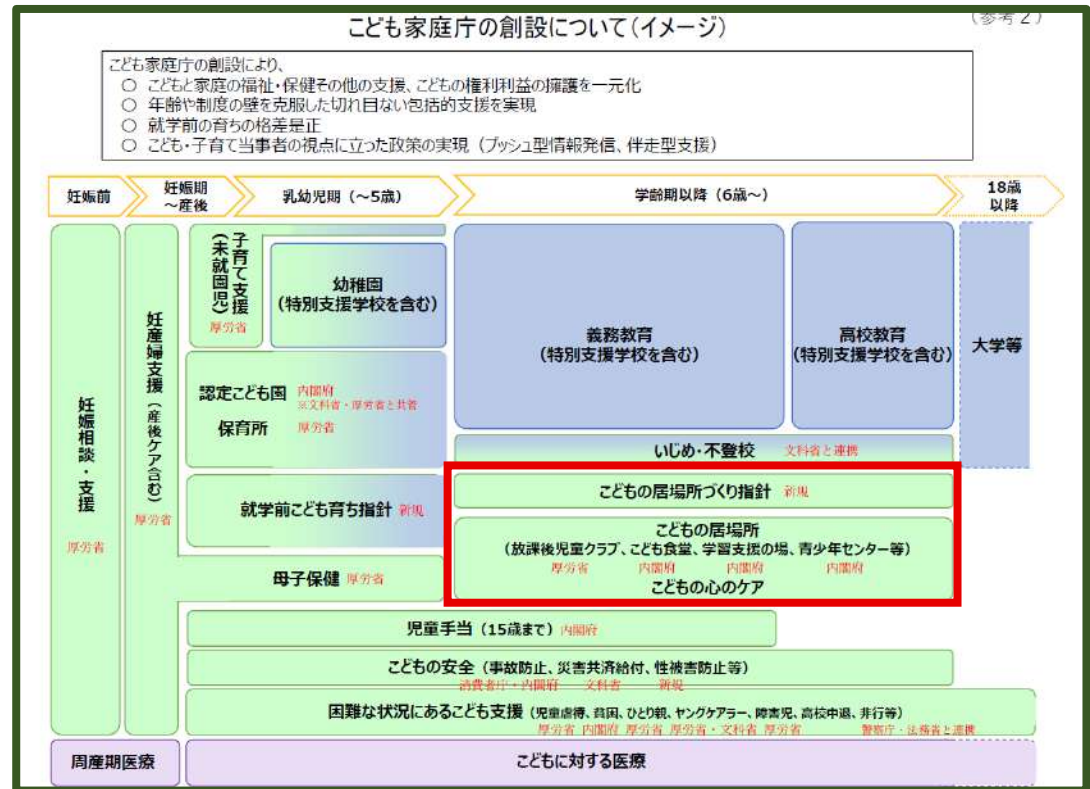
①基本分	専門職を配置しない場合	1か所当たり	14,592千円
	専門職を配置した場合	1か所当たり	15,850千円
②賃借料支援加算		1か所当たり	3,000千円
③開設準備経費加算		1か所当たり	4,000千円

## 前回示していた論点と更新された予算事業

- ✓モデル（任意）事業ではなく、義務事業に  
→義務化に向けた児童福祉法改正へ？子ども家庭庁の動きも（次頁へ）
- ✓国・都道府県の補助割合の追加などによる、市区町村負担割合の引き下げ →Clear！
- ✓学習生活/生活学習/見守り強化などの種々の子ども支援にもつなぎうる、センター機能の拡充 →関係機関調整の部分はClear！

## こども家庭庁創設で始まる「こども居場所づくりに関する指針（仮称）」

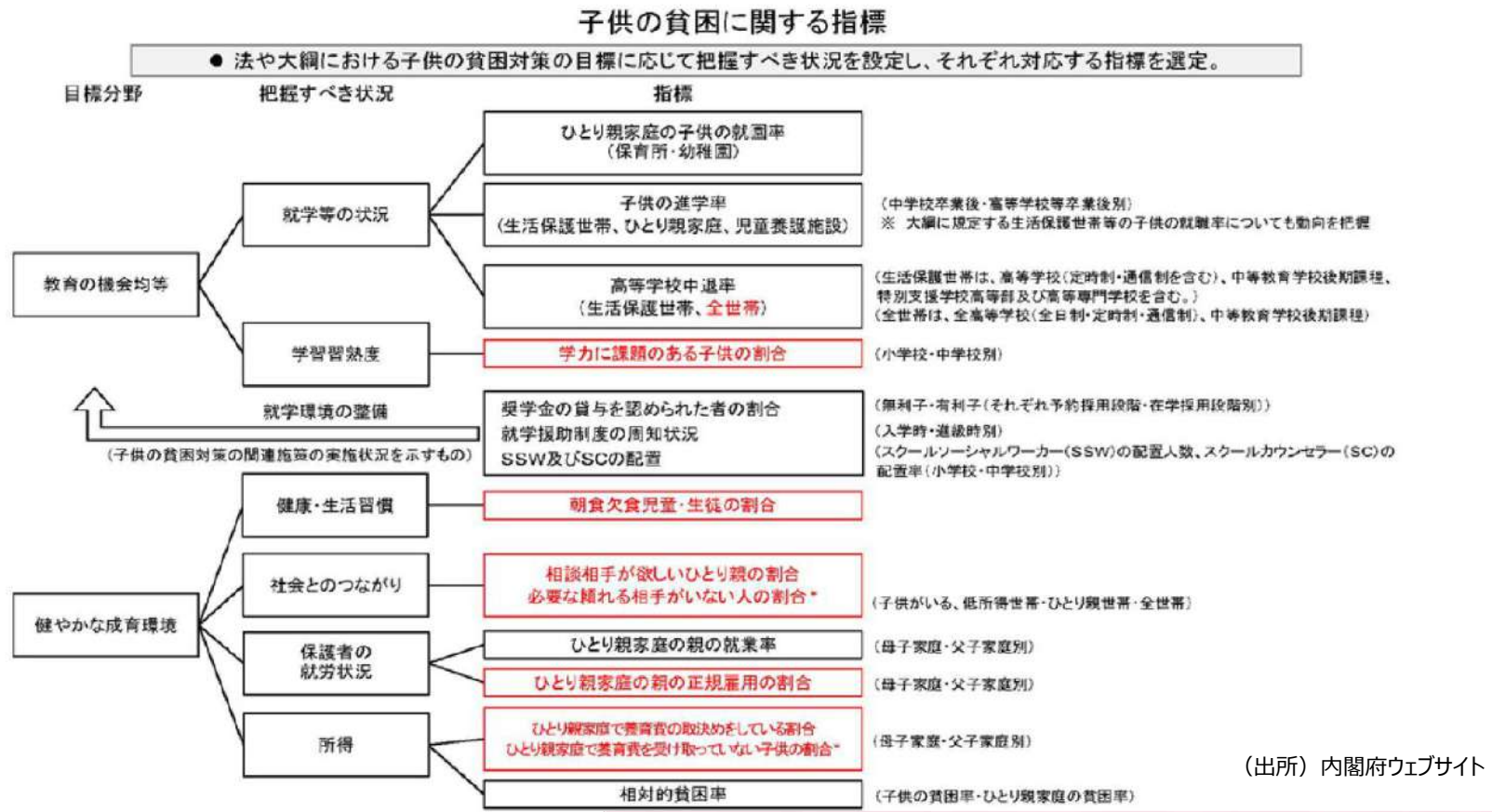
- こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）（内閣官房）（2021年12月）が公表。
- その中では、こども家庭庁では新たな所掌事務として、こどもが安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を規定すること、
- こども家庭庁は、政府のこどもの居場所づくりの取組を中心的に担う（こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）を閣議決定し、これに基づき強力に推進。）こと、
- 各省がそれぞれの所掌に照らして行っているこどもの居場所と関連する事務について、必要な調整を行うことが明記される。



# 子どもの貧困対策大綱の関連指標から見る、困難の例

## 子どもの貧困対策の指標見直しの方針から

- 「世帯の経済状況のみならず、**教育や成育環境などの子供たちをとりまく状況を多面的に把握**」する必要性に言及があるとして、以下の赤字指標を追加設定。
  - 教育の機会均等の確保：就学等の状況、**学習習熟度**、就学環境の整備
  - 健やかな成育環境の確保：**健康・生活習慣**、**社会とのつながり**、**保護者の就労状況**、**所得**



→ 経済的な困難以外も含め改善されているが、**インプット指標、アウトプット指標とも十分ではない**

# 子どもの貧困対策関連指標データから見る困難の例と状況

## 1 子供の貧困の状況

### 2. 生活の安定に資するための支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯)		電気料金 ガス料金 水道料金	14.8% 17.2% 13.8% (平成29年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験(子供がある全世帯)		電気料金 ガス料金 水道料金	5.3% 6.2% 5.3% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯)		食料が買えない経験 衣服が買えない経験	34.9% 39.7% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験(子供がある全世帯)		食料が買えない経験 衣服が買えない経験	16.9% 20.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)		重要な事柄の相談 いざという時のお金の援助	8.9% 25.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位)		重要な事柄の相談 いざという時のお金の援助	7.2% 20.4% (平成29年)

### 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)			80.8% (平成27年)
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)			88.1% (平成27年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)			44.4% (平成27年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)			69.4% (平成27年)

### 4. 経済的支援

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
子供の貧困率	国民生活基礎調査	16.3% (平成24年)	13.9% (平成27年)	13.5% (平成30年)
	全国消費実態調査			7.9% (平成26年)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	54.6% (平成24年)	50.8% (平成27年)	48.1% (平成30年)
	全国消費実態調査			47.7% (平成26年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)				42.9% (平成28年度)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)				20.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯)				69.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯)				90.2% (平成28年度)

※赤字は新大綱(令和元年11月)で新規追加又は見直しをした指標。

→ 前述のとおり貧困文脈ゆえ経済的困窮に関するデータが多い中、孤立に関するデータを見ると「つながりの貧困」が顕著に高い様子がうかがえる

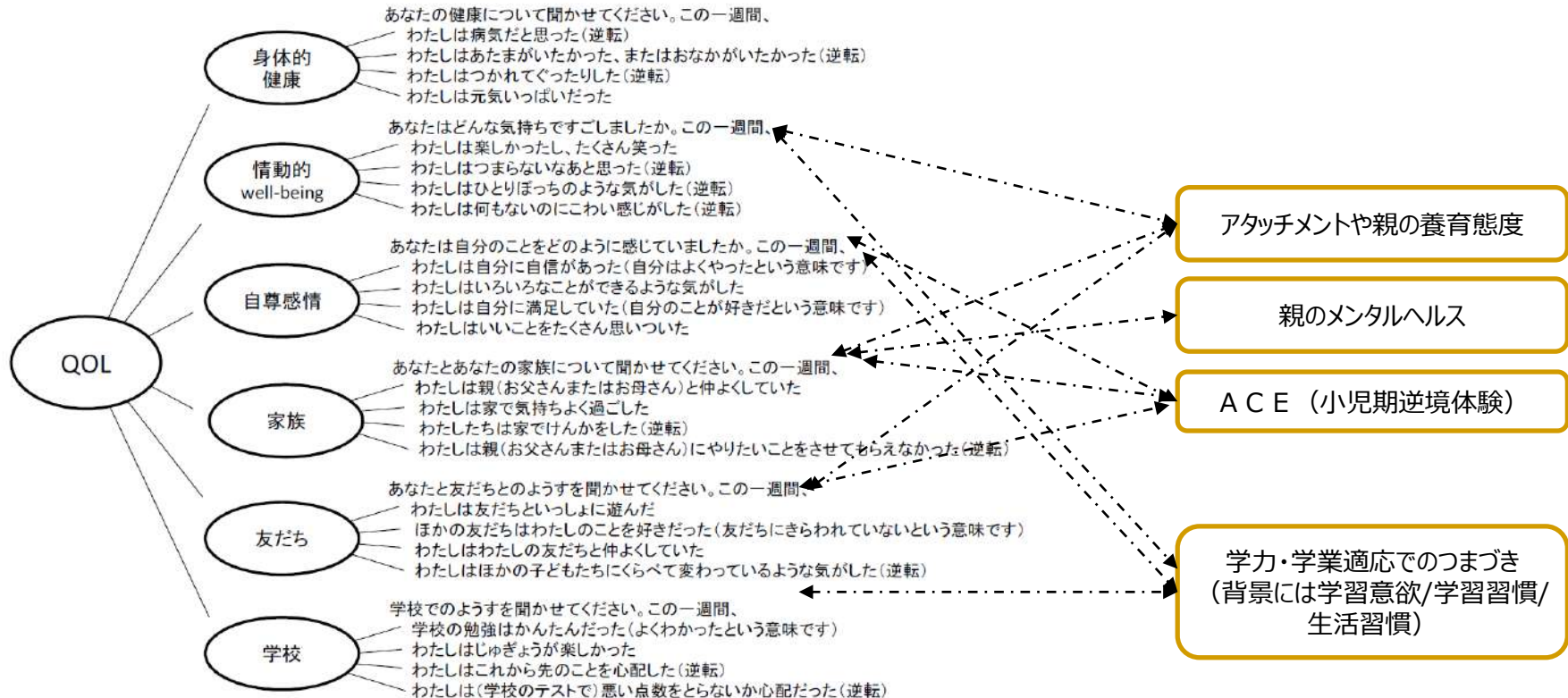
# 子どもの貧困対策関連の政策文書/政策調査から見る困難の例

- 内閣府白書では「その困難は、**経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、虐待**など非常に多岐にわたるものであり、また、**いくつかの困難が複合的にあられ、その困難をさらに複雑なものとしているケースもみられる。**」と定義され、ここで初めて、「複合」について言及される。
- 政策調査における先行研究の整理では、**貧困と認知能力や非認知能力、その他の関係が整理されており、QOL指標も採用されている。**
- 政策調査においても、**子どもの厳しい状態の要因には様々なものが関連していることが例示されている。**

## 子どもの状態のアセスメント指標

この状態を引き起こす要因も様々  
 (政策関連調査で言及があるものの一例)

図2 子どもの適応感測度 KINDLRの構造



## 子どもの貧困対策大綱自体から見る、困難の例

- 子どもの貧困対策大綱本文での整理から見ると、かなり「困難」が限定されている（貧困をリードにすることの要因か）。
- 仮に、経済的事由以外の困難を生きづらさとする、養育者の不足やインクルーシブ教育の不足など、社会文化制度や過去の経緯が生み出した生きづらさと分類。

### 特に経済要因による生きづらさ？

#### 子どもの生活支援

- 生活困窮世帯
- 社会的養育が必要な子供
- 食育の文脈で「特に児童養護施設等、ひとり親家庭の子供」

### 社会文化の生み出す障壁による生きづらさ？

#### 特別に配慮

- 児童養護施設等
- 特別支援教育
- 外国人児童生徒等



# 佐賀県での実態調査から見る困難の多様な例と、佐賀県での実数

- 内閣府白書でも紹介のある、佐賀県子ども・若者総合相談センターのデータでは、子どもの抱える課題は11項目にカテゴリー化しても多様な項目であること、カテゴリー内でも多様な実態があること、そして、重なっていることが明らかになり、内閣官房一億総活躍社会に関する意見交換会でも発表。

## 佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査

<対象者年齢別内訳>

0～9歳	10～19歳	20～29歳	30歳以上	不詳	合計
73	892	349	221	5	1,540

※H22.4～H27.3新規対象者合計

<実態調査対象者>

「佐賀県子ども・若者総合相談センター」利用者1,490名

※割合には十分な情報が得られなかった者50名を除き算出

開所から現在(H22.4～H27.3)	項目	あり	割合
配慮すべき疾患	1 精神疾患(疑い含む)	641	43.0%
	2 発達障害(疑い含む)	643	43.2%
行動面の問題	3 暴力	278	18.7%
	4 非行・違法犯罪行為	182	12.2%
	5 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	419	28.1%
支援経験	6 医療機関受診	518	34.8%
支援機関を利用するにあたっての困難	7 多重の問題	1,265	84.9%
	8 対人関係の問題	1,254	84.2%
家庭環境	9 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	944	63.4%
	10 虐待(疑い、過去の経験含む)	203	13.6%
	11 被支援困難者(経済的事由で必要な支援が受けられない)	299	20.1%
対象者実数		1,490名	

「不登校」対策で実際に対応が必要になった事項

- いじめ被害、暴行、恐喝、性犯罪・・・
- 性的・身体的虐待、ネグレクト、DV、貧困、離婚問題・・・
- 出会い系サイト被害、ドラッグ、児童売春、援助交際・・・
- 摂食障害、リストカット、うつ、強迫性障害、統合失調症・・・
- 学習障害、自閉症、アスペルガー等発達障害・・・
- ネット依存、ギャンブル依存、ストーカー行為・・・
- 暴走行為、粗暴行為、暴力団勧誘、青少年犯罪・・・

## 支援の際留意すべき点

84%を超える子ども・若者が対人関係に問題を抱えている

28.1%の子ども・若者で何かしらの依存行動が認められる

4割を超えるケースで精神疾患、発達障害等特段の配慮を必要とする

虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャンブル依存、貧困等生育環境の問題

63.4%で家族自身も悩みを抱え疲弊するなどして支援を必要としている

多重に困難を抱える子ども・若者が84.9%と高い割合を占める

→ 表出する課題は様々。しかし8割以上の共通項目は多重の問題/対人関係の問題。

## 子ども・家庭を取り巻く困難の重なるの実数（困難の重なるの別データ）

- 子ども・家庭を取り巻く不利や困難は、実際にはある子どもに折り重なっている状態であることは珍しくない。特定非営利活動法人Learning for ALLの調査によると、支援につながった子どものうち約8割の子どもが、2個以上の不利・困難を有している。

子どもたちは経済的貧困を背景として、  
様々な不利や困難が複合的に折り重なった状態にあります。



小学三年生 Aくん

- #生活保護
- #両親未就労
- #多子世帯
- #欠食あり
- #ネグレクトの疑い



高校生 Bさん

- #ひとり親世帯
- #親の精神疾患・体調不良
- #発達障害疑い
- #学力不振
- #進路未決定
- #ヤングケアラー

【グラフ1】LFAの支援に繋がった子どもの属性（課題）  
（小中学生：n=211）



【グラフ2】1人あたりの子どもが抱える属性（課題）の数  
（小中学生：n=211）



約8割の子どもが  
1人あたり2個以上の属性（グラフ1記載）を持っている

# 国の提示する居場所支援策資料（内閣府）

沖縄特化の沖縄子供の貧困緊急対策事業は除く

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧 【内閣府】（令和2年4月現在）

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
子供の未来応援基金（民間資金による）	公益法人、一般法人、NPO又は任意団体で、子供の貧困対策のための事業を行うもの	子供の貧困対策のための事業に必要な総額を交付する。 （第4回支援においては、新規または拡充事業について活動を支援し、団体の運営基盤の強化を図る事業A団体には上限300万円。小規模での活動を行う団体に対する支援としての事業B団体には、30万円または100万円。）	内閣府 子どもの貧困対策担当 TEL 03-6257-1438
地域子供の未来応援交付金（R2年度予算1.5億円、R1年度補正予算2.6億円）	地方公共団体（都道府県、市町村）	地方公共団体の行う子供の貧困対策に関する次の事業を支援する。（補助率1/2） (1)①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握 ②支援体制の整備計画策定 (2)①子供たちと「支援」を結びつける事業 ②連携体制の整備 ③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業	内閣府 子どもの貧困対策担当 TEL 03-6257-1445

## 参考：国の提示する居場所支援策資料（厚労省）

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧 【厚生労働省】（令和2年4月現在）

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供への子どもの学習・生活支援事業 （R2 487 億円の内数） 生活困窮者自立支援法等関係予算の一部で実施	地方公共団体 （都道府県、市町村）	生活困窮世帯等の子供に対する学習支援や居場所づくり、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う。 （補助率 1/2）	厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 TEL 03-5253-1111 （内線 2876）
子どもの生活・学習支援事業 （R2 132 億円の内数）母子家庭等対策総合支援事業の一部で実施	地方公共団体 （都道府県、市町村）	ひとり親家庭の子供に対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う。 （補助率 1/2）	厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 TEL 03-5253-1111 （内線 4887）
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） （R2 1453 億円の内数）子ども・子育て支援交付金の一部で実施	市町村	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 （補助率 1/3）	厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課健全育成推進室 TEL 03-5253-1111 （内線 4966） <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027098.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027098.html</a>

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧 【文部科学省】（令和2年4月現在）

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動（放課後子供教室・地域未来塾） （R2 67億円の内数） 地域学校協働活動推進事業の一部で実施</p>	<p>地方公共団体 （都道府県、市町村）</p>	<p>地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動（放課後子供教室・地域未来塾）などの取組に対して、その所要経費の一部を補助する。  （補助率 1/3）</p>	<p>文部科学省 総合教育政策局地域学習推進課 TEL 03-5253-4111 （内線 3284） <a href="https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chii-ki-gakko/kyodo.html">https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chii-ki-gakko/kyodo.html</a></p>

（出所）内閣府ウェブサイト

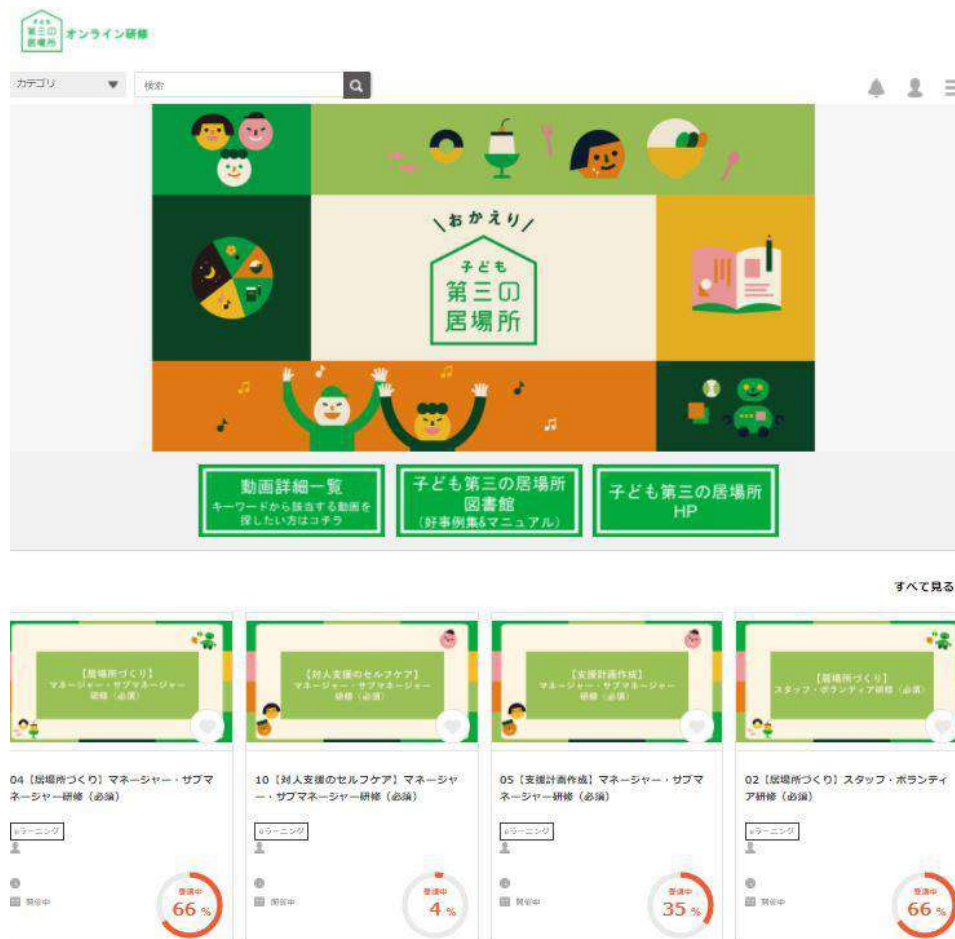
## 日本財団が実施する先進事例の知見共有の場づくりの紹介

- 日本財団では既に知見共有の場（対面形式）を設けており、各拠点の情報共有だけでなく、外部講師による講演などを通じ、子どもへの支援方法をさらに活性化するものとしている。
- 直近では以下の内容で、2021年12月に2日間の対面形式で実施している。

1日目	2日目
開会・参加者自己紹介	拠点視察、活動紹介
B & G財団からの報告	運営経験年ごとの分科会
外部講師講演（日本ほめる達人協会）	日本財団からの報告
事例発表（2拠点） ※テーマ：「自己肯定感を育む支援」	研修の振り返り
懇親会	閉会



- 日本財団では、階層別（拠点マネージャー、スタッフ、ボランティア）に研修コンテンツを整理し、eラーニングで学べるオンライン研修サイトを開設。
- 当該サイトでは、事業背景、安全・危機管理、子ども支援の mindset セット、支援計画策定、行政等との関係構築、学習支援などの他、採用・マネジメントに関するものまで多岐にわたる。
- その他好事例集やマニュアルなどを参照できるオンライン上の図書館も設けられている。



## 【⑩柔軟な制度の前提】－申請を前提としない仕組み、ニーズを起点に変えられる仕組み

- 本事業のシステムにこそ大きな独自性があるはずで、例えば児童を一般募集せず機関連携により要支援児童を発見し、そこに介入していくという「ポスト申請主義」のあり方、要支援家庭の親子と毎日顔を合わせるという事業のあり方（こんな事業は他にはありません。学校も毎日とは親と会いません。療育施設やカウンセリングも同じです。保育所や放課後児童クラブは『保育』事業ですので主旨が違います）、法的根拠のある施設ではないだけに、地域のニーズや利用する児童に対して柔軟に提供サービスを決めることができる等々、本事業であればこそ大胆な支援を進めることができた要因が多くあります。（尾道）
- また、法人内の別事業で不登校・引きこもり事業を展開していることもあり、子どもの居場所の定着については、ノウハウ含め、まずは子ども達が行きたいと思える居場所づくりを行うことが出来た。（からふる田場）

## 【①子ども・家庭の個別性を前提とする長期目線の多様な支援プログラム】

### それぞれに応じて

- 子どもの人権と個性を理解した一人ひとりの個性や生育環境を理解した多様な学習（含学習のあそび化）プログラムや認知能力のトレーニング等を日々の生活に取り入れていた事（和光）
- たとえば工作ひとつをとっても、ただ子どもたちが好きにやっているのを見守るだけでなく、また既存のやり方を教える、というのでもなく、「どんなものを作りたい？」「そのためにどんな方法があると思う？」と子どもたちに問いかけ、自分で考えてみるという体験を積み重ねています。
- 子ども達がやりたいと思っていることを言える空間や関係づくり、小さな声をしっかり聴けるようなスタッフ体制、「あとでね」と言わないですぐできるような体制などやりたいと思ったときにスピード感や出来る事は必ずやる、スタッフが一緒になって考えやってみる等、子ども達の「出来た」「失敗した」「もう一度やりたい」など子ども自身が感じ自発的に発言、行動できるように促しているため。（からふる田場）
- 自分で選択する機会を増やしたり、喧嘩や失敗したときになぜそうなったのか子どもに聞き自分の考えや行動の理由を聞くようにしているから。（おおむら）



## 【①子ども・家庭の個別性を前提とする長期目線の多様な支援プログラム】

### 親子で

- 社会的相続の問題を考えた時、家庭での不足分を拠点で補う発想と同時に、**問題の本丸はむしろ家庭にあるべきだ**と考えた方が素直ですので、**当拠点では家族の養育状況の改善を目指し**、親子キャンプや親子交流会、保護者間のグループワークの実践などにも取り組んできました。（尾道）
- **要支援家庭の親子と毎日顔を合わせるという事業のあり方**（こんな事業は他にはありません。学校も毎日親と会いません。療育施設やカウンセリングも同じです。）（尾道）

### 長い目で

- 挨拶、手洗い、後片付け、宿題等の習慣化**児童個々人に差があるので**、各個人ができるまで、**辛抱する**（からつ）。
- 歯みがき習慣や勉強の習慣を身につけることによって、**1日の流れ**をつかむことができるようになり、学校での学習を意欲的に取り組むことができるようになってきた。（うるまいわ）
- (B)の「生活習慣」に関しては家庭での経験や学びが十分でない子どもたちも多く、**一朝一夕に「自立する力」が身につくわけではありませんが**、体験活動「わくわくたいむ」を中心に、さまざまな日常の場面の中で子どもたちが「自分で考え、時には失敗しながらもさまざまな新しい世界にチャレンジし、自分の好きなことを知り、選択し、最後までやり抜く」という体験ができるように、スタッフ全員で共通の意識をもって関わり続けてきました。（みのお）

## 【②学校教員・SSW、地域等、多領域の関係者の関り】

- **関係機関（学校・スクールソーシャルワーカー等）**や保護者との連携。（かさま）
- **学校との連携**。1年生の自己来所については、学校からも不安視の声があったため、保護者と相談・来所練習していることを、下校お迎え時に様子などを含めて伝えた。学校内での放課後の習い事を始めた児童もいるため、イレギュラーな対応については、同様に協力体制を組んでいる。（かつちゃんふえ～ばる）
- 拠点の目的等の事前研修と人材育成により、対象者の日々の観察と必要な記録を行い、気づき（気になるところ）を**行政関係者との連絡会議や各種ケア会議において検討する**という体制が整っているため。（きつき）
- **学校関係者には「私たちの事業は足し算でなく、掛け算です」と**言っています。学校での学びがゼロなら効果がありません。私たちだけで教育を完結させてはいけないと思っています。（尾道）

## 新たな事業について(イメージ)

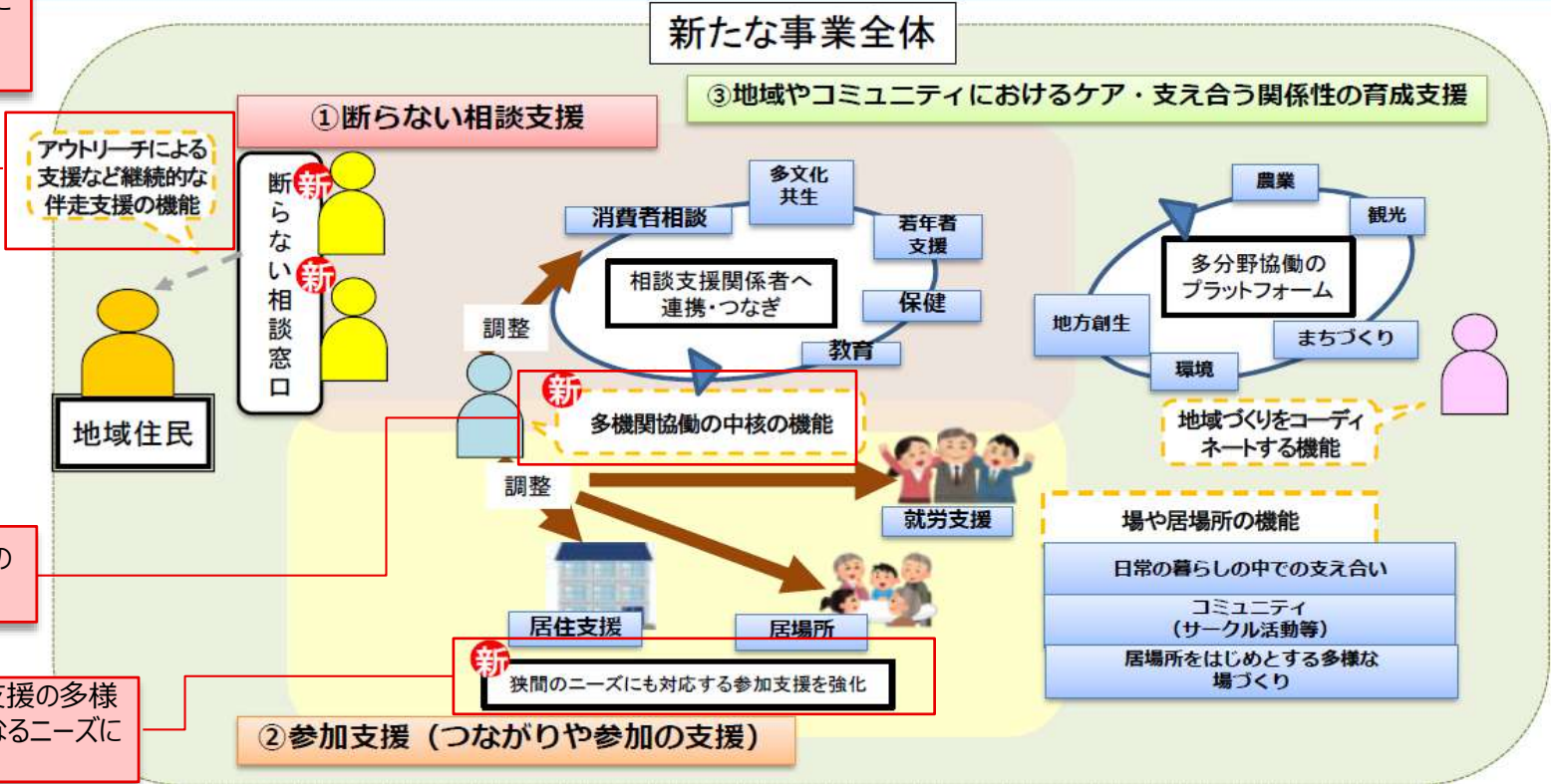
令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

- 新たな事業を実施する市町村は、ニーズと資源の状況を勘案し、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつながりを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- このような地域への包摂に向けた伴走型支援を行う一方で、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。

①ふらっと来る子どもを受け入れ関わり続ける

②多機関協働の中核

①プログラム・支援の多様性で個々に異なるニーズに対応



## その他のNPO団体等の居場所事業

### 埼玉県：子どもの学習支援（ジュニア・アスポート事業）

#### 目的

- 学習支援や生活支援を実施することにより、**貧困の連鎖解消を目指す。**

#### 具体的な活動

- 学習支援：大学生ボランティアや教員OBなどがマンツーマンで学習指導を行う。
- 体験活動：キャンプや工作、職業体験などを実施。教室外での活動は、夏休み等の長期休暇や土曜日等を利用。
- 食育・生活支援：教室で食事を提供し、支援員やボランティアと子どもたちが一緒に食事を行う。また、挨拶や歯磨き等の生活習慣を定着させる。
- 教室に来られない家庭への支援：支援員が家庭訪問し、学習や生活相談支援を実施。

#### 成果

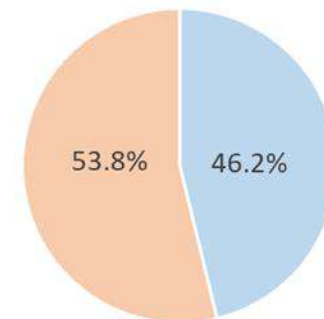
- ジュニア・アスポートに通うようになったことで、不登校生徒が自信をつけ、半数程度が再び登校できるようになった。
- 継続して参加することにより、約7割の児童が生活習慣を改善。

課外活動の様子



(出所) 一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワークホームページ

図表 不登校状態からの脱却



■ 再び登校できるようになった ■ 変化なし

(出所) 埼玉県福祉部社会福祉課「ジュニア・アスポート事業 実施の手引き」